



無配当 米国ドル建終身保険(低解約払戻金型)

ご契約のしおり 約款

オリックス生命保険株式会社

2020年10月

はじめに

この冊子は、保険契約に際しての重要事項をまとめたものです。
必ずご一読いただき、内容をご確認ください。
ご契約後は、保険証券とあわせて大切に保管してください。
なお、記載しているさまざまな取扱いについては、実際に取扱い
を行う時点における当社所定の範囲内での取扱いとなります。

この冊子は、次の2つの内容で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約に際してのお知らせとお願い、各種手続き、商品のしくみと特徴、税法上の取扱い等、ぜひ知りたい重要な事項をわかりやすく説明しています。

約款

ご契約についての取り決めを記載したものです。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

目次

ご契約のしおり

1. しくみ

しくみと特徴	6
保険金の支払い	8
保険料の払込免除	9
特定疾病障害介護保険料払込免除特則	10
為替変動の影響について	13
契約にかかる諸費用	14

2. 特約

米国ドル建特定疾病障害介護	
終身保険特約(低解約払戻金型)	16
円入金特約	19
円支払特約	20
年金支払特約	21
リビング・ニーズ特約(指定通貨建・外貨建用)	22
介護前払特約(指定通貨建・外貨建用)	25

3. 契約に際して

I 告知義務

告知義務	30
正しく告知しなかった場合	31

II 申込み

申込手続き	32
保障の開始時期(責任開始)	34
保険証券の送付	35
特別条件付による引受	35
申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)	36
詐欺による取消および不法取得目的による無効	37
現在の契約を解約して新たな保険に見直す場合	37

4. 契約後

I 保険金の請求

請求の手続き	40
保険金を支払いできない場合	42
指定代理請求特約	46
時効と管轄裁判所	48

II 保険料の払込

保険料の払込方法	49
保険料払込の猶予期間と失効	51
保険契約の復活	51
保険金の支払事由が生じた場合の保険料	52
保険料の払込みが困難になった場合	53

III 契約後の変更等

契約者貸付制度	54
特約の変更	54
死亡保険金受取人の変更	55
解約と解約払戻金	56
住所変更等の代表的な手続き例	58

5. 特に注意していただきたいことがら

お客様の個人情報の取扱いについて	60
他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について	64
業況の変化による保険金額等の削減	66
生命保険契約者保護機構	67
金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ	69

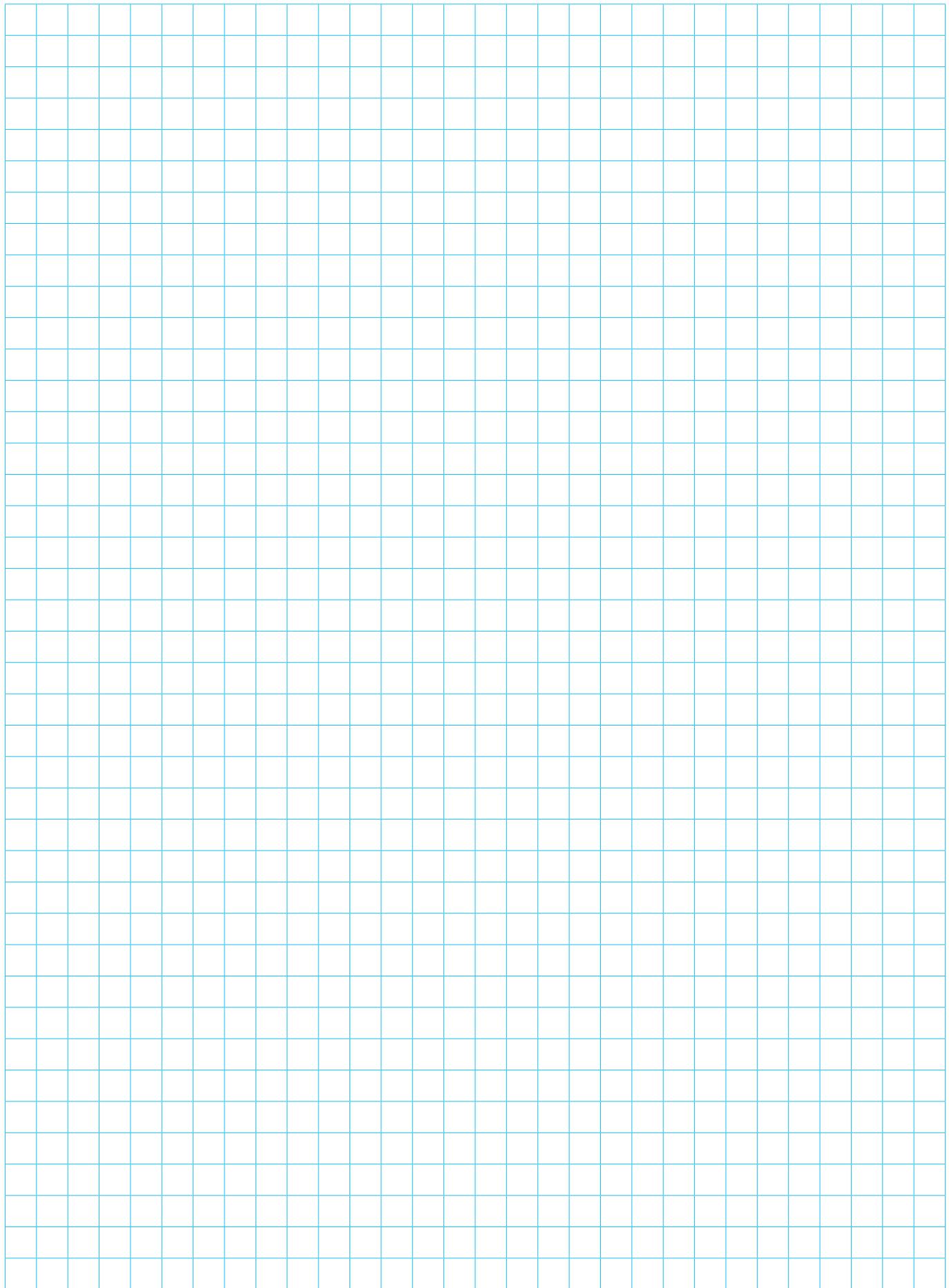
6. その他

生命保険と税金	72
主な保険用語	74

約款

1. 無配当米国ドル建終身保険 (低解約払戻金型)普通保険約款	79
2. 米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約 (低解約払戻金型)	93
3. 年金支払特約	101
4. リビング・ニーズ特約 (指定通貨建・外貨建用)	105
5. 介護前払特約(指定通貨建・外貨建用)	109
6. 指定代理請求特約	114
7. 特定障害不担保特約	117
8. 情報端末による 保険契約申込に関する特約	118
9. 責任開始に関する特約	119
10. 円入金特約	120
11. 円支払特約	122
12. 口座振替特約	124
13. クレジットカード払特約	127
14. 別表	129

MEMO



ご契約の
しおり

しくみ

ご契約のしおり

1

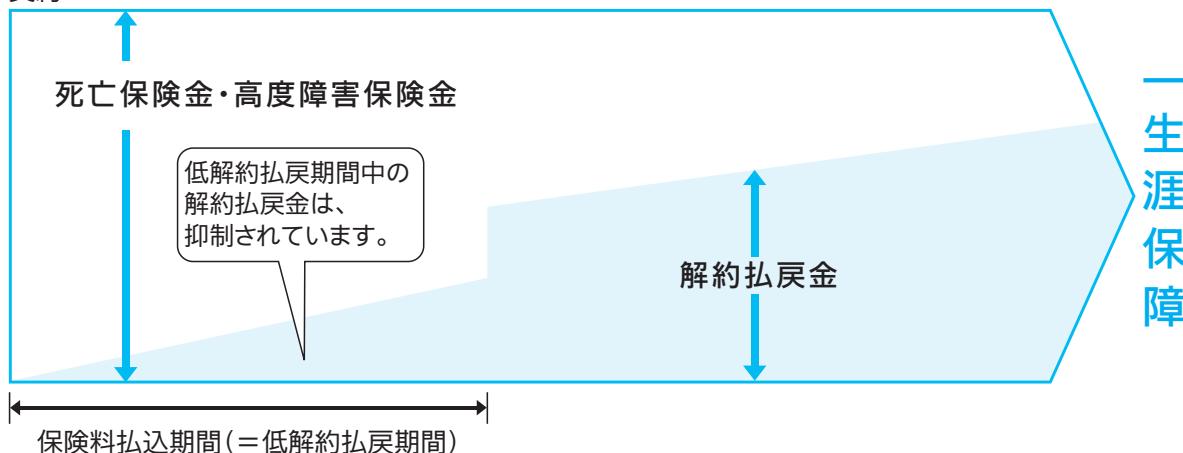
しくみ

米ドル建終身保険 Candle Wide [キャンドル・ワイド]

しきみ

保険料や保険金額等を米ドルで定める米国ドル建終身保険です。被保険者が死亡したときに死亡保険金を、高度障害状態に該当したときに高度障害保険金をお支払いします。

ご契約



特徴

- 1.** 保険料や保険金等は、米ドルでお取扱いします。
- 2.** 一生涯を通じて保障が続きます。
- 3.** 低解約払戻期間中の解約払戻金を抑制することにより、保険料を抑えました。
- 4.** 約款所定の身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込みが免除されます。
- 5.** 特定疾病により約款所定の事由に該当したとき、約款所定の特定障害状態もしくは所定の要介護状態*に該当したときに保険料の払込みが免除される
「特定疾病障害介護保険料払込免除特則」を適用することができます。
*以下のいずれかに該当したとき
 - ・満65歳未満の被保険者について、約款所定の要介護状態となり、その状態が180日以上継続したと医師によって診断確定されたとき
 - ・公的介護保険制度により要介護2以上の状態に該当すると認定されたとき
- 6.** 米ドル建の保険料は、円入金特約が付加されているため、当社所定の為替レートを用いて円に換算し、円で払込みいただきます。

※くわしくは「円入金特約」をご参照ください。 → 19 ページ

- 7.** 米ドル建の保険金や解約払戻金は、円支払特約を付加することにより、当社所定の為替レートを用いて円に換算し、円でお受取りいただくことができます。

※くわしくは「円支払特約」をご参照ください。 → 20 ページ

- 8.** 特約を付加することで保障を充実できます。

※くわしくは「米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)」をご参照ください。

→ 16 ページ

十分にご確認のうえお申込みください。

- ・保険料や保険金等を米ドル建で取扱うため、米ドルを円に換算する場合、為替変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
当社所定の為替レートの変動に応じて、円換算後の金額は変動(増減)します。
- ・お客さまに負担いただく諸費用があります。
保険料から控除される諸費用や、米ドルを円に換算する場合の為替手数料等が発生します。

低解約払戻期間中の解約払戻金は抑制されています。

くわしくは「解約と解約払戻金」をご参照ください。

→ 56 ページ

※低解約払戻期間は保険料払込期間と同一です。

保険金の支払い

→ 約款第2条 参照

死亡保険金

被保険者が、責任開始時以後の保険期間中に死亡したとき

死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

高度障害保険金

被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害により保険期間中に両眼失明などの高度障害状態に該当したとき

高度障害保険金を被保険者にお支払いします。

高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態に該当したときから保険契約は消滅します。

※高度障害状態については約款別表3「対象となる高度障害状態」をご参照ください。

※保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合には、高度障害保険金受取人はその法人となります。

米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)の特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金、特約介護保険金も同様に取り扱います。

- 米ドル建の保険金は、円支払特約を付加して、円に換算してお受取りいただくことができます。
円に換算する場合、当社所定の為替レートを用いて円に換算した金額をお支払いします。

「円支払特約」をご参照ください。 → 20 ページ

- 米ドル建の保険金を円で受取る場合、為替相場の変動により、受取る保険金額が円で払込んだ保険料の合計額を下まわる場合や、ご契約時における保険金の円換算金額を下まわる場合があり、損失が生じるおそれがあります。

保険金等の据置支払

保険金等の受取人は保険金等をすぐに受取らずに、所定の期間内、当社に据え置くことができます。この場合、据置金には所定の利息をおつけします。保険金等の受取人は据置期間中いつでも据置金全額の払出しを請求することができます。

※保険金等とは死亡保険金、高度障害保険金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金をいいます。

※据置金とは当社に据え置く間の保険金等のことをいい、据置期間中は米ドル建で据え置きます。

※据置金の利率については、当社のウェブサイトでご確認ください。

※据置金の請求時に円支払特約を付加することで、据置金を円に換算してお受取りいただくことができます。

据置金を円に換算する場合、当社所定の為替レートを用いて円に換算した金額をお支払いします。

「円支払特約」をご参照ください。 → 20 ページ

保険料の払込免除

つぎの場合には将来の保険料の払込みが免除されます。

→ 約款第6条 参照

- 被保険者が、責任開始時以後に発生した不慮の事故によって、その事故の日から180日以内に、片眼失明、両耳聴力喪失などの身体障害の状態に該当した場合

※不慮の事故については約款別表2「対象となる不慮の事故」をご参照ください。

※身体障害の状態については約款別表4「対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

保険料払込期間経過後のほか、つぎのいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、この規定の適用はありません。

→ 約款第7条 参照

- ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障害の状態にあることを原因とする事故によるとき
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- など

特定疾病障害介護保険料払込免除特則を適用した場合の保険料の払込免除については

「特定疾病障害介護保険料払込免除特則」をあわせてご参照ください。

→ 10 ページ

特定疾病障害介護 保険料払込免除特則

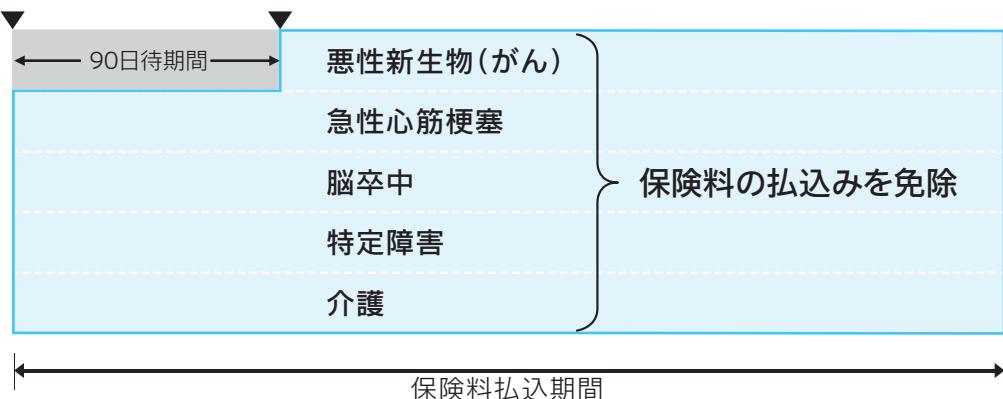
→ 約款第47条 参照

保険料払込期間中に、被保険者が特定疾病（悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中）により約款所定の事由に該当したとき、約款所定の特定障害状態もしくは所定の要介護状態*に該当したときに、将来の保険料の払込みを免除します。

*以下のいずれかに該当したとき

- ・満65歳未満の被保険者について、約款所定の要介護状態となり、その状態が180日以上継続したと医師によって診断確定されたとき
- ・公的介護保険制度により要介護2以上の状態に該当すると認定されたとき

責任開始日 悪性新生物責任開始日



※特定疾病とは、悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中を指します。

「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は保険料の払込の免除の対象となる悪性新生物（がん）ではありません。

くわしくは約款別表8「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご参照ください。

→ 約款第49条 参照

悪性新生物（がん）による保険料の払込の免除については、責任開始日からその日を含めて91日目（悪性新生物責任開始日）から保障します。

この特則を適用した場合、主契約にはこの特則を適用した場合の保険料率が適用されます。

■この特則の保険料の払込の免除事由

保険料払込期間中に、被保険者が以下のいずれかに該当したとき

悪性新生物（がん）	被保険者が、悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（がん）と診断確定されたことがなく、悪性新生物責任開始日以後に、初めて悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されたとき（悪性新生物（がん）の診断確定は診断確定の根拠となった検査の実施日をもって、悪性新生物（がん）と診断確定されたものとみなします。）
急性心筋梗塞	被保険者が、責任開始時以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、手術を受けたとき
脳卒中	被保険者が、責任開始時以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②脳卒中を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、手術を受けたとき
特定障害	被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき
介護	被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ・満65歳未満の被保険者について、約款所定の要介護状態となり、その状態が180日以上継続したと医師によって診断確定されたとき ・公的介護保険制度により要介護2以上の状態に該当すると認定されたとき

※対象となる手術については、約款別表10「対象となる手術」をご参照ください。

※対象となる特定障害には、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害に重複して該当したことにより、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、1級、2級または3級の障害に該当した場合を含みます。

※要介護状態については、約款別表15「要介護状態」をご参照ください。

※要介護2以上の状態については、約款別表16「要介護2以上の状態」をご参照ください。

■法令等の改正に伴う保険料払込免除事由の変更

→ 約款第51条 参照

当社は公的医療保険制度、身体障害者福祉法、公的介護保険制度等の改正が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって保険料払込免除事由を変更することがあります。

■悪性新生物責任開始日前に悪性新生物（がん）と診断確定された場合の取扱い

→ 約款第50条 参照

- ・悪性新生物責任開始日前に悪性新生物（がん）と診断確定された場合、悪性新生物（がん）による保険料の払込みの免除はできません。
- ・悪性新生物（がん）の診断確定の日（この場合における悪性新生物（がん）の診断確定の日は、診断確定の根拠となった検査の実施日ではなく、実際に診断確定された日をいいます。）からその日を含めて6か月以内に保険契約者からお申し出があったときは、この特則を無効とし、すでに払い込んでいたいた保険料のうち、この特則部分にかかる保険料相当分を保険契約者に払い戻します。

※保険契約が、告知義務違反または重大事由による解除に該当する場合にはこの取扱いはしません。



ご注意ください。

- ・この特則は保険契約の途中から適用することはできません。
- ・この特則の適用後は、取り消すことができません。

為替変動の影響について

■為替リスクがあります。

米ドル建の保険料や保険金等は、「円入金特約」「円支払特約」を付加して円に換算することができます。米ドルを円に換算する場合、円換算後の金額は為替変動の影響を受けます。この保険に関する為替リスクは、保険契約者および受取人に帰属します。

- ・為替相場の変動により、受取る保険金や解約払戻金の円換算金額が、円で払込んだ保険料の合計額を下まわる場合があり、損失が生じるおそれがあります。
- ・為替相場の変動により、受取る保険金や解約払戻金の円換算金額が、ご契約時における保険金や解約払戻金の円換算金額を下まわる場合があり、損失が生じるおそれがあります。

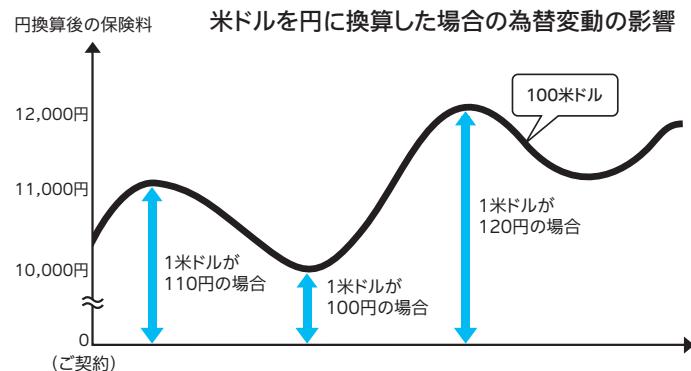
■為替レートは日々変動します。

①円に換算した保険料等について

円に換算した保険料等は、当社所定の為替レートの変動に応じて払込みのたびに変動（増減）します。

例) 月払保険料が100米ドルの場合

当社所定の為替レート (1米ドルあたり)	円換算後の 保険料
100円の場合	10,000円
110円の場合	11,000円
120円の場合	12,000円

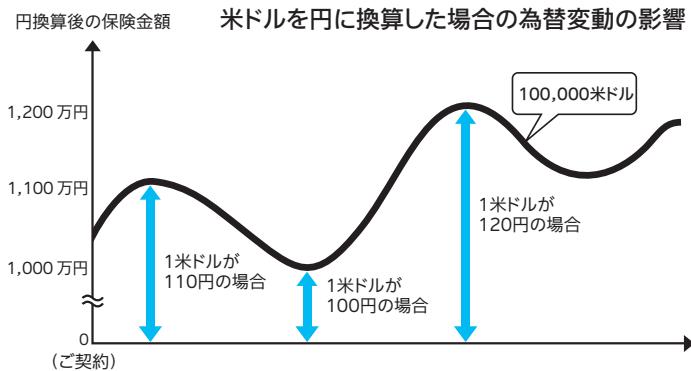


②円に換算した保険金額等について

円支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額や解約払戻金額等は、当社所定の為替レートの変動により、変動（増減）します。

例) 保険金額が100,000米ドルの場合

当社所定の為替レート (1米ドルあたり)	円換算後の 保険金額
100円の場合	1,000万円
110円の場合	1,100万円
120円の場合	1,200万円



※上記の当社所定の為替レートは、上限または下限を示すものではありません。当社所定の為替レートが100円を下まわることも、120円を上まわることもあります。

契約にかかる諸費用

■この保険は、お客さまに負担いただく諸費用があります。

この保険にかかる費用は、以下の費用の合計になります。

- 保険料から控除される諸費用

払込みいただいた保険料から保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等が控除されます。これらの費用については、契約年齢・性別などにより異なるため、一律の算出方法を記載することができません。

- 保険料等を払込むときの費用

この保険には円入金特約が付加されています。保険料等を円で払込む際に適用される当社所定の為替レートには、為替手数料が含まれます。

円入金特約のしくみについては、「円入金特約」をあわせてご参照ください。→ **19** ページ

- 保険金や解約払戻金等を円で受取る場合の費用

この保険は円支払特約を付加することで、保険金や解約払戻金等を円で受取ることができます。その際に適用される当社所定の為替レートには、為替手数料が含まれます。

円支払特約のしくみについては、「円支払特約」をあわせてご参照ください。→ **20** ページ

- 保険金や解約払戻金等を米ドルで受取る場合の費用

利用される金融機関により、各種手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります。各種手数料の金額やお支払い等については、ご利用の金融機関にご確認ください。

- 解約や減額をした場合の費用

解約や減額をする場合には、契約日から10年間は、経過期間(保険料を払込みいただいた年月数)に応じて、責任準備金から所定の金額を控除します。この控除額については、経過期間などにより異なるため、一律の算出方法を記載することができません。

※責任準備金とは、将来の保険金などをお支払いするために、保険料から積立てられるものをいいます。

- 保険金を年金で受取る場合の費用(年金支払特約を付加した場合)

年金支払開始日以降、受取年金額に対して、1.0% (本冊子作成時現在) を年金支払日に年金原資より控除します。

ご契約の
しおり

特 約

ご契約のしおり

2

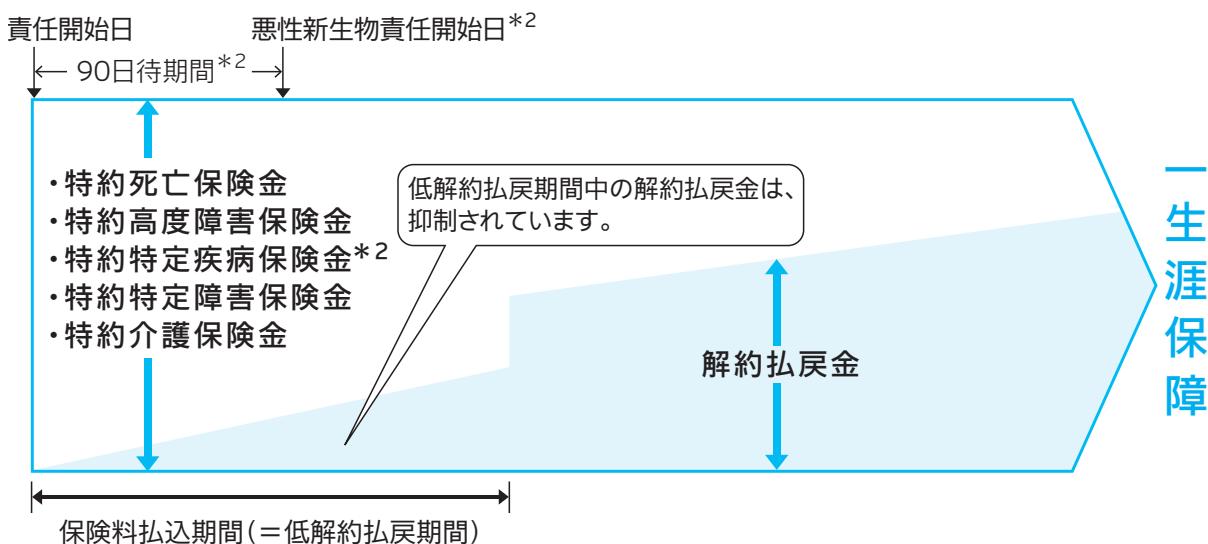
特約

米国ドル建特定疾病障害介護 終身保険特約(低解約払戻金型)

しくみ

→米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型) 参照

- 被保険者が死亡したときに特約死亡保険金を、高度障害状態に該当したときに特約高度障害保険金をお支払いします。
 - 被保険者が特定疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)により約款所定の事由に該当したときに、特約特定疾病保険金をお支払いします。
 - 被保険者が約款所定の特定障害状態に該当したときに、特約特定障害保険金をお支払いします。
 - 被保険者が所定の要介護状態^{*1}に該当したときに、特約介護保険金をお支払いします。
- *1 以下のいずれかに該当したとき
- 満65歳未満の被保険者について、約款所定の要介護状態となり、その状態が180日以上継続したと医師によって診断確定されたとき
 - 公的介護保険制度により要介護2以上の状態に該当すると認定されたとき



※特定疾病とは、悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中を指します。

「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」はお支払いの対象となる悪性新生物(がん)ではありません。

くわしくは約款別表8「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご参照ください。

*2 悪性新生物(がん)による特約特定疾病保険金は、責任開始日からその日を含めて91日目(悪性新生物責任開始日)から保障します。

低解約払戻期間中の解約払戻金は抑制されています。

くわしくは「解約と解約払戻金」をご参照ください。

→ 56 ページ

※低解約払戻期間は保険料払込期間と同一です。

■特約の支払事由

名 称	支払事由	支払額
特約 死亡保険金	被保険者が、責任開始時以後の保険期間中に死亡したとき	
特約 高度障害 保険金	被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害により、保険期間中に両眼失明などの高度障害状態に該当したとき	
特約 特定疾病 保険金	<p>悪性新生物 (がん)</p> <p>被保険者が、悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物(がん)と診断確定されたことがなく、悪性新生物責任開始日以後に、初めて悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定されたとき(悪性新生物(がん)の診断確定は診断確定の根拠となった検査の実施日をもって、悪性新生物(がん)と診断確定されたものとみなします。)</p> <p>急性 心筋梗塞</p> <p>被保険者が、責任開始時以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>②急性心筋梗塞を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、手術を受けたとき</p> <p>脳卒中</p> <p>被保険者が、責任開始時以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>②脳卒中を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、手術を受けたとき</p>	保険 金額
特約 特定障害 保険金	被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき	
特約 介護保険金	被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、つぎのいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ・満65歳未満の被保険者について、約款所定の要介護状態となり、その状態が180日以上継続したと医師によって診断確定されたとき ・公的介護保険制度により要介護2以上の状態に該当すると認定されたとき 	

※特約死亡保険金・特約高度障害保険金・特約特定疾病保険金・特約特定障害保険金・特約介護保険金は同額です。また、各々の保険金が重複して支払われることはありません。

※特約高度障害保険金・特約特定疾病保険金・特約特定障害保険金・特約介護保険金のいずれかをお支払いした場合は、その支払事由に該当した時にさかのぼって、この特約は消滅します。

※高度障害状態については、約款別表3「対象となる高度障害状態」をご参照ください。

※対象となる手術については、約款別表10「対象となる手術」をご参照ください。

※対象となる特定障害には、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害に重複して該当したことにより、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、1級、2級または3級の障害に該当した場合を含みます。

※要介護状態については、約款別表15「要介護状態」をご参照ください。

※要介護2以上の状態については、約款別表16「要介護2以上の状態」をご参照ください。

■特約の保険金の受取人

名 称	受取人	名 称	受取人
特約死亡保険金	主契約の 死亡保険金受取人	特約特定疾病保険金	主契約の 高度障害保険金受取人
特約高度障害保険金	主契約の 高度障害保険金受取人	特約特定障害保険金	特約介護保険金

■法令等の改正に伴う支払事由の変更

当社は公的医療保険制度、身体障害者福祉法、公的介護保険制度等の改正が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。

■悪性新生物責任開始日前に悪性新生物（がん）と診断確定されていた場合の取扱い

- ・悪性新生物責任開始日前に悪性新生物（がん）と診断確定された場合、悪性新生物（がん）による特約特定疾病保険金をお支払いできません。
- ・悪性新生物（がん）の診断確定の日（この場合における悪性新生物（がん）の診断確定の日は、診断確定の根拠となった検査の実施日ではなく、実際に診断確定された日をいいます。）からその日を含めて6か月以内に保険契約者からお申し出があったときは、この特約を無効とし、この特約のすでに払い込んでいただいた保険料を保険契約者に払い戻します。

※告知義務違反または重大事由による解除に該当する場合にはこの取扱いはしません。



ご注意ください。

- ・この特約は保険契約の途中から付加することはできません。

円入金特約

→ 円入金特約 参照

この保険には円入金特約が付加されていますので、保険料等の払込みの際、米ドル建の保険料等を円に換算して円で払込んでいただきます。この特約のみを解約することはできません。

米ドル建の保険料等を円に換算する場合は、次の換算基準日^{*1}における当社所定の為替レート^{*2}が適用されます。

内容		換算基準日
第1回 保険料	口座振替で払込んでいただく場合	振替日の属する月の前月末日
	クレジットカードにより払込んでいただく場合	当社が申込みを受けた日 ^{*3} の前日
	当社所定の口座への振込み	当社が受領する日の属する月の前月末日
	責任開始に関する特約を附加した場合	当社が受領する日の前日
第2回以後の保険料		当社が受領する日の属する月の前月末日
保険料の自動振替貸付または契約者貸付の貸付金のご返済		当社が受領する日の前日
復活時の延滞保険料		

※第2回以後の保険料が口座振替できなかったときは、翌月の振替日に再度口座振替（月払は翌月分とあわせて2か月分）を行います。この場合の円への換算基準日は、当社が受領する日の属する月の前月末日とします。

* 1 換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行の営業日となります。

* 2 当社が指定する取引銀行が公示する、換算基準日の対顧客電信売相場(TTS)（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上まわることはありません。

* 3 申込みを受けた日とは、当社もしくは当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）が申込書を受領したとき、または、当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）所定の情報端末（タブレット等）で申込みをされたときをいいます。

■円に換算した払込金額

- ・米ドル建の保険料等を円に換算した金額は、換算基準日における当社所定の為替レートの変動により、払込みのたびに変動（増減）します。
- ・米ドル建の保険料等を円に換算する際に適用される当社所定の為替レートについては、当社のウェブサイト（<https://www.orixlife.co.jp/>）でご確認できます。

円支払特約

→ 円支払特約 参照

米ドル建の保険金や解約払戻金等をお受取りの際、円支払特約を付加することにより、米ドルを円に換算して、保険金や解約払戻金等を円でお受取りいただけます。米ドル建の保険金や解約払戻金等を円に換算する場合は、次の換算基準日^{*1}における当社所定の為替レート^{*2}が適用されます。

内容	換算基準日
・死亡保険金 ・高度障害保険金 ・米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）による各種保険金 ・解約払戻金 ・契約者貸付の貸付金 ・据置期間中の据置金 ・リビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）によるリビング・ニーズ保険金 ・介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）による介護前払保険金	書類到着日 ^{*3} の前日
据置期間満了後の据置金	据置期間の満了日
年金支払特約により保険金を年金支払いする場合（年金基金）	年金基金を設定する日の前日

* 1 換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行の営業日となります。

* 2 当社が指定する取引銀行が公示する、換算基準日の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下まわることはできません。

* 3 書類到着日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

■円に換算した支払金額

- ・米ドル建の保険金額や解約払戻金額等を円に換算した金額は、換算基準日における当社所定の為替レートの変動により、変動（増減）します。
- ・米ドル建の保険金額や解約払戻金額等を円に換算する際に適用される当社所定の為替レートについては、当社のウェブサイト（<https://www.orixlife.co.jp/>）でご確認できます。

年金支払特約

■保険金等を年金の形でお支払いする特約です。

当社は、保険金等を年金をお支払いするための原資（年金基金といいます。）として、一定期間中、年金をお支払いします。

※保険金等とは、死亡保険金、高度障害保険金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金をいいます。

- この特約は、申込時または継続中は保険契約者の申し出によって、また、保険金等の支払事由発生後はその受取人の申し出によって付加できます。
- つぎの年金の種類（支払期間・型）から選べます。

年金の支払期間	年金の型	
5年	定額型	遞増型（5%複利）
10年	定額型	遞増型（5%複利）
15年	定額型	遞増型（5%複利）

■年金のお支払いについて

- 年金額は、年金基金設定時に、当社の定める方法により算出します。なお、年金基金設定時には、円支払特約を付加して、米ドル建の保険金等を当社所定の為替レートを用いて円に換算します。
「円支払特約」をご参照ください。 → **20** ページ
- 将来の年金のお受取りにかえて、未払年金の現価相当額の一括払を請求することができます。この場合、その後の年金はお支払いしません。
- 第1回の年金支払日は年金基金設定日と同日です。



ご注意ください。

- 年金は、円支払特約を付加して円でお支払いします。米ドルでの支払いは取扱いません。
- 年金支払期間中に年金受取人が死亡した場合には、未払年金の現価相当額を一時金として年金受取人の法定相続人にお支払いします。この場合、その後の年金はお支払いしません。
- 年金受取人を変更することはできません。
- 年金額が当社の定める額を下まわる場合は取扱いません。
- 保険金等の一部を年金基金に充当することはできません。

リビング・ニーズ特約 (指定通貨建・外貨建用)

→ リビング・ニーズ特約(指定通貨建・外貨建用) 参照

被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、主契約の死亡保険金額の全部または一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします。

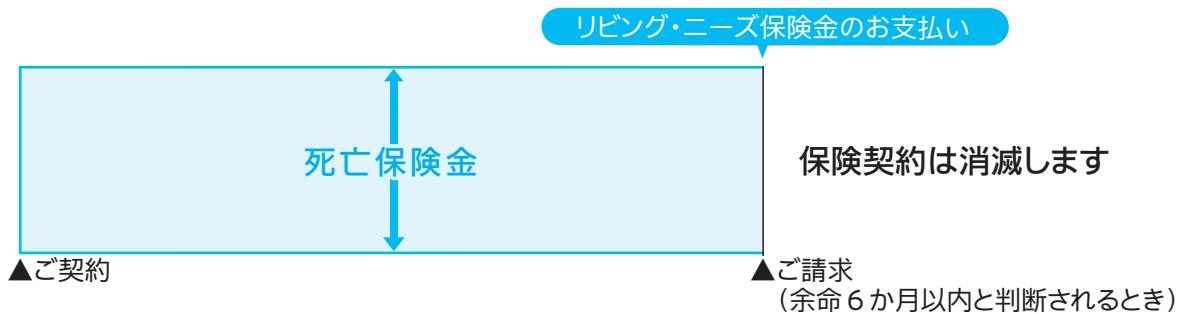
※余命6か月以内とは

日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内であることを意味します。

余命6か月以内の判断は、医師の記入した診断書や、請求書類に基づいて当社が判断します。

特約のしくみ

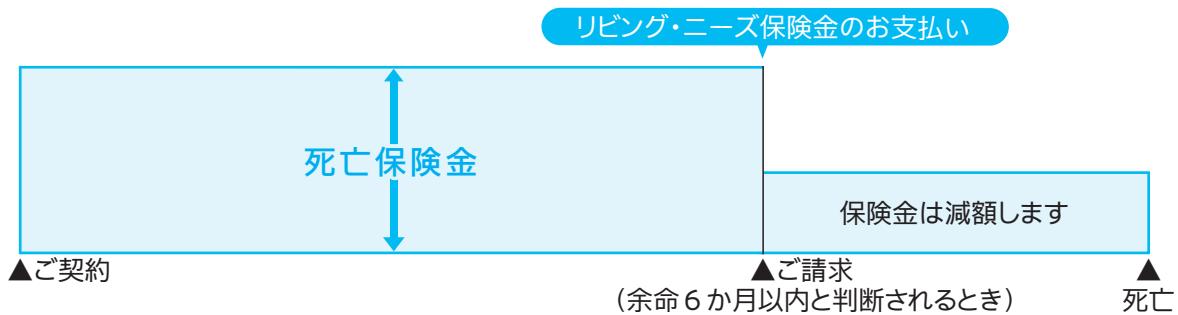
■死亡保険金額の全部をお支払いする場合



- 保険契約およびすべての特約はその請求日にさかのぼって消滅します。米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)については、リビング・ニーズ保険金の請求日に当該特約の解約の申し出があったものとして取り扱います。

※米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)を付加している場合、原則として死亡保険金額の全部を指定することはできません(特約も含めご契約は継続されます)。

■死亡保険金額の一部をお支払いする場合



- 指定保険金額と同額の死亡保険金額をリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額したものとします。
- リビング・ニーズ保険金の支払後も継続する部分については、引き続き減額後の保険料の払込みが必要となります。
- 継続する部分の死亡保険金額は、被保険者死亡時に死亡保険金受取人にお支払いします。

【リビング・ニーズ保険金のお支払いについて】

- 主契約の死亡保険金のうち、被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額が支払金額です。

- A：指定保険金額（ご請求額）
B：指定保険金額に対応する6か月分の利息
C：指定保険金額に対応する6か月分の保険料相当額

$$\text{支払金額} = A - B - C$$

- 指定保険金額（ご請求額）は、当社の定める範囲内で請求時に被保険者（または指定代理請求人）が指定してください。

*米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の特約死亡保険金額はリビング・ニーズ保険金の対象となりません。

*米ドル建のリビング・ニーズ保険金は、請求時に円支払特約を付加することで、円に換算してお受取りいただくことができます。円に換算する場合、当社所定の為替レートを用いて円に換算した金額をお支払いします。

「円支払特約」をご参照ください。 → **20** ページ

- 指定保険金額は、同一被保険者につき、この特約と各種リビング・ニーズ特約を通算して最高3,000万円*とします。

*当社所定の為替レートを用いて円に換算した金額で通算します。なお、通算の判定に適用する当社所定の為替レートは、実際に円でお支払いする場合に適用する当社所定の為替レートとは異なります。

- 主契約の保険金をお支払いしたか、またはお支払いすることとした場合には、その後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けてもお支払いしません。

- リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、主契約の保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求がなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。

リビング・ニーズ保険金のお支払いは、1契約につき1回限りとします。

また、この保険金が支払われたことによって保険契約が消滅または保険金が減額しても、解約払戻金はありません。*

*死亡保険金額の全部をお支払いしたことにより米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）が消滅した場合には、当該特約の解約払戻金をお支払いします。

【リビング・ニーズ保険金をお支払いできない場合について】

リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生しても、つぎの場合にはお支払いできません。

◇免責事由に該当したとき

- 疾病または傷害の原因が保険契約者、被保険者の故意によるとき
- 戦争その他の変乱により支払事由に該当したとき

ただし、その程度によってはリビング・ニーズ保険金の全部または一部をお支払いすることができます。

◇告知いただいた内容が事実と相違し、保険契約が解除されたとき

◇保険料の払込みが行われず、保険契約が失効したとき

◇重大事由により保険契約が解除されたとき

◇詐欺による取消または不法取得目的による無効とされたとき

【その他のご注意点】

◇保険契約者が法人である場合には、リビング・ニーズ特約(指定通貨建・外貨建用)は付加できません。

◇保険契約が解約その他の事由によって消滅したときは、リビング・ニーズ特約(指定通貨建・外貨建用)は消滅します。

◇保険契約に質権が設定されている場合には、リビング・ニーズ特約(指定通貨建・外貨建用)は付加できません。また、保険期間の途中で質権が設定された場合には、リビング・ニーズ特約(指定通貨建・外貨建用)は消滅します。

◇ご請求にあたっては当社所定の診断書の提出が必要です。

診断書には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の意見を記入していただく部分があります。また、当社が必要と認めた場合には、当社の指定する医師の診断を求めることができます。

介護前払特約 (指定通貨建・外貨建用)

→ 介護前払特約(指定通貨建・外貨建用) 参照

被保険者が約款所定の要介護状態となった場合に、主契約の死亡保険金額の全部または一部に相当する金額(介護前払保険金)を被保険者にお支払いします。

【介護前払保険金のお支払いについて】

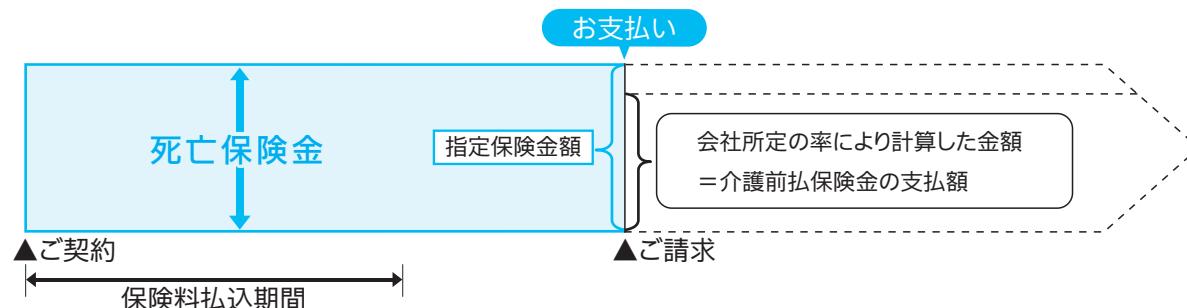
名 称	支払事由	支払額
介護前払保険金	責任開始時以後、請求日においてつぎのすべてに該当する場合 ・主契約の保険料払込期間経過後であること ・被保険者の年齢が満65歳以上であること ・被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護4または5の状態に該当すると認定されていること	被保険者が指定した保険金額(指定保険金額)から会社所定の率により死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差し引いた金額

※「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。お支払いの対象となる「要介護4または5の状態」とは介護前払特約(指定通貨建・外貨建用)第22条をご参照ください。

※支払額は指定保険金額よりも少なくなりますが、請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下まわることはできません。

特約のしくみ

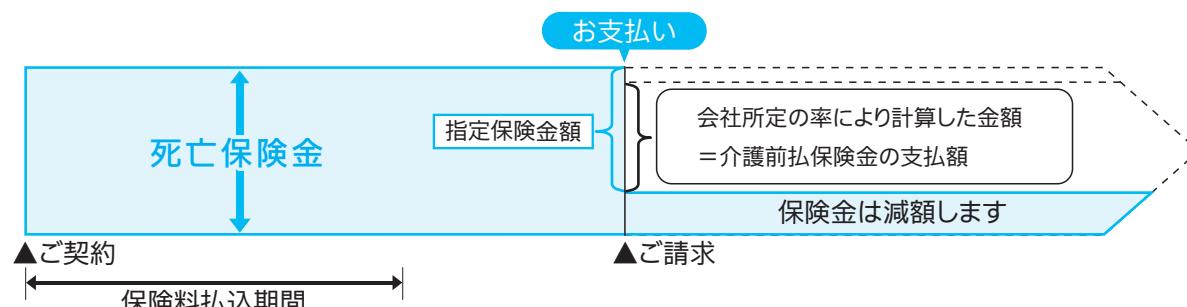
■死亡保険金額の全部を指定する場合



- 保険契約およびすべての特約は介護前払保険金の請求日にさかのぼって消滅します。米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)については、介護前払保険金の請求日に当該特約の解約の申し出があったものとして取り扱います。

※米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)を付加している場合、原則として死亡保険金額の全部を指定することはできません(特約も含めご契約は継続されます)。

■死亡保険金額の一部を指定する場合



- 指定保険金額と同額の死亡保険金額を介護前払保険金の請求日にさかのぼって減額したものとします。

- 指定保険金額(ご請求額)は、当社の定める範囲内で請求時に被保険者(または指定代理請求人)が指定してください。

※米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)の特約死亡保険金額は介護前払保険金の対象となりません。

※米ドル建の介護前払保険金は、請求時に円支払特約を付加することで、円に換算してお受取りいただくことができます。円に換算する場合、当社所定の為替レートを用いて円に換算した金額をお支払いします。

「円支払特約」をご参照ください。→ **20** ページ

- 指定保険金額は、同一被保険者につき、この特約と各種介護前払特約を通算して最高3,000万円*とします。

*当社所定の為替レートを用いて円に換算した金額で通算します。なお、通算の判定に適用する当社所定の為替レートは、実際に円でお支払いする場合に適用する当社所定の為替レートとは異なります。

- 主契約の保険金をお支払いしたか、またはお支払いすることとした場合には、その後に介護前払保険金の請求を受けてもお支払いしません。

- 介護前払保険金をお支払いする前に、主契約の保険金の請求を受けた場合には、介護前払保険金の請求がなかったものとして取り扱い、介護前払保険金はお支払いしません。

- リビング・ニーズ保険金のご請求と介護前払保険金のご請求を重ねて受けた場合には、介護前払保険金はお支払いしません。

※この保険金が支払われたことによって保険契約が消滅または保険金が減額しても、解約払戻金はありません。

【介護前払保険金をお支払いできない場合について】

介護前払保険金の支払事由が発生しても、つぎの場合にはお支払いできません。

◇免責事由に該当したとき

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の薬物依存によるとき
- 戦争その他の変乱により支払事由に該当したとき

ただし、その程度によっては介護前払保険金の全部または一部をお支払いすることがあります。

◇告知いただいた内容が事実と相違し、保険契約が解除されたとき

◇保険料の払込みが行われず、保険契約が失効したとき

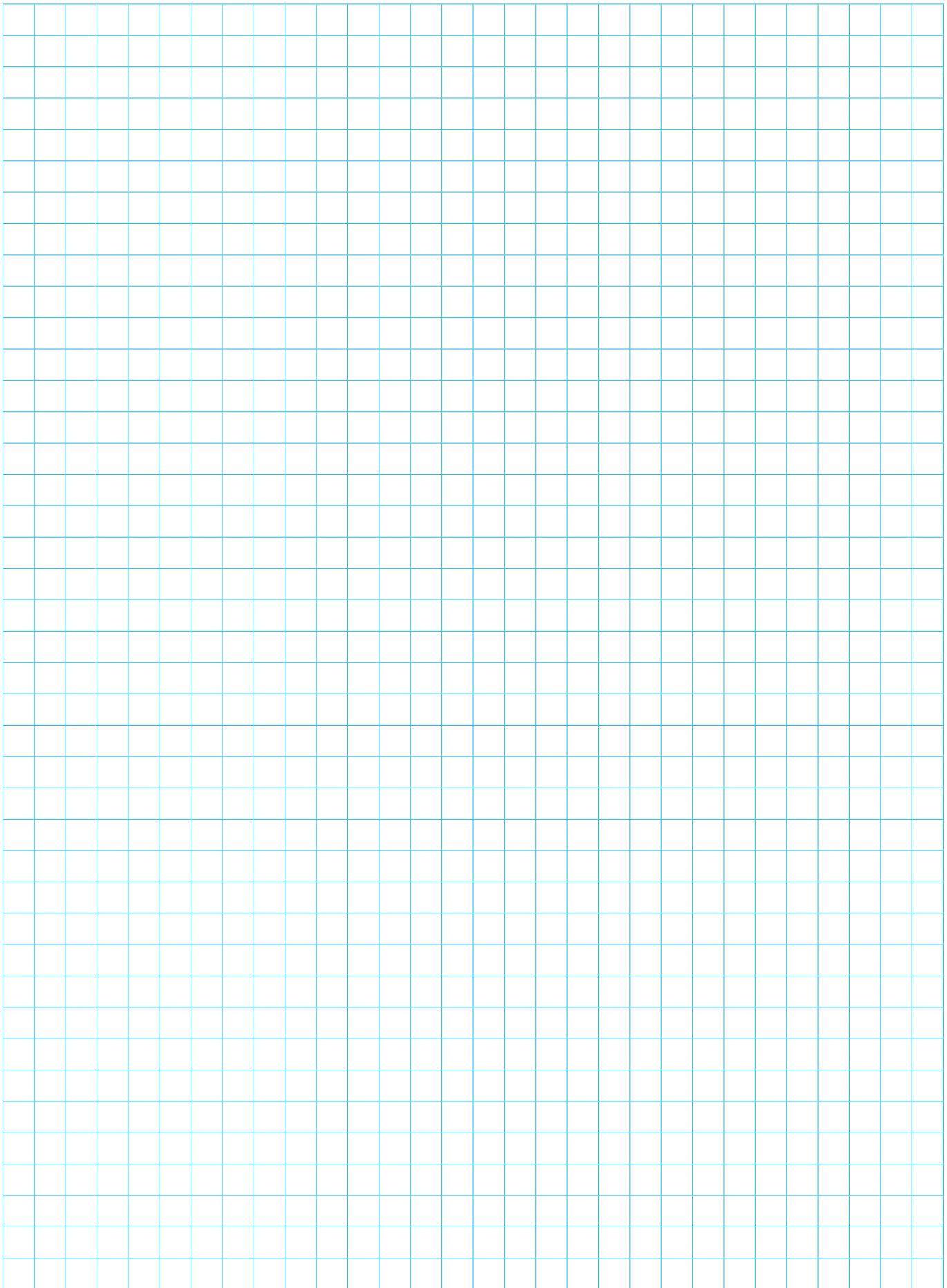
◇重大事由により保険契約が解除されたとき

◇詐欺による取消または不法取得目的による無効とされたとき

【その他のご注意点】

- ◇契約者が法人である場合には、介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）は付加できません。
- ◇保険契約が解約その他の事由によって消滅したときは、介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）は消滅します。
- ◇保険契約に質権が設定されている場合には、介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）は付加できません。
また、保険期間の途中で質権が設定された場合には、介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）は消滅します。
- ◇リビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）によるリビング・ニーズ保険金が支払われたときは、介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）は消滅します。
- ◇指定保険金額の通算が、当社所定の限度額（3,000万円*）に達したときは、介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）は消滅します。
*当社所定の為替レートを用いて円に換算した金額で通算します。なお、通算の判定に適用する当社所定の為替レートは、実際に円でお支払いする場合に適用する当社所定の為替レートとは異なります。
- ◇法令等の改正に伴う支払事由の変更
当社は公的介護保険制度等の改正が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。

MEMO



ご契約の
しおり

契約に際して

ご契約のしおり

3

契約に際して

I 告知義務

告知義務

→ 約款第29条 参照

■ 告知とは

お申込みまたは復活などの際、保険契約者と被保険者から過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、当社がおたずねすることがらについて、お知らせいただくことです。

■ 告知の重要性について

- 保険契約者や被保険者には、ありのままに、正確に、もれなく告知をしていただく義務（告知義務）があります。
- 告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要な事項です。生命保険は多数の人々が保険料を出して相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件で契約しますと、保険料負担の公平性が保たれませんので、当社がおたずねすることについて事実をありのままに、正確に、もれなく告知してください。

■ 告知の方法について

つぎの方法により事実をありのままに、正確に、もれなく告知してください。

【診査を行わない保険契約の場合】

当社所定の「告知書」にご記入、または当社所定の「告知画面」にご入力ください。

【診査を行う保険契約の場合】

当社指定の医師がおたずねする項目について、口頭で告知してください。

口頭により告知していただいた内容は医師により記録されますので、ご確認のうえ署名してください。

■ 当社指定の医師以外の者に口頭でお知らせいただきても、告知したことにはなりません。

当社の社員・生命保険募集人（生命保険代理店、カスタマーサービスセンターの担当者を含みます）・生命保険面接士には、告知を受ける権限がありません。

これらの者に口頭でお知らせいただきても、告知したことにはなりませんのでご注意ください。

正しく告知しなかった場合

■ 告知義務違反による保険契約または特約の解除

→ 約款第30条 参照

- ・告知いただくことからは、告知書および告知画面に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合、または正しくないことを告知した場合には、責任開始日(復活日および特約の中途付加日を含みます。以下同じ。)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することができます。
- ・責任開始日から2年経過後でも、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合には保険契約または特約を解除することができます。
- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社は保険契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかっただけまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は保険契約または特約を解除することができます。

「保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的な事例」もご参照ください。→ 44 ページ

■ 保険金をお支払いできないことがあります。

当社が保険契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金の支払事由が生じていても、お支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。

ただし、「保険金の支払事由または保険料の払込免除事由」と「告知義務違反の内容」に因果関係がないと確認された場合には、保険金をお支払いするか、または保険料の払込みを免除することができます。

■ 保険契約または特約が解除された場合、解約の際にお支払いする払戻金があればその金額を保険契約者にお支払いします。

「解約と解約払戻金」をご参照ください。→ 56 ページ

■ 告知義務違反の内容が特に重大な場合には、保険契約または特約を取り消すことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治すことが非常に難しい、または死亡のおそれがある病気に現在かかっている」または「過去にかかったことがある」ことについて、故意に告知しなかった場合、入院中に申込み(告知)した場合等、詐欺による取消の規定により保険契約または特約を取り消し、保険金をお支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。

※この場合、お支払いする解約払戻金はありません。また、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

II 申込み

申込手続き

- 申込書・告知書は、保険契約者および被保険者ご自身で記入してください。
- この保険を当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）所定の情報端末（タブレット等）を利用してお申込みいただく場合はつぎのとおりとします。

→ 情報端末による保険契約申込に関する特約 参照

- 当社が情報端末上に用意したお手続き画面にしたがって、お申込みおよび告知に関する事項を入力のうえ当社に送信してください。
- 入力内容を十分お確かめのうえ、情報端末上の画面に署名をお願いいたします。

■ 第1回保険料または第1回保険料充当金の払込みと領収証について

①当社銀行口座に直接払い込んでいただく場合

銀行等の自動預払機（ATM）や窓口からお振込みいただく場合は、領収証を発行しません。

保険証券がお手もとに届くまで、お振込みの控えを大切に保管してください。

②クレジットカードや口座振替で払い込んでいただく場合

領収証を発行しません。

■ 第1回保険料充当金の取扱いについて

- 当社がお申込みのお引受けを承諾する前に、第1回保険料に相当する金額を払い込んでいただく場合には、当社は第1回保険料充当金として領収します。
- 当社が保険契約をお申込みどおり承諾するときには、第1回保険料に充当します。同時に前納保険料を払い込んでいただく場合には、当社が積み立てておきます。
- 当社がお申込みのお引受けをお断りするとき、またはお申込みに条件を付け、もしくは変更を加えたことに申込者の同意を得られない場合は、第1回保険料充当金をお返しします。この場合、利息はおつけません。
- 当社がお申込みのお引受けを承諾した後に、保険料を払い込んでいただく場合は、第1回保険料として領収します。

■ 契約確認について

当社の社員または当社で委託した者が、申込内容や告知内容について確認に伺うことがあります。
その際は、ご協力をお願いいたします。

■当社の社員や生命保険募集人（当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターの担当者を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介（保障の内容や申込手続きの説明、申込書類の取次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

ご参考

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- ・生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- ・生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、原則として契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

【当社の承諾が必要な契約内容変更等の手続きの例】

- 復活
- 特約の中途付加 等

それぞれの手続きの内容については、約款および各特約の関連条文をご参照いただくか、「カスタマーサービスセンター」へお問い合わせください。

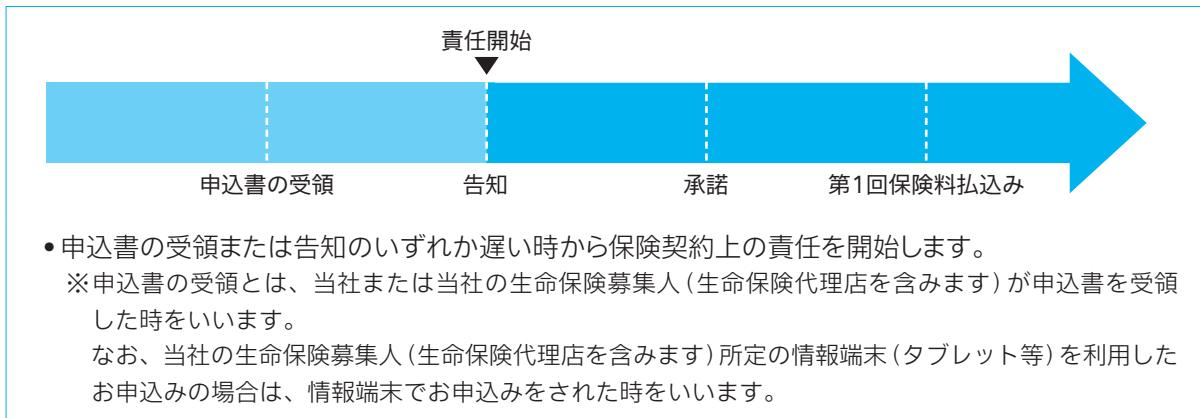
保障の開始時期（責任開始）

→ 約款第9条 参照

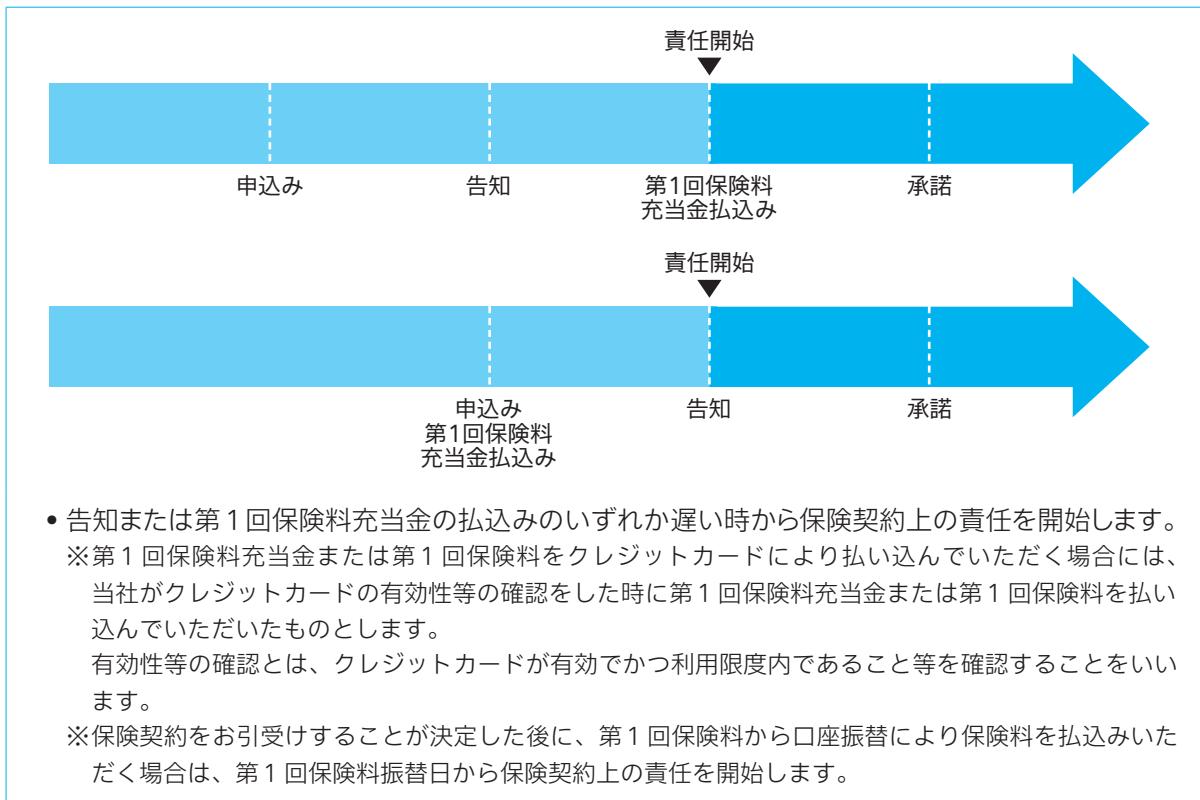
→ 責任開始に関する特約 参照

- 当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、以下の時から保険契約上の責任を開始します。

①「責任開始に関する特約」を付加した場合



②「責任開始に関する特約」を付加しない場合



- 特定疾病障害介護保険料払込免除特則および米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の責任開始については、以下のページをご参照ください。

「特定疾病障害介護保険料払込免除特則」

→ 10 ページ

「米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）」

→ 16 ページ

■「責任開始に関する特約」を付加した場合

第1回保険料の払込期間は、責任開始日からその翌月末日までです。

また、第1回保険料の猶予期間は、払込期間満了日の翌月初日から翌々月の末日までです。



ご注意ください。

- ・第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込みがなかった場合、保険契約は無効となります。
- ・第1回保険料の払込みがないまま第1回保険料の猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じた場合は、第1回保険料（第2回以後の保険料がある場合はその保険料を含みます。）を支払うべき保険金から差し引きます。

保険証券の送付

■保険証券を送付します。

保険契約の申込み承諾後に保険証券を送ります。保険証券に書いてあることがらが、お申込みの内容と相違していないかお確かめください。万一、お申込みの内容と相違しているときは、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

特別条件付による引受け

■当社では、保険契約者間の公平性を保つために、お客様の身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じてお引受けの判断をしております。

■以下の条件を付けてお引受けする場合があります。

【特定障害不担保特約】

→ 特定障害不担保特約 参照

・視力障害を不担保とした場合

当社が指定した「視力障害」に該当した場合「高度障害保険金のお支払い」および「保険料の払込免除」をしません。

・聴力障害を不担保とした場合

当社が指定した「聴力障害」に該当した場合「保険料の払込免除」をしません。



ご注意ください。

- ・傷病歴等がある方をお断りするものではなく、また、傷病によっては特別な条件を付けずにお引受けできる場合もあります。
- ・特別条件付による引受けとなった場合は、特定疾病障害介護保険料払込免除特則の適用および米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の付加をすることはできません。

申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)

- 申込者または保険契約者は、お申込みの日からその日を含めて15日以内であれば、お申込みの撤回または保険契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。この場合は、払い込んでいただいた金額を全額お返しします(円で払込みいただいた金額と同額をお返しします。また、利息はつきません)。
- お申込みの撤回等は書面でのみ受け付けますので、当社の事務センターあてに郵送してください。

書面の送付先

〒190-0012 東京都立川市曙町2-22-20 立川センタービル
オリックス生命保険株式会社 事務センター

- お申込みの撤回等の申出日は、書面を発信したとき(郵便の消印日付)とします。

〈お申込みの撤回等の申し出の記入例〉

オリックス生命保険株式会社 御中
私は下記の契約の申込みを撤回します。

保険契約者 オリックス太郎
被保険者 オリックス太郎
申込日 ○年○月○日
保険種類 ○○保険
○年○月○日
住 所 東京都港区○○-○-○
氏 名 オリックス太郎(自署)
日中に連絡のつく電話番号
○○-○○○○-○○○○

- つぎの場合は、お申込みの撤回等はできません。

- ・契約申込みのために医師の診査を受けた場合
 - ・保険契約者が団体等で一括式の保険証券を発行する場合
 - ・営業または事業のために締結する保険契約の場合
- また、「特約のみのお申込みの撤回」「保険契約や特約の減額」など、お申込みの一部の撤回または保険契約の一部の解除もできません。

■当社は、申込者または保険契約者に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償、または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

■お申込みの撤回等の書面を発信したときに保険金や給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は発生しません。ただし、お申込みの撤回等の書面を発信したときに、申込者または保険契約者が、保険金や給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

※生命保険は長期にわたる契約ですから、お申込みに際しては十分ご検討くださるようお願ひいたします。

詐欺による取消および不法取得目的による無効

■つぎの場合には保険契約または特約を取消または無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

- ・保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約・特約の締結または復活が行われた場合
→ 約款第27条 参照
- ・保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約・特約の締結または復活を行った場合
→ 約款第28条 参照



ご注意ください。

- ・責任開始日（復活日および特約の中途付加日）からの年数は問いません。
告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消または無効となることがあります。
- ・詐欺による取消および不法取得目的による無効の場合、お支払いする払戻金はありません。

現在の契約を解約して新たな保険に見直す場合

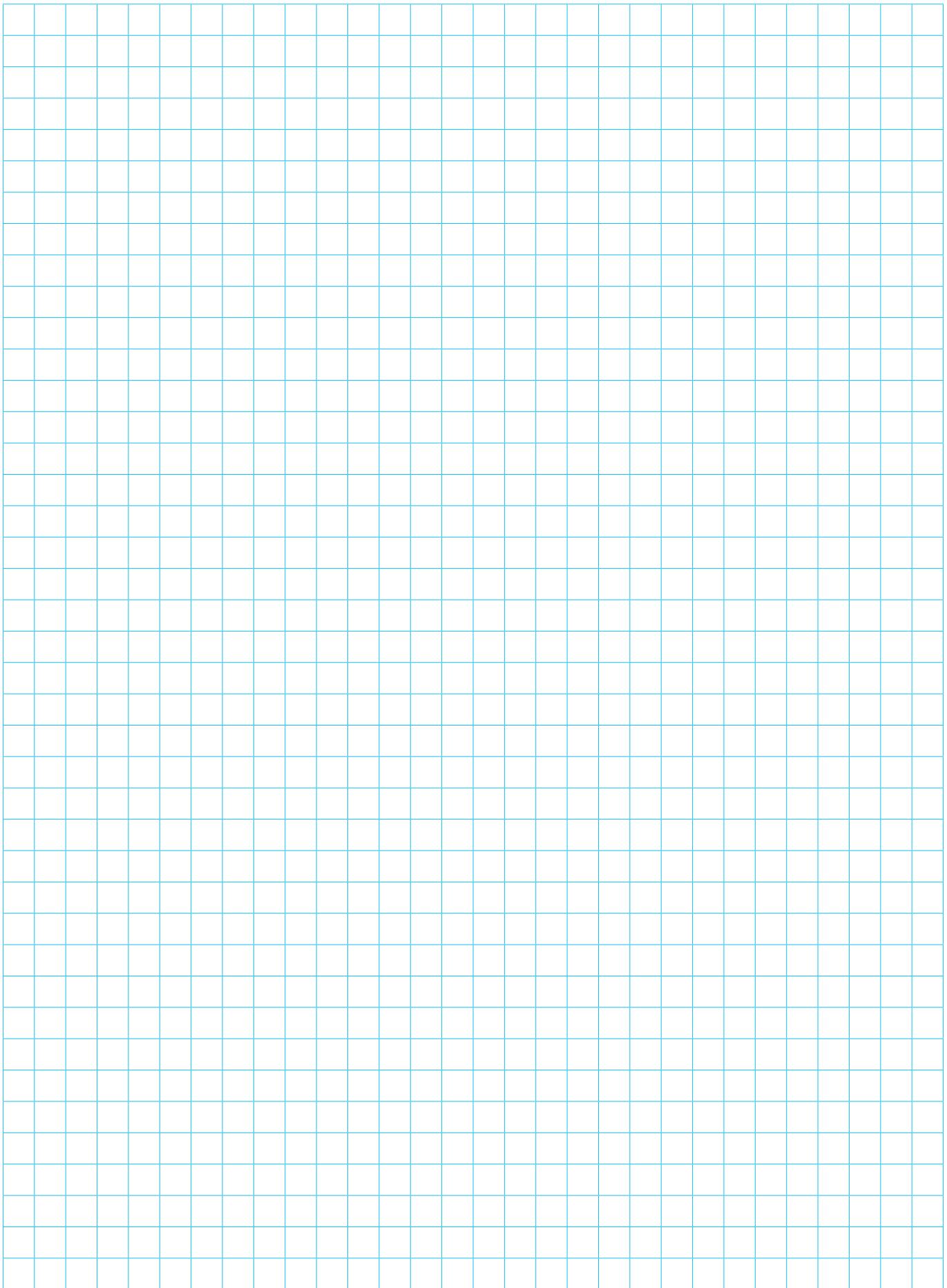
■現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- ・多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約したときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。

■新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。

「正しく告知しなかった場合」もご参照ください。 → 31 ページ

MEMO



ご契約の
しおり

契約後

ご契約のしおり

4

契約後

I 保険金の請求

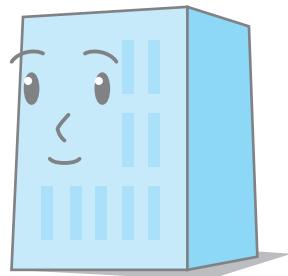
請求の手続き

保険金の支払いのながれ



お客様

保険金を
請求したいけど、
どうしたらいいの？



オリックス生命

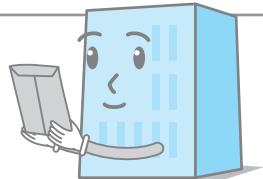
① 請求の連絡

「保険金・給付金お問合せ窓口」
へご連絡ください。



② 必要書類の発送

ご請求にあたっての詳しいご案内と、
ご請求に必要な書類をお届けします。



③ 書類を準備し、提出する

請求書類に必要事項をご記入ください。
病院に診断書の発行をご依頼ください。
ご案内した書類をご準備ください。

※診断書などご請求に必要な書類の
発行にかかる費用は、
お客様のご負担になります。



すべて準備できましたらご提出ください。

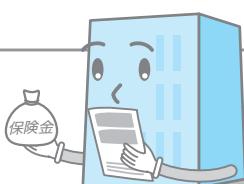
④ 書類の確認・お支払い

請求書類の不備や記載内容に不明点が
なく、事実確認を要さない場合には、
当社に書類が到達した日の翌日からそ
の日を含めて5営業日以内にお支払い
します。お支払いにあたっては、ご指
定の口座へ送金します。

※くわしくは「保険金の支払時期」
をご参照ください。 → 41 ページ

⑤ 支払内容の確認

お支払金額などの明細「お手続き
完了のお知らせ」を郵送しますので、
内容をご確認ください。



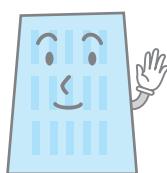
保険金の支払時期

■保険金のご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到達した日*の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金をお支払いします。
ただし、保険金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払時期
①	保険金をお支払いするために確認が必要なつぎの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・保険金のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	請求書類が当社に到達した日*の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行うために特別な照会や調査が必要なつぎの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合 	請求書類が当社に到達した日*の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

*請求書類が当社に到達した日とは、完備された請求書類が当社に到達した日をいいます。

※保険金をお支払いするための上記①、②の確認等に際し、保険契約者、被保険者、保険金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金をお支払いしません。



事実確認について

治療の経過・内容、障害の状況などについて、被保険者やご家族、医療機関等へ事実確認を実施する場合があります。この場合、事前に当社からご連絡のうえ、当社の社員または当社委託の確認会社の担当者が伺います。その際は、ご協力お願いいたします。

保険金・給付金に関するお問合せ

保険金・給付金
お問合せ窓口

0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。

請求手続きについてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/>

保険金を支払いできない場合

■支払事由に該当しない場合

支払事由に該当しない場合には、保険金をお支払いできません。

※支払事由については以下のページをご参照ください。

「保険金の支払い」

→ 8 ページ

「特約」

→ 15 ページ

つぎの保険金については、責任開始時(復活および特約の中途付加の責任開始時を含みます。)前に発病していた病気や発生した不慮の事故等を原因とする場合には、支払事由(保険料払込免除事由)に該当したことにはなりません。

- 高度障害保険金
- 特約高度障害保険金
- 特約特定疾病保険金
- 特約特定障害保険金
- 特約介護保険金
- 保険料の払込免除

ただし、原因となった病気や傷害等について告知いただいたおり、当社がその告知内容に基づいて承諾した場合は、告知内容が正確かつ十分である限り、責任開始時以後の原因によるものとみなします。

また、原因となった病気や傷害等について病院への受診歴や健康診断等での異常指摘がなく、かつ、その病気や傷害等による症状について保険契約者および被保険者に認識や自覚がなかった場合も責任開始時以後の原因によるものとみなします。

(悪性新生物(がん)による場合は取扱いが異なります。次ページもご参照ください。)

■免責事由に該当した場合

つぎのような場合には、支払事由に該当しても保険金のお支払いはできません。

→ 約款第2条、米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)第2条 参照

•死亡保険金、特約死亡保険金について

- ①責任開始日(復活日を含みます。)から3年以内に被保険者が自殺したとき
- ②死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ③保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき

※上記①②③に該当した場合の取扱いについては、約款をご参照ください。

•高度障害保険金、特約高度障害保険金について

保険契約者、または被保険者の故意により被保険者が高度障害状態に該当したとき

•特約特定障害保険金、特約介護保険金について

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②被保険者の犯罪行為によるとき
- ③被保険者の精神障害の状態にあることを原因とする事故によるとき
- ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑦被保険者の薬物依存によるとき

•保険料の払込免除について

「保険料の払込免除」をご参照ください。 → 9 ページ

■戦争その他の変乱により支払事由に該当した場合

支払事由に該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、当社は、死亡保険金、高度障害保険金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定障害保険金および特約介護保険金を削減してお支払いする場合があります。

■ 地震、噴火または津波もしくは戦争その他の変乱により保険料の払込免除事由に該当した場合

保険料の払込免除事由に該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、当社は、保険料の一部または全部についてその払込みを免除しない場合があります。

■ 告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約または特約が解除された場合

「正しく告知しなかった場合」をご参照ください。 → **31 ページ**

■ 保険契約または特約が重大事由により解除された場合

重大事由とは、

- ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ②この保険契約の保険金の請求に関して、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、反社会的勢力^{＊1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{＊2}を有していると認められるとき
- ④上記①②③の他、当社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき

をいいます。

※上記の事由が生じた以後に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、当社は保険金のお支払いまたは保険料の払込免除を行いません。（上記③の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。）すでに保険金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払込みを免除していたときでもその保険料の払込みを求めることができます。

* 1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業
その他の反社会的勢力をいいます。

* 2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

■ 保険契約または特約が詐欺による取消または不法取得目的による無効とされた場合

「詐欺による取消および不法取得目的による無効」をご参照ください。 → **37 ページ**

■ 保険契約が失効している場合

保険契約が失効したあとに支払事由が生じても、保険金はお支払いしません。

■ 悪性新生物責任開始日前に悪性新生物（がん）と診断確定された場合

悪性新生物（がん）による保険料の払込の免除はできません。

※「特定疾病障害介護保険料払込免除特則」もご参照ください。 → **10 ページ**

特約特定疾病保険金はお支払いしません。

※「米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）」もご参照ください。 → **16 ページ**

保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例

保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご加入の時期によっては取扱いが異なる場合がありますので、実際の保険契約での取扱いに関しては、契約内容・約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

■死亡保険金(告知義務違反があったとき)

	お支払いできない場合 契約前の「胃がん」での入院について、告知書で正しく告知せずに加入し、契約の1年後に「胃がん」を原因として死亡した場合
	お支払いする場合 契約前の「胃がん」での入院について、告知書で正しく告知せずに加入したが、契約の1年後に「胃がん」とは因果関係のない「肺炎」で死亡した場合

【解説】

お申込みに際しては、そのときの被保険者の健康状態等について正確に告知していただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合、または事実と異なる内容を告知した場合は、保険契約は解除とし、保険金はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、保険金をお支払いします。

■特定疾病障害介護保険料払込免除特則

(約款所定の保険料の払込の免除事由への該当)

	払込みを免除できない場合 「急性心筋梗塞」で入院し、30日後、退院後仕事に復帰してもいいと医師に診断された場合
	払込みを免除する場合 「急性心筋梗塞」で入院し、70日を経過しても労働に従事することができないと医師に診断されている場合

【解説】

特定疾病障害介護保険料払込免除特則は、悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中により約款所定の事由に該当したとき、約款所定の特定障害状態もしくは所定の要介護状態に該当したときに保険料の払込みを免除します。

※くわしくは「特定疾病障害介護保険料払込免除特則」をご参照ください。 → **10 ページ**

■特約介護保険金(約款所定の要介護状態への該当・非該当)

※米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)を付加した場合

 お支払いできない場合	「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、杖を使用しなければ歩行できず(一部介助)、入浴も浴槽の出入りのとき介助者の支えを必要とする状態(一部介助)ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、 寝返り、排せつ、食事の摂取、衣服の着脱は自力で行える(介助不要) 場合
 お支払いする場合	「脳梗塞」の後遺症として全身の機能が低下し、歩行、寝返り、入浴、排せつ、食事の摂取、衣服の着脱のすべてにおいて、 自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態(全部介助) に該当した場合

【解説】

特約介護保険金は、つぎのいずれかに該当したときにお支払いします。

- ・満65歳未満の被保険者について、**約款所定の要介護状態となり、その状態が180日以上継続したと医師によって診断確定されたとき**
- ・公的介護保険制度により要介護2以上の状態に該当すると認定されたとき
- ※要介護状態については、約款別表15「要介護状態」をご参照ください。
- ※要介護2以上の状態については、約款別表16「要介護2以上の状態」をご参照ください。

指定代理請求特約

指定代理請求のしくみ

受取人が被保険者と定められている保険金等、および被保険者と保険契約者が同一である場合の保険料の払込免除は、本来、被保険者ご自身が請求するものですが、被保険者が、傷病により保険金等および保険料の払込免除を請求する意思表示が困難なときや、がんに罹患したことを知らないときなどに、あらかじめ指定された被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族が被保険者に代わって請求することができます。

※保険金等とは保険金(リビング・ニーズ保険金および介護前払保険金も含みます。)、給付金、一時金および年金をさします。

■ 指定代理請求について

◇ 指定代理請求ができる保険金等および保険料の払込免除は以下のとおりです。

- ①被保険者が受取人となる保険金等
- ②被保険者と保険契約者が同一の場合での保険料の払込免除

◇ 指定代理請求ができる主な場合は以下のとおりです。

- ①被保険者の傷病の症状が重く、保険金等を請求する意思表示が困難であるとき
- ②被保険者が、がん等に罹患した事実を知らないとき

◇ 指定代理請求人の範囲

保険契約者は、被保険者の同意を得て、つぎのなかから指定代理請求人を1名指定することができます。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等内の親族

※指定代理請求人を変更することもできます。

◇ 以下の場合には、指定代理請求ができません。

- ・指定代理請求人が、請求時に、被保険者との婚姻関係を解消して戸籍上の配偶者でなくなったとき
- ・指定代理請求人が故意または重大な過失により、被保険者を、保険金等を請求できない状態に該当させたとき

代理請求のしくみ

指定代理請求ができる場合で、指定代理請求人が欠けている場合や、指定代理請求人も請求できない事情があるときなどには被保険者の、①戸籍上の配偶者、②親または子、③兄弟姉妹の順位で被保険者に代わって請求することができます。

■代理請求について

◇指定代理請求人が、以下に該当し保険金等を請求できない場合は代理請求ができます。

- ①請求時に、指定代理請求人が死亡しているとき
- ②請求時に、指定代理請求人が、被保険者の戸籍上の配偶者でないとき、または親族関係がないとき
- ③指定代理請求人が、傷病により、指定代理請求ができない状態にあるとき
- ④指定代理請求人が、被保険者ががん等に罹患した事実を知らないとき
- ⑤指定代理請求人が指定されていないとき
- ⑥指定代理請求人が故意または重大な過失により、被保険者を、保険金等を請求できない状態に該当させたとき

◇代理請求人の範囲

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②戸籍上の配偶者がいないとき、または戸籍上の配偶者が代理請求できない事情があるときは、被保険者の親または子
 - ③②に該当者がなく、あるいは被保険者の親または子に代理請求できない事情があるときは、被保険者の兄弟姉妹
- ※②と③の代理請求できない事情とは、以下のようないいいます。
- ・代理請求人が、傷病により、代理請求できない状態にあるとき
 - ・代理請求人が、被保険者ががん等に罹患した事実を知らないとき
- ※①から③の順位を変更することはできません。
- ※代理請求人が故意または重大な過失により、被保険者を、保険金等を請求できない状態に該当させたときは、次順位の方が代理請求できます。



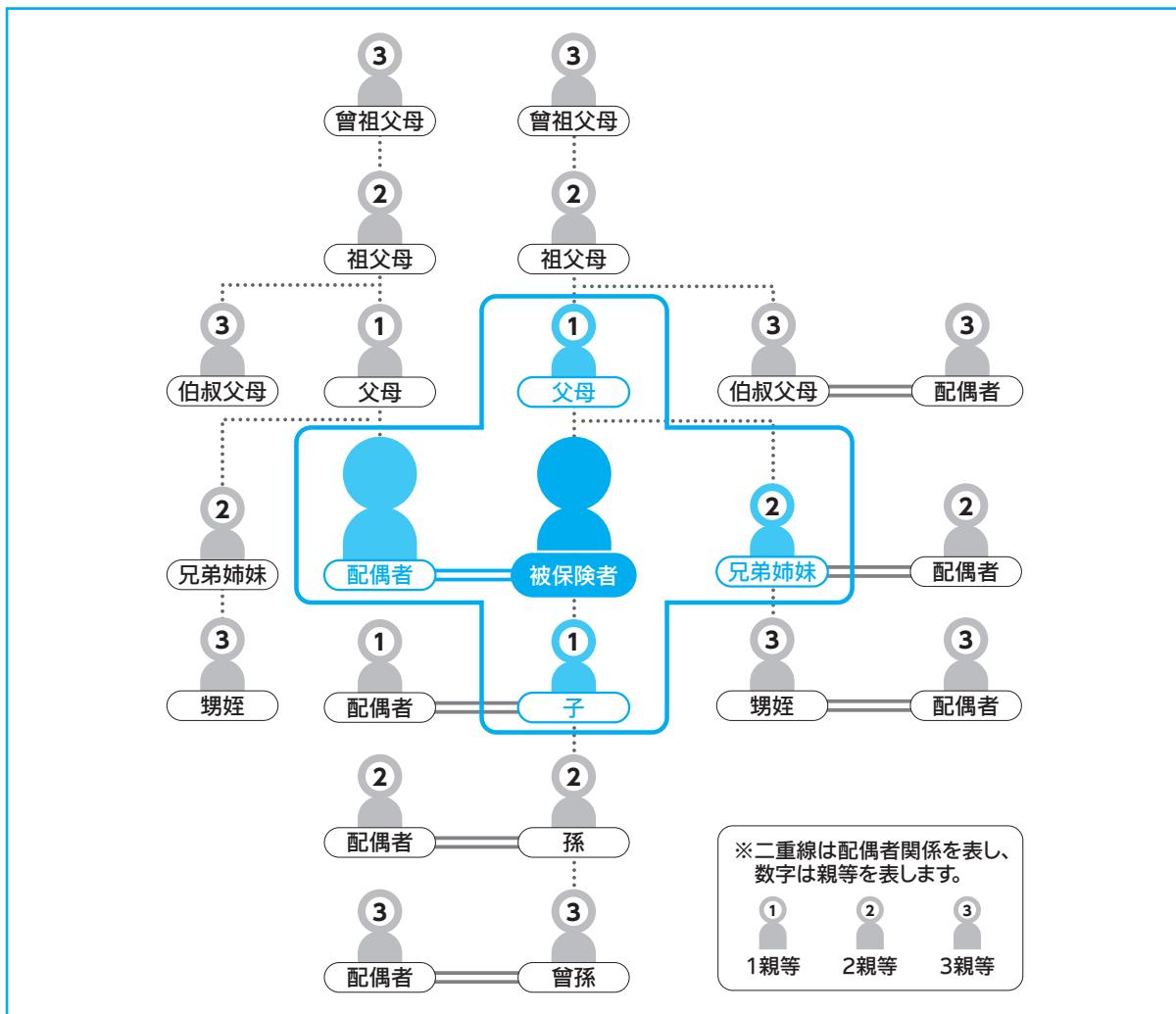
ご注意ください。

- ・指定代理請求、代理請求をされることにより被保険者がそのご請求の理由を知る可能性がありますので、ご請求に際してはご留意ください。
- ・保険契約者が法人（かつ死亡保険金受取人）の場合は、この特約は適用になりません。保険期間の途中で保険契約者が法人に変更された場合も同様です。
- ・指定代理請求人または代理請求人に保険金等をお支払いした場合、その後重複して請求を受けても保険金等をお支払いしません。
- ・既存の主契約、特約に指定代理請求または代理請求の規定がある場合でも、この特約を付加した場合にはこの特約の規定が優先します。

■ 指定代理請求人または代理請求人の範囲は、下記をご参照ください。

◇ 指定代理請求人となる範囲について

以下の範囲から1名を指定することができます。



◇ 代理請求人となる範囲について

太枠で囲まれている配偶者、被保険者の父母・子、被保険者の兄弟姉妹が対象となります。

時効と管轄裁判所

■ 保険金等の請求は、3年間を過ぎると、請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

■ 保険金等の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地、または、その保険金等の受取人の住所地を管轄する高等裁判所(本庁)の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

II 保険料の払込

保険料の払込方法

→ 約款第10条 参照

■保険料は払込期月につぎの方法で当社へ払い込んでください。

①口座振替で払い込んでいただく場合(年払、半年払、月払)

→ 口座振替特約 参照

当社および当社が委託している振替代行会社が提携している金融機関等に開設された保険契約者の指定の口座から、保険料が自動的に当社の口座に振り替えられます。なお、複数の保険契約の指定口座が同一の場合、すべての保険契約の保険料が合算されて振り替えられます。

【預金残高不足等の理由で振替えできなかった場合】

翌月の振替日につぎの金額を再度振り替えます。

- 月払の保険契約は2か月分
- 年払・半年払の保険契約は同一金額

②クレジットカードにより払い込んでいただく場合(年払、半年払、月払)

→ クレジットカード払特約 参照

- クレジットカード払特約を付加した場合、クレジットカード会社を通じて、当社に保険料が払い込まれます。
- クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合、保険契約者にその旨通知しますので、保険料の払込方法(経路)の変更手続きを行ってください。



ご注意ください。

- 払い込まれた保険料について、保険料領収証は発行しません。
- 保険料が当社所定の金額をこえる場合など、契約内容によりクレジットカードによる保険料の払込みを取り扱えないことがあります。

■米ドル建の保険料の払込みについて

- この保険には円入金特約が付加されているため、米ドル建の保険料は、当社所定の為替レートを用いて円に換算し、円で払込みいただきます。米ドルでの払込みは取扱いしていません。
「円入金特約」をご参照ください。 → 19 ページ
- 円に換算した保険料は、当社所定の為替レートの変動に応じて払込みのたびに変動(増減)します。

■保険料の払込方法の変更について

払込方法(経路)、回数(年払、半年払、月払)、振替口座または金融機関の変更を希望する場合には、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へお申し出ください。

払込方法の変更について申し出があった場合、当社は所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更します。

この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、直接、当社へ払い込んでください。

■保険料の前納について

- 契約時または契約後に、将来の保険料をあらかじめまとめて払い込んでいただくことを、保険料の前納といいます。現在は、ご契約時に将来の保険料の全部をまとめて払い込んでいただく方法のみ取扱いしています。ご契約後の前納は取扱いません。
- 前納された保険料は、前納の回数に応じて当社所定の利率で割り引きます。
- 前納された保険料は、当社で積み立てておき、保険料の払込応当日ごとに保険料に充当します。
- 保険料の払込みが不要になった場合や、保険契約が消滅した場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金をお支払いするときは、保険金の支払事由発生の時までに保険契約者から特に申し出がなかった場合には、その保険金の受取人に払い戻します。

■保険料の払込みが不要となった場合の取扱いについて

保険料の払込方法(回数)が年払・半年払の保険契約の場合、保険料の払込みが不要となったときは、つぎのような取扱いとなります。

- 保険料を払い込んでいただいた後に、保険契約の消滅等^{*1}により、保険料の払込みが不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。

【お支払いする額】

すでに払い込まれた保険料^{*2}のうち、保険料の払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間^{*3}の末日までの月数に対応する保険料相当額

*1 保険契約の消滅等には、保険契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

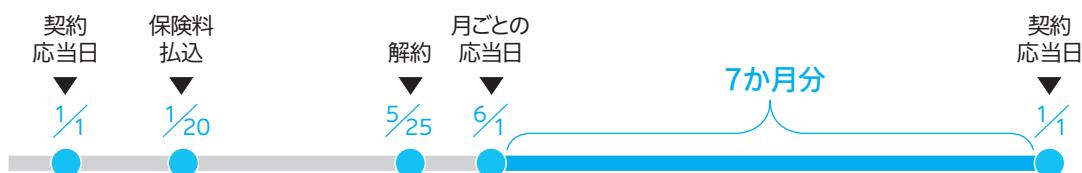
*2 保険料の一部の払込みを要しなくなった場合は、その払込みを要しなくなった部分に限ります。

*3 保険料期間とは、保険料の払込方法(回数)に応じて、それぞれの応当日からその翌応当日の前日までの期間をいいます。

【年払契約】

〈ご契約例〉 契約応当日：1月1日 月ごとの応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に保険契約を解約した場合
⇒保険料の払込みを要しなくなったのは保険契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



ご注意ください。

- 払込方法(回数)が月払の保険契約については、上記「保険料の払込みが不要となった場合の取扱い」はありません。
- 詐欺による取消、不法取得目的による無効および悪性新生物責任開始日前に悪性新生物と診断確定された場合の取扱の規定による無効のときはお支払いしません。

保険料払込の猶予期間と失効

→ 約款第13条 参照

■ 第2回以後の保険料の払込みには、つぎのとおり猶予期間があります。

①月払契約の場合

払込期月の翌月初日から末日までです。

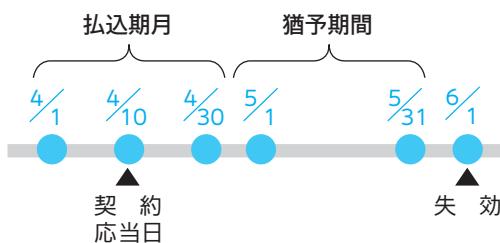
②年払契約・半年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。

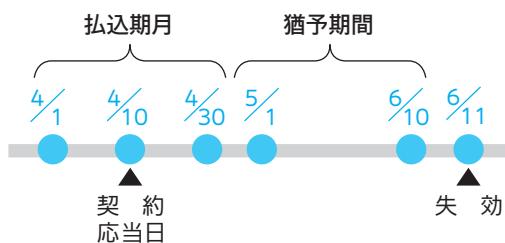
- 翌々月の月単位の契約応当日がない場合には、翌々月の末日までです。（例えば契約応当日が7月31日の場合には、9月30日までです。）
- 契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。（例えば契約応当日が6月30日の場合には、8月31日までです。）

■ 第2回以後の保険料の払込みがないまま猶予期間を過ぎますと、保険契約は効力を失います。これを「失効」といいます。

〈例〉①月払契約の場合



〈例〉②年払契約・半年払契約の場合



保険契約の復活

→ 約款第17条 参照

保険料の払込みがなく、猶予期間が過ぎてしましますと、保険契約の効力がなくなりますが、失効の日からその日を含めて3年以内であれば、保険契約を失効する前の状態に戻すことを請求することができます。これを「復活の請求」といいます。

- 復活した保険契約の責任開始日は復活日となり、失効している期間の保障はしません。
- 復活日は当社が復活を承諾した場合には、未払込保険料の払込みおよび告知（診査）がともに完了した日です。
- 特定疾病障害介護保険料払込免除特則および特約特定疾病保険金の悪性新生物（がん）にかかる保障は、上記復活日（悪性新生物責任開始日）より開始します。
- 復活日が保険契約締結の際の悪性新生物責任開始日より前である場合、復活の際の悪性新生物責任開始日は、保険契約締結の際の悪性新生物責任開始日となります。
- 復活の際に払込みいただく米ドル建の未払込保険料は、当社所定の為替レートを用いて円に換算し、円で払込みいただきます。

「円入金特約」をご参照ください。 → 19 ページ



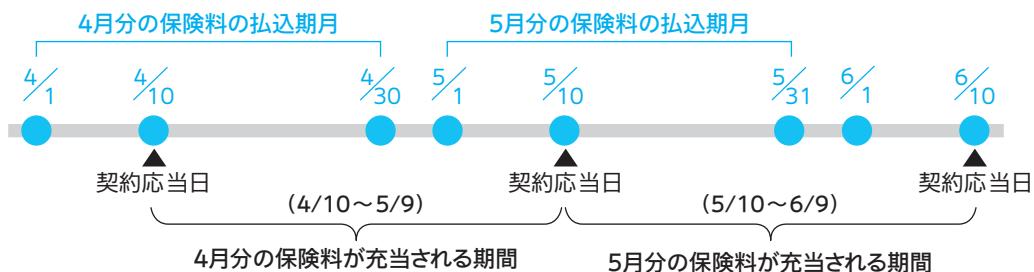
ご注意ください。

- 解約の請求後は、復活の取扱いはしません。
- 被保険者の健康状態などにより、復活をお断りする場合があります。

保険金の支払事由が生じた場合の保険料

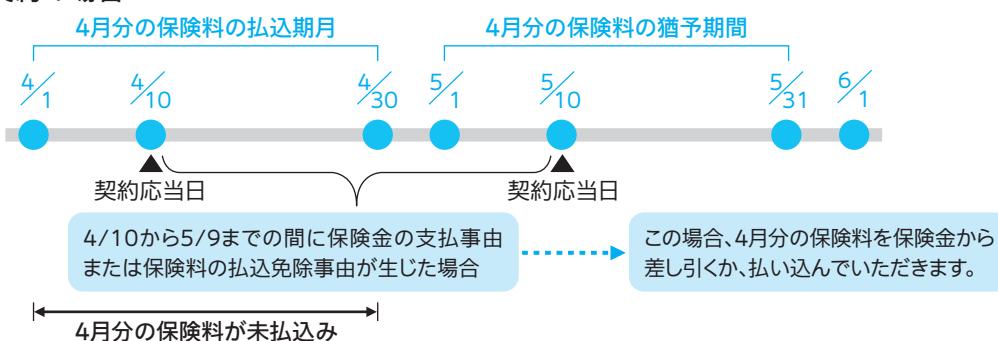
保険料は毎払込期月の契約応当日から、つぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

〈例〉月払契約の場合



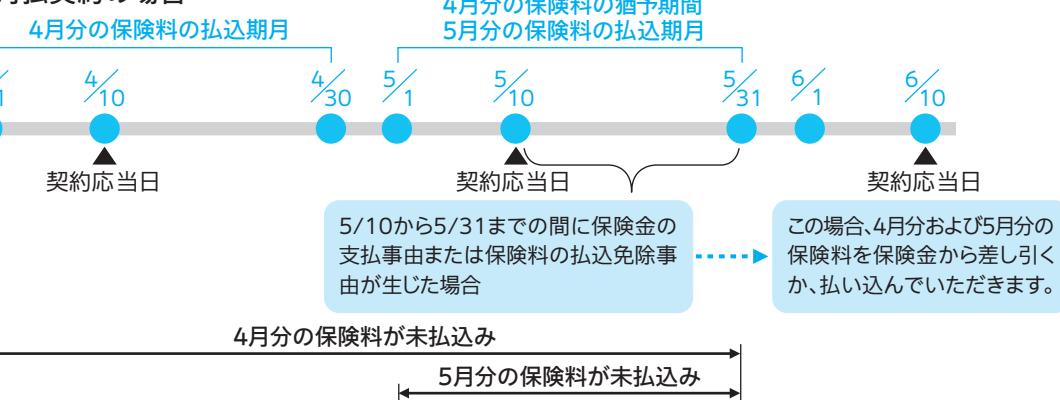
- ①保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、保険金のお支払いのときはその未払込みの保険料を保険金から差し引き、保険料払込免除のときはその未払込みの保険料を払い込んでいただきます。
→ 約款第10条 参照

〈例〉月払契約の場合



- ②月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合は、2か月分の保険料を保険金から差し引くか、払い込んでいただきます。
→ 約款第14条 参照

〈例〉月払契約の場合



保険料の払込みが困難になった場合

■保険料の払込みが困難になったときでも、つぎのような方法で保険契約を有効に継続することができます。

①一時的に保険料の都合がつかないとき

保険料の自動振替貸付

→ 約款第15条 参照

- ・保険料の払込みがない場合でも、当社が自動的に保険料を立て替えます。
- ・立て替える金額は解約払戻金の範囲内です。
- ・貸付金の利息は当社の定める利率で計算します。

※貸付の利率については、「カスタマーサービスセンター」へお問い合わせください。

※利率の見直し方法等については、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。

《取扱方法》

保険料の自動振替貸付をご希望になる場合には、お申込みの際または保険契約後、書面で当社までお申し出ください。このお申し出のない場合、保険料の自動振替貸付はしません。

※米ドル建の貸付金の元利金の全部または一部を返済する場合、返済金額は当社所定の為替レートを用いて円に換算し、円で払込みいただきます。

「円入金特約」をご参照ください。 → 19 ページ

②途中から保険料を払い込まずに継続したいとき

払済保険への変更

→ 約款第19条 参照

- ・解約払戻金をもとに、保険料払込済の同種の保険に変更します。
- ・保険金額を小さくして、保険期間を変えない方法です。
- ・払済保険に変更後の保険金額が、当社の定める限度を下まわる場合は、取扱いできません。
- ・払済保険に変更した場合、付加されている特約は消滅します。



ご注意ください。

- ・低解約払戻期間中に払済保険に変更する場合、払済保険の基準となる解約払戻金は抑制されています。
- ・払済保険に変更した後、解約払戻金は抑制されません。

③保険料の負担を軽くしたいとき

保険金の減額

→ 約款第20条 参照

- ・保障額を減らすことにより、保険料も少なくなります。
- ・減額後の保険金額が当社の定める限度を下まわる場合は、取扱いできません。
- ・減額部分に解約払戻金があれば払い戻します。

III 契約後の変更等

契約者貸付制度

■途中でお金がご入用のときは、保険契約者に対する貸付制度をご利用いただけます。

- ・解約払戻金の9割(保険料払込済の場合は8割)を貸付の限度としてご利用になれます。
- ・貸付金の利息は当社の定める利率で計算し、貸付日から1年ごとに元金に繰り入れます。
- ・米ドル建の貸付金は、円支払特約を付加して、円に換算してお受取りいただくことができます。円に換算する場合、当社所定の為替レートを用いて円に換算した金額をお支払いします。

「円支払特約」をご参照ください。→ 20 ページ

※貸付の利率や貸付可能金額等については、「カスタマーサービスセンター」へお問い合わせください。

また、貸付の利率については、当社のウェブサイトでもご確認できます。

※利率の見直し方法等については、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。

※米ドル建の貸付金の元利金の全部または一部を返済する場合、返済金額は当社所定の為替レートを用いて円に換算し、円で払込みいただきます。

「円入金特約」をご参照ください。→ 19 ページ



ご注意ください。

- ・米ドル建の貸付金額や貸付金返済額を円に換算する場合の当社所定の為替レートは変動します。そのため、円に換算した貸付金返済額が、円に換算した貸付金額を大きく上まわることがあります。

貸付限度超過による保険契約の失効

保険料の自動振替貸付および契約者貸付による貸付金と利息の合計額が解約払戻金をこえた場合、当社所定の金額を払い込んでいただきます。

なお、この旨の通知を当社が発した日の属する月の翌月末日までに当社所定の金額が払い込まれなかつた場合には、保険契約はこの期日の翌日から効力を失います。

特約の変更

特約の中途付加

■保険期間の途中でも特約を付加できる場合があります。

- ・特約の中途付加には、被保険者の同意が必要です。



ご注意ください。

- ・特約を中途付加する時点で当社が取り扱っている特約が適用されますので、将来において取扱いが変更されることや中途付加の取扱いがないこともあります。
- ・被保険者の健康状態などにより、特約の中途付加をお断りする場合があります。
- ・米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)は中途付加できません。

死亡保険金受取人の変更

■死亡保険金受取人の変更について

- ・保険契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ・死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へ通知してください。

■遺言による死亡保険金受取人の変更について

- ・保険契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- この場合、保険契約者が亡くなられた後、保険契約者の相続人から当社へ通知してください。
- ・死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。



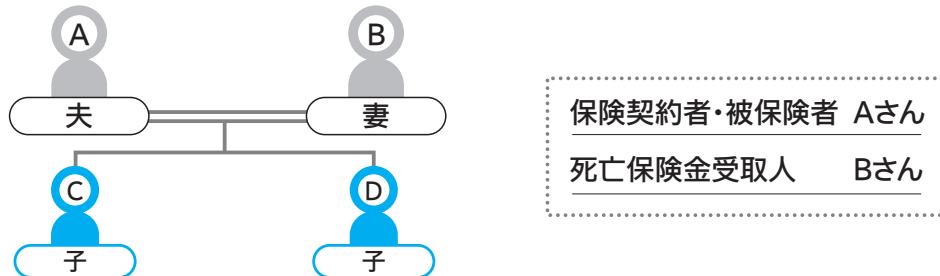
ご注意ください。

- ・当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社はお支払いしません。

■死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

- ・新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
 - ・死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- ※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合はそれぞれ法定相続割合に応じた金額とします。

〈例〉 受取人であるBさんの死亡後、受取人変更前にAさんが死亡した場合



Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん(保険契約者、被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合はそれぞれ法定相続割合に応じた金額となります。

※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので「カスタマーサービスセンター」へお問い合わせください。

解約と解約払戻金

- 解約する場合には、解約払戻金があればこれをお支払いします。
- 解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により計算した金額を解約払戻金として保険契約者にお支払いします。

※低解約払戻期間中に解約したときの主契約および米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の解約払戻金に解約払戻金支払割合(7割)を乗じて計算した金額となります。

低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、低解約払戻期間内のすべての保険料の払込みがないときは、主契約および米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約(低解約払戻金型)の解約払戻金は抑制されます。
- 途中で解約すると、解約払戻金は多くの場合払い込まれた保険料の合計額よりも少なくなります。

生命保険では払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の保険金のお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されるからです。

特に契約後しばらくの間は、保険料の大部分が保険金のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約したときの払戻金は多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。
- 効力のなくなった(失効)契約についても解約払戻金をお支払いできる場合があります。

- 米ドル建の解約払戻金は、円支払特約を付加して、円に換算してお受取りいただくことができます。

円に換算する場合、当社所定の為替レートを用いて円に換算した金額をお支払いします。

「円支払特約」をご参照ください。 → **20** ページ
- 米ドル建の解約払戻金を円で受取る場合、為替相場の変動により、受取る解約払戻金額が円で払込んだ保険料の合計額を下まわる場合や、ご契約時における解約払戻金の円換算金額を下まわる場合があり、損失が生じるおそれがあります。

- 主契約を解約した場合、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

被保険者による保険契約者への解約の請求

- 被保険者と保険契約者が異なる保険契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または保険金の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②保険金の受取人が当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

保険契約者以外の者による解除の効力および受取人による保険契約の存続

■差押債権者、破産管財人等による解約について

- ・保険契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

■保険金の受取人による保険契約の存続について

- ・債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金の受取人は保険契約を存続させることができます。
 - ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ②保険契約者でないこと
- ・保険金の受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ①保険契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)

住所変更等の代表的な手続き例

Q.1 結婚した後の手続きは？

A 「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。必要な書類をご案内します。



必要となるお手続き

- 名義変更手続き
- 住所変更のお申し出
- 口座変更手続き

など

Q.2 引っ越して必要なことは？

A 「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。当社から定期的にお送りする各種告知や重要書類を確実にお届けするためにもお願ひいたします。

必要となるお手続き

- 住所変更のお申し出
- 口座変更手続き

など

Q.3 保険金の請求方法は？

A 「保険金・給付金お問合せ窓口」へご連絡ください。必要書類をご案内します。

※くわしくは「請求の手続き」をご参照ください。

→ 40 ページ

※必要書類は約款別表 1 をご参照ください。

以下の項目について
お知らせください。

- 証券番号
- 死亡した方のお名前
- 死亡した日
- 死亡した原因（事故・病気）
- 病気になられた方のお名前
- 医師により診断を受けた病名
- 発症からの期間
- 身体障害者等級表による級別
- 要介護状態区分等

など

カスタマー
サービスセンター



0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

保険金・給付金
お問合せ窓口



0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。

ご契約の しおり

ご契約のしおり

5

特に注意していただきたいこと

特に注意していただきたいこと

お客様の個人情報の取扱いについて

当社はお客様の個人情報について、以下のとおりプライバシー・ポリシーを定め、適正に取り扱います。

■プライバシー・ポリシーについて

オリックス生命保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、お客様の個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」といいます。)」、その他の諸法令等を遵守すべく、従業者等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

1. 個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報を、次の目的の範囲内でのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。なお、この利用目的の範囲を超えて取り扱う場合、およびお客様の個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客様ご本人の同意をいただいた上で行います。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

なお、特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社は、その目的を超えて取得・利用しません。

2. 個人情報の取得

当社は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等)を取得します。

主な取得方法としては、保険契約申込書等による入手や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話・その他通信媒体等を通じて入手する方法があります。

なお、各種コールセンターやフリーダイヤル、当社の本社・支社窓口とのお電話につきましては、当社業務の運営管理およびサービス充実等、当社の利用目的の達成に必要な範囲にて録音させていただくことがあります。

3. 個人情報の管理

当社は、お客様の個人情報の管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに、個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

4. グループ会社との共同利用

オリックスグループは連結経営のもと、グループの総合力によりお客様の多様な要請にお応えしていることから、当社が保有するお客様の個人データは、以下に従って、当社とオリックスグループ各社が共同利用することがあります。

(1)共同利用者

オリックスグループ各社

(オリックス株式会社ならびに法令等に基づくオリックス株式会社の連結決算および持分法適用の対象会社。なお、対象会社は「グループ会社一覧」(<https://www.orix.co.jp/grp/company/about/group/>) のうちの、「国内グループ会社」となります。)

※対象会社は、変動します。

(2)共同利用者の利用目的

共同利用者は、以下の目的で利用します。

当社およびオリックスグループ各社におけるリスクの管理等経営上必要な各種の管理を行うため。

(3)共同利用する個人データの項目

個人の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号その他の上記(2)の「共同利用者の利用目的」達成のために必要な個人に関する情報

(4)個人データの管理について責任を有する者

〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ
オリックス生命保険株式会社

5. 情報交換制度等について

当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、以下の制度に基づき一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データ（被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等）を共同利用します。

- ① 契約内容登録制度・契約内容照会制度
- ② 医療保障保険契約内容登録制度
- ③ 支払査定時照会制度

※各制度の詳細につきましては一般社団法人生命保険協会のウェブサイト(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

6. 個人情報の外部への提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客様の個人情報を外部へ提供しません。

- (1)お客様の同意を得ている場合
- (2)法令に基づく場合
- (3)お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4)上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- (5)個人情報を共同利用する場合
- (6)保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (7)その他の正当な理由がある場合

なお、特定個人情報等については、マイナンバー法で認められている場合を除き、第三者に提供しません。

7. 個人データの取扱いの委託

当社では、よりよいサービスをご提供するために、業務を外部に委託することがあり、その際、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合があります。委託先の選定に際しては、委託先においても個人データの管理、秘密保持、再委託の制限、お客様の個人データの漏えい防止等に関して、適切な取扱いがなされているかどうかについて基準を定めて慎重に評価しており、その評価に基づいて選定し、管理を行っています。

8. 再保険における個人情報の取扱いについて

当社では、当社と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を当社が再保険会社に提供することができます。

9. 匿名加工情報の取扱い

当社は、匿名加工情報を作成する場合は、法令で定める基準に従い適正に加工します。作成したときは、加工方法等の安全管理措置を講じるとともに、匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表します。また、匿名加工情報を自ら利用するときは、作成のもととなった個人情報の本人を識別するための行為はいたしません。

(注) 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、個人情報保護法第2条第9項に定める匿名加工情報をいいます。

10. 個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用の停止等

当社は、お客様から個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用の停止等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別の理由がない限り、お客様ご本人であることの確認を行った上で、適切に対応させていただきます。

具体的な請求手続につきましては、以下問合せ窓口までご連絡ください。

問合せ窓口

個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用の停止等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問合せは、下記窓口にて承っています。

オリックス生命保険株式会社 個人情報問合せ窓口

 0120-227-780

受付時間 月曜～金曜 9：00－17：00
(土日・祝日・年末年始休み)

※このプライバシー・ポリシーにおける個人情報については、当社の代理店および従業者等の個人情報を対象としていません。

■機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報を含む）の取扱いについて

当社は、医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報の利用目的を業務の適切な運営の確保その他必要と認められるものに限定しています。

また、機微（センシティブ）情報については、限定している目的以外では利用しません。

◇最新のプライバシー・ポリシーは当社のウェブサイトをご確認ください。

他の生命保険会社等との保険契約等に関する 個人情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客さまの契約内容が登録され、ご契約のお引受けやお支払いの判断の参考とさせていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社※および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とする目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。

ご契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることがあります。

上記各手続きの詳細については、本社または最寄りの支社へお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額、災害死亡保険金額および収入保障年金の現価額（一括支払による金額）
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、復旧日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

■「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金のご請求に際し、お支払いや契約の解除等の判断の参考とすることを目的として、お客様の契約内容等を利用させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社※、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険金、年金もしくは給付金のお支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。

相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。

照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、本社または最寄りの支社にお問い合わせください。

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

業況の変化による保険金額等の削減

保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

詳細については、つぎの「生命保険契約者保護機構」をご参照ください。

生命保険契約者保護機構

■当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は以下のとおりです。

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定※1に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約※2を除き責任準備金等※3の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。※4）

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するため、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかつた場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = 90% - {（過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率）の総和 ÷ 2}

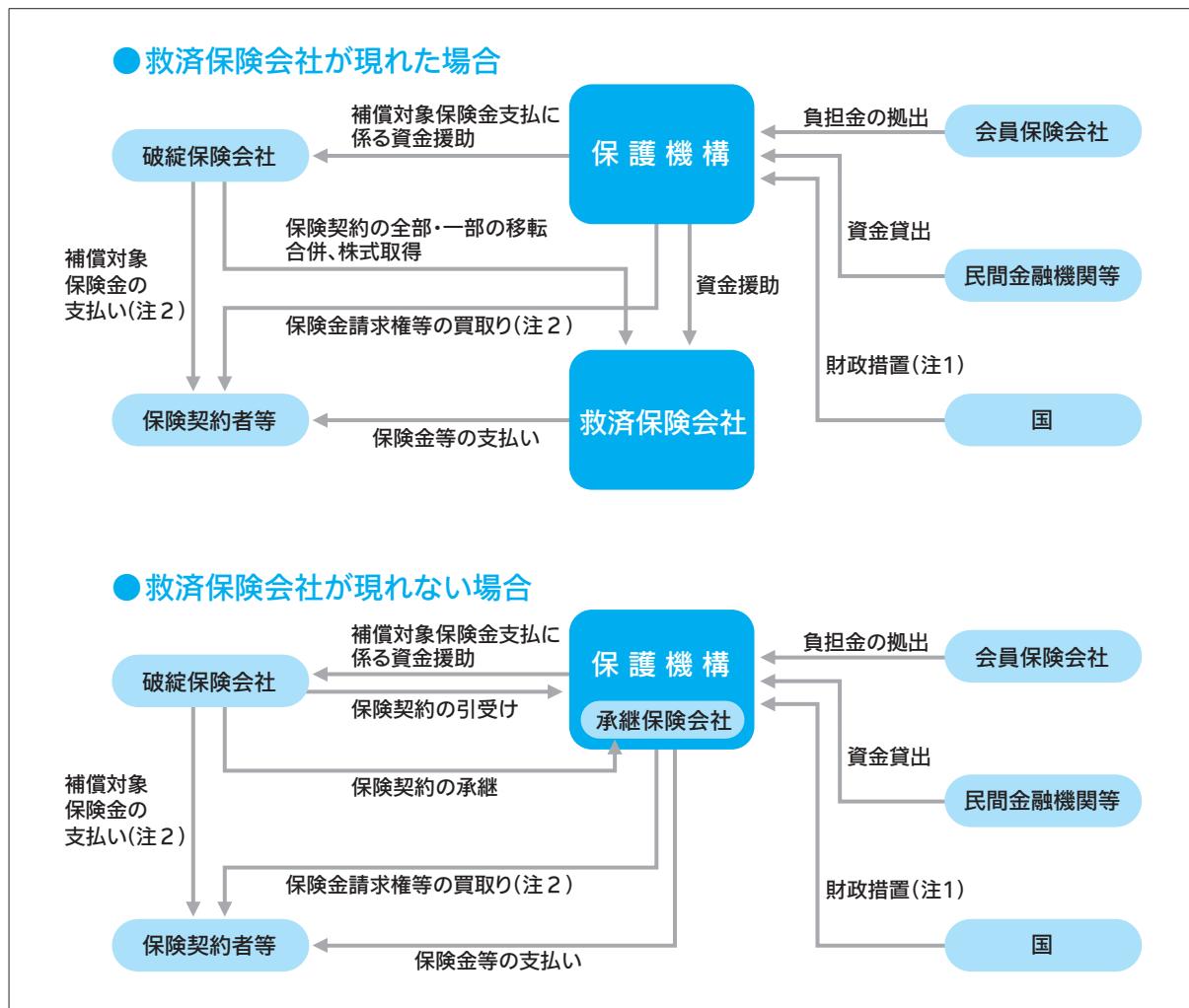
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のウェブサイトで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

仕組みの概略図



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構 電話番号 **03-3286-2820**

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する 「特定投資家」の方へ

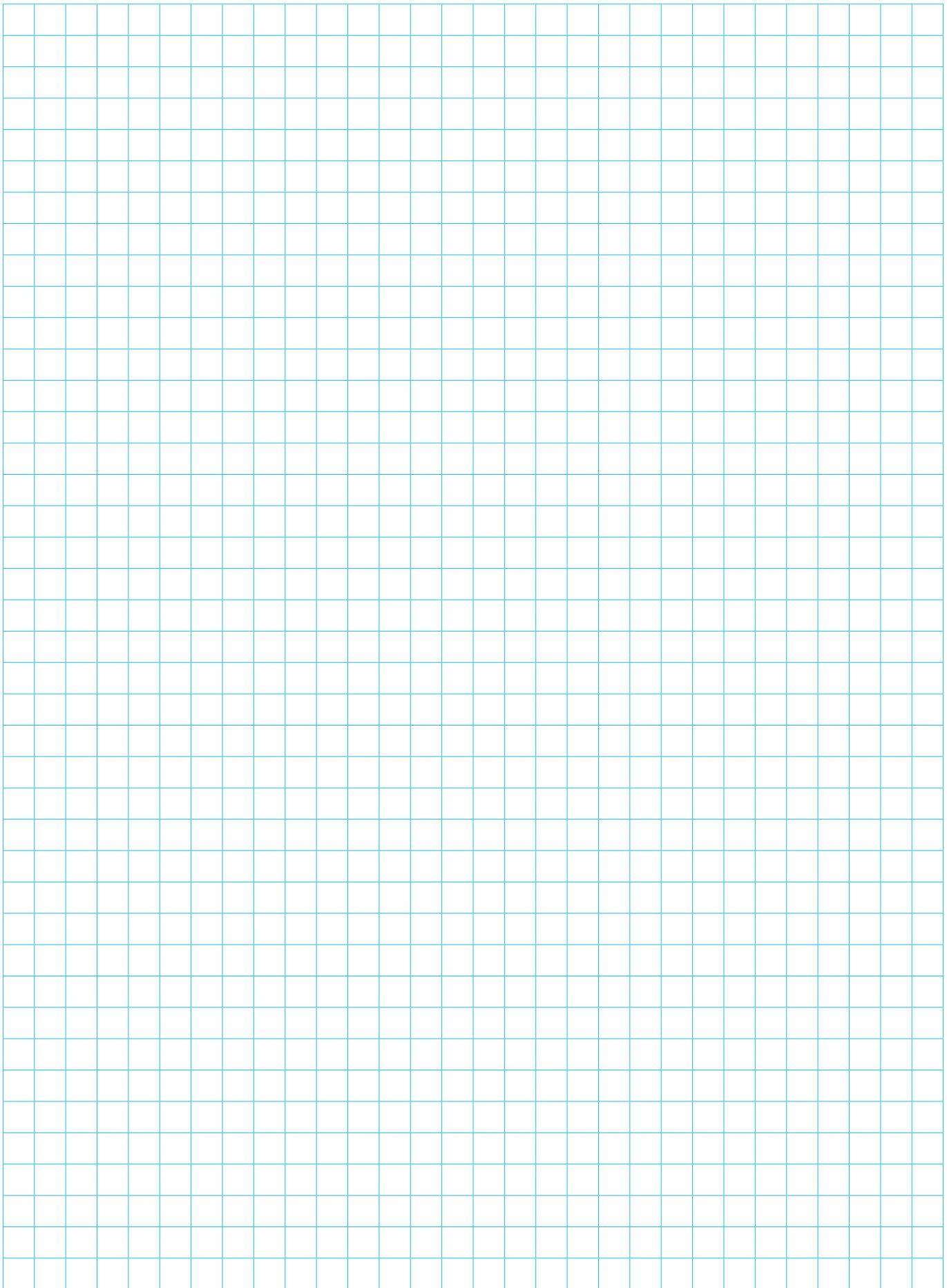
- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま」（以下、「一般投資家」といいます。）として取扱うよう申し出いただくことができます。手続きをご希望の場合は、以下の連絡先までご連絡ください。
 - 過去に上記の手続きをされているお客さまにつきましては、「特定投資家」として取扱うよう申し出いただくまでは、「一般投資家」としての取扱いとなります。「特定投資家」として取扱うよう申し出いただく場合には、以下の連絡先までご連絡ください。
- ※法令の規定により上記のような「特定投資家」と「一般投資家」の区分を設けておりますが、当社の生命保険契約に関しては、「特定投資家」として取扱う場合と「一般投資家」として取扱う場合とで、お手続き等に相違はありません。（特定投資家に対しても、一般投資家と同様の商品説明等をいたします。）

<ご連絡先>

電話番号 **03-6862-6300**

受付時間 月曜～金曜 9：00～17：00（土日・祝日・年末年始休み）

MEMO



その他

生命保険と税金

※本冊子作成時現在の税制に基づく一般的な取扱いです。今後変更となる場合があります。

作成年月は裏表紙をご参照ください。

※より詳しい内容等については最寄りの税務署等にお問い合わせください。

■生命保険料控除について

1月から12月までの正味払込保険料の一定額が、その年の所得から控除され、それに応じて税金が安くなります。

・生命保険料控除の対象となるご契約

この制度は納税する人が保険料を支払い、本人または配偶者、あるいはその他の親族が保険金等の受取人である場合に適用されます。

・生命保険料控除のお手続き

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」を発行しますので、確定申告または年末調整のために、大切に保管してください。

■保険金の税制上の取扱い

・保険金にかかる税金は、保険契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

【死亡保険金・特約死亡保険金について】

※下表は保険契約者が保険料を負担しているものとします。

※(契)は保険契約者、(被)は被保険者、(受)は受取人をさします。

契約形態	契約例	税の種類
(契)と(被)が同一人の場合	(契)(被)(受) 夫 夫 妻	相続税
	夫 夫 子	
(契)と(受)が同一人で、 (被)が異なる場合	(契)(被)(受) 夫 妻 夫	所得税 (一時所得)
	夫 子 夫	
(契)、(被)、(受)が それぞれ異なる場合	(契)(被)(受) 夫 妻 子	贈与税
	夫 子 妻	

【高度障害保険金等について】

高度障害保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金、特約介護保険金、リビング・ニーズ保険金および介護前払保険金は、その受取人が被保険者本人のほか、その配偶者、直系血族または生計を一にする親族である場合には、原則として非課税となります。

■外貨建保険の税制上の取扱い

この保険は、保険料や保険金額等を米ドルでお取扱いする外貨建保険ですが、円に換算した金額について、円建の生命保険と同じ税制上の取扱いとなります。

◇保険料の取扱い

- この保険には円入金特約が付加されていますので、米ドル建の保険料を円で払込みいただきます。払込みいただいた保険料は、円建の生命保険と同じ税制上の取扱いとなります。

◇保険金・解約払戻金の取扱い

・円でお受取りになる場合

円支払特約を付加して、米ドル建の保険金や解約払戻金を円でお受取りになる場合には、お受取りいただいた金額について、円建の生命保険と同じ税制上の取扱いとなります。

・米ドルでお受取りになる場合

保険金や解約払戻金を米ドルでお受取りになる場合には、以下の換算基準日および適用する為替レートにしたがい、米ドルを円に換算した金額について、円建の生命保険と同じ税制上の取扱いとなります。

項目		換算基準日	適用する為替レート*
保険金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日	TTB
	所得税の対象となる場合		TTM
解約払戻金		解約効力発生日	TTM

*TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことを行います。

主な保険用語

あ行

うけとりにん
受取人

保険金・給付金等を受け取ることをいいます。

か行

かいじょ
解除

告知義務違反があった場合等に、保険期間の途中で当社が保険契約または特約を消滅させることをいいます。

かいやく
解約

保険期間の途中に、保険契約者の意思で保険契約を終了させることをいいます。解約により保障は消滅します。

かいやくはらいもどしきん
解約払戻金

保険契約を解約した場合等に、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

かんざん き じゅん び
換算基準日

外貨を円に換算する基準となる日をいい、この日における当社所定の為替レートを用いて外貨建の保険料や保険金等を円に換算します。

けいやくおうとう ひ
契約応当日

契約後の保険期間中にむかえる毎年の契約日に対応する日のことです。特に月単位あるいは半年単位といったときは、それぞれ各月・半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

けいやくねんれい
契約年齢

契約日における被保険者の年齢のことをいいます。当社では満年齢で計算します。

けいやく ひ
契約日

通常は保険契約締結の際の責任開始日をいい、保険期間、契約年齢などの計算基準日となります。ただし、保険料の払込方法(経路)によっては契約日と責任開始日が異なることがあります。

こくち こくち ぎ む
告知／告知義務

お申込みまたは復活などの際、保険契約者と被保険者から過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、当社がおたずねすることがらについて、お知らせいただくことを「告知」といいます。また、そのおたずねすることがらについて、ありのままをお知らせいただく義務のことを「告知義務」といいます。

こくち ぎ む い はん
告知義務違反

告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったり、事実でないことを告げたりした場合は、「告知義務違反」となり、当社は保険契約を解除することができます。

さ行

しつこう
失効

保険料払込みの猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、保険契約の効力が失われることをいいます。

し ていだい り せいきゅうにん
指定代理請求人

被保険者の病状が重篤であるなど、被保険者が保険金・給付金等を請求できない事情があるときに、被保険者に代わって保険金・給付金等を請求するために、あらかじめ指定された人のことをいいます。

し はらい じ ゆう
支払事由

約款で定める、保険金・給付金等をお支払いする事由をいいます。

しゅけいやく
主契約

普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。

しん さ
診査

医師扱の保険契約を申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただくことをいいます。

せきにんかいし び 責任開始日

保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、その責任開始時の属する日を責任開始日といいます。

た行 とくやく 特約

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法など、普通保険約款と異なる特別な約束をする目的で主契約に付加するものなどをいいます。

は行 ひほけんしゃ 被保険者

保険の対象とされる人のことをいいます。

ふっかつ 復活

失効した保険契約を、所定の期間内に手続きをしていただくことにより、元の有効な状態に戻すことです。なお、健康状態によっては、復活できない場合もあります。

ほけんきかん 保険期間

保険契約において保障する期間のことをいいます。

ほけんきん 保険金

被保険者に約款の定める支払事由が生じたときにお支払いするお金のことをいいます。

ほけんけいやくしゃ 保険契約者

当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更請求権など)と義務(保険料支払義務など)をもつ人のことをいいます。

ほけんしょうけん 保険証券

保険契約の保険金額・給付金額等や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

ほけんりょう 保険料

保障の対価として、当社に払い込んでいただくお金のことをいいます。

ほけんりょうはらいこみきかん 保険料払込期間

保険料を払込みいただく期間をいいます。歳満了の場合、保険料払込期間は被保険者が満了年齢になって初めて到来する年単位の契約応当日の前日まで(契約応当日が誕生日の場合は、満了年齢になる誕生日の前日まで)となります。

ほけんりょうはらいこみきげつ 保険料払込期月

毎回の保険料を払込みいただく期間のことをいい、月ごと応当日(年払は契約応当日、半年払は半年ごと応当日)の属する月の初日から末日までをいいます。

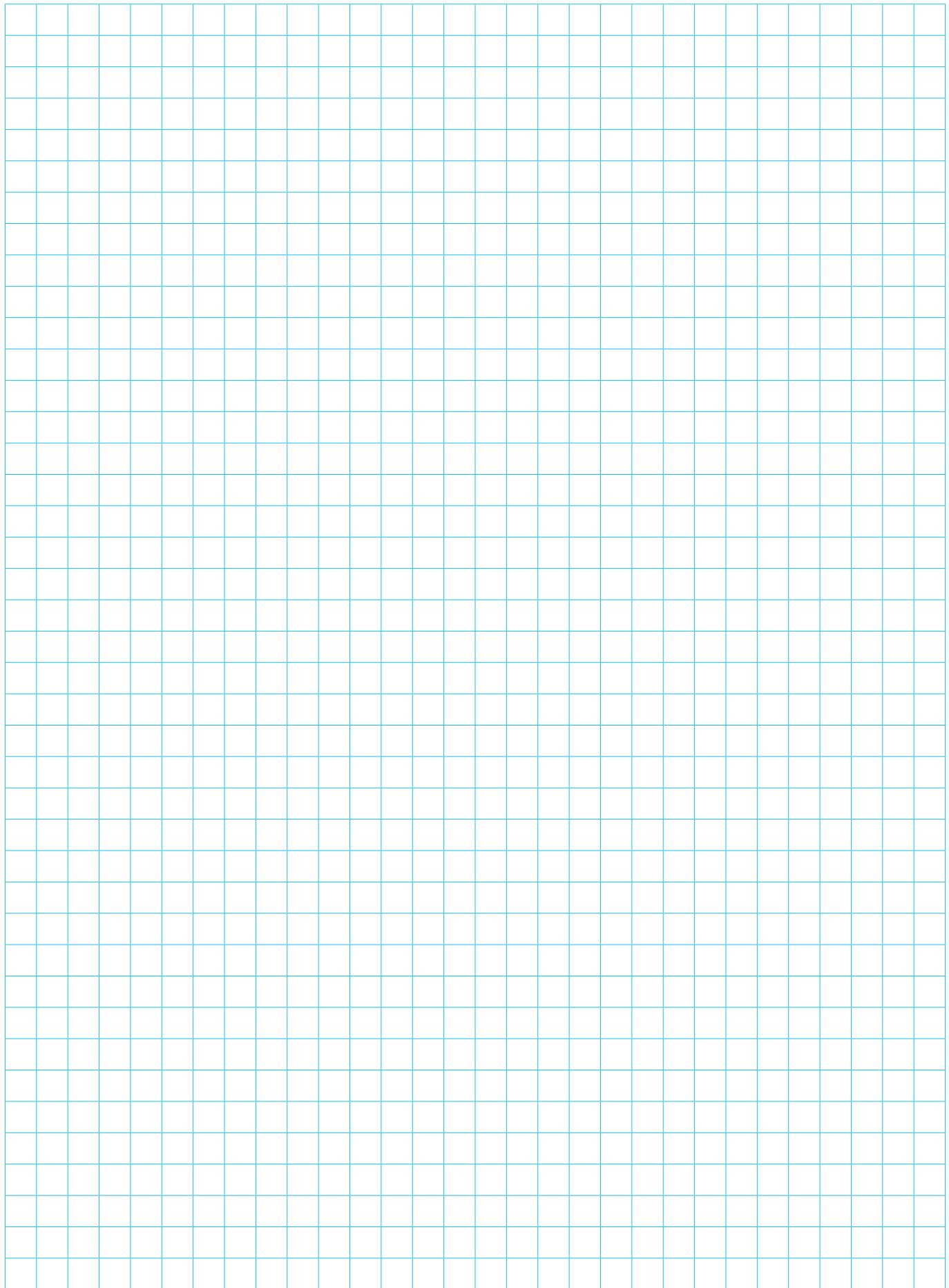
めんせきじゆう 免責事由

約款で定める、保険金・給付金等をお支払いできない事由をいいます。

や行 やっかん 約款

保険契約について、契約から消滅までの取り決めを記載したものです。

MEMO



約 款

約
款

1. 無配当米国ドル建終身保険（低解約払戻金型）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険料の払込を米国ドルで行い、被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときに、一定額の米国ドル建の保険金を支払い、その一生涯にわたりご家族の生活の安定をはかる保険です。

この保険は、保険料払込期間中の解約払戻金額の水準を低く設定し、保険料を計算しています。

1 通貨

第1条 通貨

2 保険金の支払

第2条 死亡保険金、高度障害保険金の支払

第3条 死亡保険金、高度障害保険金の削減支払

第4条 高度障害保険金の支払による保険契約の消滅

第5条 保険金の据置支払

3 保険料の払込の免除

第6条 保険料の払込の免除

第7条 保険料の払込を免除しない場合

4 保険金等の請求、支払時期および支払場所

第8条 保険金等の請求、支払時期および支払場所

5 責任開始

第9条 責任開始

6 保険料の払込

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法（経路）

第12条 保険料の前納

7 猶予期間および保険契約の失効

第13条 猶予期間および保険契約の失効

第14条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

8 保険料の自動振替貸付

第15条 保険料の自動振替貸付

第16条 保険料の自動振替貸付の取消

9 保険契約の復活

第17条 保険契約の復活

10 保険契約の内容の変更

第18条 保険料払込方法（回数）の変更

第19条 払済保険への変更

第20条 保険金額の減額

11 保険契約者に対する貸付

第21条 保険契約者に対する貸付

12 保険契約者および死亡保険金受取人

第22条 保険契約者の変更

第23条 保険契約者または死亡保険金の受取人の代表者

第24条 保険契約者の住所の変更

第25条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更

第26条 遺言による死亡保険金受取人の変更

13 詐欺および不法取得目的

第27条 詐欺による取消

第28条 不法取得目的による無効

14 告知義務

第29条 告知義務

第30条 告知義務違反による解除

第31条 保険契約を解除できない場合

15 重大事由による解除

第32条 重大事由による解除

16 解約

第33条 解約

17 払戻金

第34条 払戻金

18 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第35条 契約年齢の計算

第36条 契約年齢または性別の誤りの処理

19 契約者配当

第37条 契約者配当

20 時効

第38条 時効

21 契約内容の登録

第39条 契約内容の登録

22 管轄裁判所

第40条 管轄裁判所

23 保険契約者以外の者による解約の効力等

第41条 保険契約者以外の者による解約の効力等

24 特定疾病保険料払込免除特則

第42条 特定疾病保険料払込免除特則の取扱

第43条 特定疾病による保険料の払込の免除

第44条 悪性新生物責任開始日

第45条 悪性新生物責任開始日前に悪性新生物と診断確定された場合の取扱

第46条 法令等の改正に伴う保険料払込免除事由の変更

25 特定疾病障害介護保険料払込免除特則

第47条 特定疾病障害介護保険料払込免除特則の取扱

第48条 特定疾病障害介護保険料払込免除特則による保険料の払込の免除

第49条 悪性新生物責任開始日

第50条 悪性新生物責任開始日前に悪性新生物と診断確定された場合の取扱

第51条 法令等の改正に伴う保険料払込免除事由の変更

1 通貨

第1条（通貨）

この保険契約における通貨は、アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます。）とします。

2 保険料の払込または保険金の支払等、この保険契約に係る金銭の授受は、全て米国ドルをもって行ないます。

2 保険金の支払

第2条（死亡保険金、高度障害保険金の支払）

この保険契約の死亡保険金、高度障害保険金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	死 亡 保 険 金 を 支 払 わ な い 場 合 (以下、「免責事由」といいます。)
保 險 金	(1) 死 亡 保 險 金 被保険者が死亡したとき	死 亡 保 險 金 受 取 人 保 險 金 額	死 亡 保 險 金 受 取 人	被保険者がつぎのいずれかにより死亡したとき I) 責任開始（復活が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始とします。以下、同じとします。）の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 II) 保険契約者の故意 III) 死亡保険金受取人の故意
	(2) 高 度 障 害 保 險 金 被保険者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始時前にすでにあった障害状態に責任開始時以後の傷害または疾病（責任開始時前にすでにあった障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。		被 保 險 者	被保険者がつぎのいずれかにより高度障害状態（別表3）に該当したとき I) 保険契約者の故意 II) 被保険者の故意

- 2 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。
- 3 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
- 5 前項に定める場合を除き、高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 6 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金（会社の定めるところによって計算される保険契約に対する責任準備金のこと）をいいます。以下、同じとします。）を保険契約者に支払います。
- 7 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 8 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 9 第7項および前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合はそれぞれの法定相続割合とします。
- 10 つぎの第1号または第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき
- 11 被保険者が、責任開始時前に生じた傷害または疾病を原因として、責任開始時以後に高度障害状態（別表3）に該当したときは、つぎに定めるところによります。
 - (1) 保険契約の締結の際（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。）に、会社が、告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害または疾病について、責任開始時前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その傷害または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自

覚していた場合を除きます。

第3条（死亡保険金、高度障害保険金の削減支払）

前条の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合は高度障害状態（別表3）に該当した場合で、その原因により死亡した場合は高度障害状態（別表3）に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下まわることはありません。

第4条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表3）に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

第5条（保険金の据置支払）

保険契約者は保険金の支払事由発生前、保険金の受取人は保険金の支払事由発生後、保険金の据置支払を請求することができます。

2 据置期間は、会社所定の期間を限度とし、据置期間中は、会社所定の利率による利息をつけるものとします。

3 保険料の払込の免除

第6条（保険料の払込の免除）

被保険者が、責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき（責任開始時前にすでにあった障害状態に責任開始時以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。）は、会社は、将来の保険料の払込を免除します。

2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第10条（保険料の払込）第1項に定めるそれぞれの応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

3 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第18条（保険料払込方法（回数）の変更）、第19条（払済保険への変更）および第20条（保険金額の減額）の規定は適用しません。

4 保険料払込期間経過後の場合は、本条は適用しません。

5 責任開始時前に発生した不慮の事故（別表2）による傷害の取扱については、第2条（死亡保険金、高度障害保険金の支払）第11項の規定を準用します。

第7条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者がつぎの各号のいずれかにより前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき

(2) 被保険者の犯罪行為によるとき

(3) 被保険者の精神障害の状態にあることを原因とする事故によるとき

(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき

(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき

(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

2 被保険者がつぎのいずれかにより、身体障害の状態（別表4）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態（別表4）に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全額についてその払込を免除しないことがあります。

(1) 地震、噴火または津波によるとき

(2) 戦争その他の変乱によるとき

4 保険金等の請求、支払時期および支払場所

第8条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

保険金の支払事由が生じたときは保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人もしくは被保険者は、遅滞なく会社に通知して下さい。

2 支払事由が生じた保険金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を提出して保険金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。

3 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人として、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上あるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

(2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

4 保険金は、第2項および第3項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社

の本社で支払います。

- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、この場合、会社は保険金を請求した者に通知します。
- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡または第2条（死亡保険金、高度障害保険金の支払）第1項第2号所定の障害状態に該当する事実の有無
- (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第32条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。この場合、会社は保険金を請求した者に通知します。
- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 7 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 8 第4項から前項の規定は保険料の払込の免除の請求について準用します。

5 責任開始

第9条（責任開始）

会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険料払込期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社が保険契約の申込を承諾したとき（第1項第1号のときは第1回保険料を受け取ったとき）には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日および支払事由を記載せず、第2項の契約日および保険契約の種類を記載します。

6 保険料の払込

第10条（保険料の払込）

第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

- (1) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月ごとの応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない場合は、その月の末日とします。以下、同じとします。）の属する月の初日から末日まで
- (2) 払込方法（回数）が年払契約または半年払契約の場合
契約日の1年目ごとの応当日（以下、「契約応当日」といいます。）または契約日の半年目ごとの応当日（以下、「半年ごと応当日」といいます。）の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの応当日からその翌応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 3 第1項の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険料の払込を要しなく

- なった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
- 4 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
 - 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - 6 前項の場合、未払込保険料の払込については、第14条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。
 - 7 払込方法（回数）が年払契約または半年払契約の場合で、保険料払込期間中に保険料の払込を要しなくなる事由が生じたときは、その事由が生じた日の翌日から当該保険料期間の満了までの期間（以下、「未経過期間」といいます。）に応じて所定の金額（以下、「保険料未経過金」といいます。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金の支払事由発生のときまでに保険契約者から特に申出があった場合を除き、その保険金の受取人に払い戻します。
 - 8 保険料未経過金は、未経過期間の月数に応じて会社の定める方法により計算した金額とします。
 - 9 保険料未経過金の払戻については、第8条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
 - 10 つぎの場合には、保険料未経過金の払戻はありません。
 - (1) 未経過期間が1か月に満たない場合
 - (2) この保険契約の保険料の払込が免除されている場合
 - (3) 保険料の払込を要しなくなる事由が生じた日の属する保険料期間に対応する保険料が払い込まれていない場合
 - (4) 詐欺による取消または不法取得目的による無効により保険契約が消滅した場合
 - 11 減額の場合には、減額部分について第7項から前項までの規定を適用します。
 - 12 払済保険への変更を行なったときには、第7項に定める「その事由が生じた日」とは変更の効力が生じた日をいいます。

第11条（保険料の払込方法（経路））

- 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 口座振替扱
会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等への振込扱
金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
 - (3) クレジットカード扱
会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
- 2 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。
- 3 前2項に定める保険料払込方法（経路）の選択および変更については、会社の定める条件を満たすことをするものとします。
- 4 その保険契約が会社の定める条件を満たさなくなったときは、保険契約者は、保険料払込方法（経路）を他の保険料払込方法（経路）に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法（経路）の変更を行なうまでの間は、その保険料については会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。
- 5 第1項の各号のいずれによっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。

第12条（保険料の前納）

- 保険契約者は、会社の定める方法により将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には会社所定の利率で割り引きます。
- 2 前項の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、保険料の払込方法（回数）に応じてそれぞれ保険料払込期間の契約応当日、半年ごと応当日または月ごと応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- 3 保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金の支払事由発生のときまでに保険契約者から特に申出があった場合を除き、その保険金の受取人に払い戻します。

7 猶予期間および保険契約の失効

第13条（猶予期間および保険契約の失効）

- 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
- (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月ごと応当日まで（契約応当日または半年ごと応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

3 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は解約払戻金を請求することができます。

第14条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を保険金から差し引きます。

2 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険契約の保険料の払込を免除しません。

8 保険料の自動振替貸付

第15条（保険料の自動振替貸付）

保険契約者からあらかじめ申出がある場合、保険料が払い込まれない今まで猶予期間を経過した場合でも、会社は、払い込むべき保険料とその利息の合計額が解約払戻金（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または保険契約者に対する貸付があるときはその元利金を差し引きます。また、付加されている特約の解約払戻金を含みます。以下、本条において同じとします。）をこえない間保険料を自動的に貸し付けて保険契約を有効に継続させます。ただし、年払契約の場合で解約払戻金が年払保険料とその利息との合計額には満たないが半年払保険料とその利息との合計額を上まわるときは、保険料払込方法（回数）を半年払契約に変更したうえで半年払保険料に相当する額を貸し付けます。

2 前項の貸付は、猶予期間満了日に貸し付けたものとし、貸付金の利息は年8%以下の会社所定の利率で計算し、次期以後の保険料払込猶予期間が満了するごとに元金に繰り入れます。

3 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎのときに本条の貸付金のある場合には、その支払うべき金額または解約払戻金からその元利金を差し引きます。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険金額を減額したとき
- (3) 契約年齢または性別の誤りの処理が行なわれたとき
- (4) 払済保険に変更するとき
- (5) 米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）が付加されている場合で、その特約保険金が支払われたとき
- (6) この保険契約に付加されている特約が解約、減額または解除されもしくは消滅したとき

第16条（保険料の自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行なわれた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3ヶ月以内に、保険契約者から、払済保険への変更、保険金額の減額、特約の減額、特約の解約または保険契約の解約の請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行なわなかったものとして、その請求による取扱をします。

9 保険契約の復活

第17条（保険契約の復活）

保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。

- 2 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んで下さい。なお、第21条（保険契約者に対する貸付）の規定により効力を失った保険契約を復活させる場合には、会社所定の金額も払い込んで下さい。
- 4 第9条（責任開始）の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第9条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替え、会社は、新たに保険証券を発行しません。
- 5 保険契約者が解約払戻金を請求した保険契約については、会社は、復活の取扱をしません。

10 保険契約の内容の変更

第18条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、年払、半年払または月払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。ただし、年払または半年払に変更する場合は、つぎに定めるときから変更するものとします。

- (1) 年払に変更する場合は契約応当日
 - (2) 半年払に変更する場合は半年ごと応当日または契約応当日
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 本条の変更は、会社が定める条件を満たすことを要するものとします。

第19条（払済保険への変更）

保険契約者は、保険契約について将来の保険料の払込を中止し、保険料払込済の終身保険（以下、「払済保険」といいます。）に変更することができます。

- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 払済保険の保険金額は解約払戻金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときはその

元利金を差し引きます。)により計算します。

- 4 本条の変更は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 つぎの場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 払済保険金額が会社の定める限度を下まわる場合
 - (2) 特別条件付保険特約により特別保険料払込中の場合

第20条（保険金額の減額）

保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。

- 2 保険契約者が前項の減額の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 会社が本条の減額を承認したときは、減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
- 4 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる場合は、会社は、本条の減額を取り扱いません。

11 保険契約者に対する貸付

第21条（保険契約者に対する貸付）

保険契約者は、解約払戻金額（付加されている特約の解約払戻金を含みます。以下、本条において同じとします。）の9割（保険料払込済の保険契約については8割）の範囲内（保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときはその元利金を差し引きます。）で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額が会社の定める限度を下まわることはできません。

- 2 保険契約者が本条の貸付を受けるときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 4 保険料の自動振替貸付および本条の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえたときは、保険契約者は、会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 5 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
- 6 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎのときに本条の貸付金がある場合には支払うべき金額または解約払戻金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険金額を減額したとき
 - (3) 契約年齢または性別の誤りの処理が行なわれたとき
 - (4) 払済保険に変更したとき
 - (5) 米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）が付加されている場合で、その特約保険金が支払われたとき
 - (6) この保険契約に付加されている特約が解約、減額または解除されもしくは消滅したとき

12 保険契約者および死亡保険金受取人

第22条（保険契約者の変更）

保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

第23条（保険契約者または死亡保険金の受取人の代表者）

保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めて下さい。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

第24条（保険契約者の住所の変更）

保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに会社に通知して下さい。

- 2 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所または通信先あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第25条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 2 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第26条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - 3 前2項による死亡保険金受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 - 4 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

13 詐欺および不法取得目的**第27条（詐欺による取消）**

保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約の締結または復活が行なわれたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第28条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行なったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

14 告知義務**第29条（告知義務）**

保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第30条（告知義務違反による解除）

保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかっただけまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- 2 死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、保険金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、すでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めるることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第31条（保険契約を解除できない場合）

会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第29条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始。以下、本号において同じとします。）の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料の払込の免除が行なわれないときを含みます。）を除きます。
- 2 第1項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第29条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかっただけまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

15 重大事由による解除**第32条（重大事由による解除）**

会社は、つぎのいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

きます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、その保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由がある場合
- 2 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本号について同じとします。）を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金を支払っていたときでも、会社は、その返還を請求します。
 - (2) 前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。また、すでにその保険料の払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときでも、会社は、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 この保険契約を解除した場合は、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

16 解約

第33条（解約）

保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。

- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

17 払戻金

第34条（払戻金）

解約払戻金は、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込期間経過後の場合にはその経過した年月数により計算します。

- 2 前項の規定にかかわらず、低解約払戻期間（保険料払込期間と同一とします。以下、同じとします。）内のこの保険契約の解約払戻金額は、解約払戻金を削減しない場合の金額に解約払戻金支払割合を乗じて得た金額とします。
- 3 解約払戻金支払割合は、7割とします。
- 4 低解約払戻期間経過後の場合でも、低解約払戻期間に属する保険年度の保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約払戻金支払割合を用いて第2項の計算を行なうものとします。
- 5 払済保険に変更後は、第2項の適用はありません。
- 6 責任準備金は、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込期間経過後の場合にはその経過した年月数により計算します。
- 7 本条の払戻金の支払時期および支払場所については、第8条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

18 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第35条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第36条（契約年齢または性別の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込んだ保険料との差額について会社の定める方法により処理し、その後の保険料を改めます。

2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込んだ保険料との差額について会社の定める方法により処理し、その後の保険料を改めます。

19 契約者配当

第37条（契約者配当）

この保険契約については、契約者配当はありません。

20 時効

第38条（時効）

保険金、払戻金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

21 契約内容の登録

第39条（契約内容の登録）

会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つきの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金の金額（会社の定めるところにより円に換算した金額）
- (3) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、第2項において同じとします。）
- (4) 当会社名

2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいざれか長い期間）以内とします。

3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金（収入保障年金を含みます。以下、本条において同じとします。）のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額（収入保障保険および収入保障特約の基本年金額の増額を含みます。以下、本条において同じとします。）または特約の中途付加（特約を保険契約の更新時に付加する場合を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込を含みます。）を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいざれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金（高度障害年金を含みます。以下、本条において同じとします。）の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

22 管轄裁判所

第40条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所

在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

2 この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23 保険契約者以外の者による解約の効力等

第41条（保険契約者以外の者による解約の効力等）

保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、債権者等といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

24 特定疾病保険料払込免除特則

第42条（特定疾病保険料払込免除特則の取扱）

特定疾病保険料払込免除特則（以下、本条から第46条において「この特則」といいます。）の取扱については、本条から第46条に定めるところによります。

2 この特則は、この保険契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾した場合に適用します。

3 この特則を適用した場合には、この保険契約およびこの保険契約に付加された特約には、この特則を適用した場合の保険料率を適用します。

4 この特則の適用後は、この特則を取り消すことはできません。

第43条（特定疾病による保険料の払込の免除）

第6条（保険料の払込の免除）第1項に規定するほか、被保険者が、つぎの事由に該当したときは、会社は、将来の保険料の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由
つぎの(1)または(2)のいずれかに該当したとき
(1) 被保険者が第44条に規定する悪性新生物責任開始日（復活が行なわれた場合は最後の復活の際の悪性新生物責任開始日とします。以下、同じとします。）前に悪性新生物（別表8）と診断確定されたことがなく、悪性新生物責任開始日以後の保険料払込期間中に、初めて悪性新生物（別表8）に罹患したと診断確定されたとき
(2) 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険料払込期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき
① 急性心筋梗塞（別表8）を発病し、その疾病によって初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
② 急性心筋梗塞（別表8）を発病し、その疾病的治療を直接の目的とした手術（別表10）を受けたとき
③ 脳卒中（別表8）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
④ 脳卒中（別表8）を発病し、その疾病的治療を直接の目的とした手術（別表10）を受けたとき

2 責任開始時前に生じた疾病を原因として、責任開始時以後の保険料払込期間中に前項第2号の事由に該当した場合の取扱については、第2条（死亡保険金、高度障害保険金の支払）第11項の規定を準用します。

3 悪性新生物の診断確定は日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます。）によってなされることを要します。

4 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じとします。）によりなされることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われていない場合であっても、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見その他の所見による診断確定も悪性新生物の診断確定と認めることができます。また、病理組織学的検査が行われた場合であっても、それより前の時点での細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見その他の所見による診断確定があるときは、その時点で診断確定があったものと認めることができます。

5 前項で定まる診断確定の根拠となった検査（検査が複数のときは、診断確定の判断に至った際の検査）の実施日をもって、悪性新生物と診断確定されたものとみなします。

第44条（悪性新生物責任開始日）

悪性新生物罹患の診断確定による保険料の払込の免除については、会社は、悪性新生物責任開始日から保険契約

上の責任を負うものとし、悪性新生物責任開始日はつぎのとおりとします。

- (1) 保険契約の締結に際しては、第9条に規定する責任開始日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
- (2) 復活が行なわれた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始日。ただし、その最後の復活の際の責任開始日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

第45条（悪性新生物責任開始日前に悪性新生物と診断確定された場合の取扱）

被保険者が、悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表8）と診断確定された場合は、つぎの各号により取り扱います。

- (1) 保険契約締結の際の悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表8）と診断確定された場合で、その診断確定の日（この場合、第43条第5項に定める悪性新生物と診断確定されたとみなされる検査の実施日ではなく、実際に診断確定された日をいいます。）からその日を含めて6か月以内に保険契約者から申出があったときは、この特則を無効とし、すでに払い込まれた保険料のうち、この特則部分にかかる保険料相当分を保険契約者に払い戻します。
- (2) 保険契約復活の際の悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表8）と診断確定された場合で、その診断確定の日（この場合、第43条第5項に定める悪性新生物と診断確定されたとみなされる検査の実施日ではなく、実際に診断確定された日をいいます。）からその日を含めて6か月以内に保険契約者から申出（保険料払込期間満了前の申出に限ります。）があったときは、この特則部分の復活を無効とし、復活の際に払い込んだ未払込保険料および復活以後払い込まれた保険料のうち、この特則部分にかかる金額を保険契約者に払い戻します。この場合、この特則部分は復活前に取り消されたものとして取り扱います。
- 2 前項の規定にかかわらず、第30条（告知義務違反による解除）または第32条（重大事由による解除）の規定によって、保険契約が解除される場合は、本条の取扱は行いません。
- 3 本条の規定によりこの特則が無効となる場合は、この保険契約の保険料未経過金のうち、この特則部分にかかる保険料未経過金の払戻はありません。

第46条（法令等の改正に伴う保険料払込免除事由の変更）

会社は、この特則の保険料払込免除事由にかかる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの特則の保険料払込免除事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、主務官庁の認可を得た方法により、この特則の保険料払込免除事由を変更することがあります。

- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「保険料払込免除事由の変更日」といいます。）から将来に向かって保険料払込免除事由を変更します。
- 3 本条の規定によりこの特則の保険料払込免除事由を変更する場合には、保険料払込免除事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、保険料払込免除事由の変更日前に通知します。

25 特定疾病障害介護保険料払込免除特則

第47条（特定疾病障害介護保険料払込免除特則の取扱）

特定疾病障害介護保険料払込免除特則（以下、本条から第51条において「この特則」といいます。）の取扱については、本条から第51条に定めるところによります。

- 2 この特則は、この保険契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾した場合に適用します。
- 3 この特則を適用した場合には、この保険契約およびこの保険契約に付加された特約には、この特則を適用した場合の保険料率を適用します。
- 4 この特則の適用後は、この特則を取り消すことはできません。

第48条（特定疾病障害介護保険料払込免除特則による保険料の払込の免除）

第6条（保険料の払込の免除）第1項に規定するほか、被保険者が、つぎの事由に該当したときは、会社は、将来の保険料の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由

つぎの各号のいずれかに該当したとき

- (1) 被保険者が第49条に規定する悪性新生物責任開始日（復活が行なわれた場合は最後の復活の際の悪性新生物責任開始日とします。以下、同じとします。）前に悪性新生物（別表8）と診断確定されたことがなく、悪性新生物責任開始日以後の保険料払込期間中に、初めて悪性新生物（別表8）に罹患したと診断確定されたとき
- (2) 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険料払込期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき
 - ① 急性心筋梗塞（別表8）を発病し、その疾病によって初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
 - ② 急性心筋梗塞（別表8）を発病し、その疾病的治療を直接の目的とした手術（別表10）を受けたとき
 - ③ 脳卒中（別表8）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
 - ④ 脳卒中（別表8）を発病し、その疾病的治療を直接の目的とした手術（別表10）を受けたとき

(3) 被保険者が、保険料払込期間中に、特定障害状態（つぎの①および②をともに満たしたときの被保険者の状態をいいます。以下、同じとします。）に該当したとき
① 責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当したこと（責任開始時前にすでにあった障害に責任開始時以後の傷害または疾病（責任開始時前にすでにあった障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害が新たに加わって、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当したときを含みます。）
② ①に定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと
(4) 被保険者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に、つぎの①または②のいずれかに該当したとき
① 満65歳未満の被保険者について、別表15に定める要介護状態（以下「会社所定の要介護状態」といいます。）に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断確定されたこと
② 公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、別表16に定める要介護2以上の状態に該当すると認定されたこと

- 2 責任開始時前に生じた傷害または疾病を原因として、責任開始時以後の保険料払込期間中に前項第2号の事由、特定障害状態、会社所定の要介護状態（別表15）または要介護2以上の状態（別表16）に該当した場合の取扱については、第2条（死亡保険金、高度障害保険金の支払）第11項の規定を準用します。
- 3 悪性新生物の診断確定は日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます。）によってなされることを要します。
- 4 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じとします。）によりなされることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われていない場合であっても、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見その他の所見による診断確定も悪性新生物の診断確定と認めることができます。また、病理組織学的検査が行われた場合であっても、それより前の時点での細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見その他の所見による診断確定があるときは、その時点で診断確定があったものと認めることができます。
- 5 前項で定まる診断確定の根拠となった検査（検査が複数のときは、診断確定の判断に至った際の検査）の実施日をもって、悪性新生物と診断確定されたものとみなします。
- 6 第1項第3号①に規定する身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害には、被保険者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害（以下、「複数障害」といいます。）に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級、2級または3級の障害に該当した場合も含めて取り扱います。
- 7 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が免責事由により生じた障害であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 免責事由により生じた障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当する場合は、その障害については、本条の規定を適用します。
- (2) 免責事由により生じた障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級以下の障害に該当する場合は、会社は、保険料の払込の免除は行いません。
- 8 被保険者がつぎの各号のいずれかにより第1項第3号または第4号に定める払込の免除事由に該当した場合は、会社は、保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (3) 被保険者の精神障害の状態にあることを原因とする事故によるとき
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- (7) 被保険者の薬物依存によるとき
- 9 被保険者が戦争その他の変乱により、第1項第3号または第4号に定める払込の免除事由に該当した場合で、その原因により第1項第3号または第4号に定める払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全額についてその払込を免除しないことがあります。

第49条（悪性新生物責任開始日）

悪性新生物罹患の診断確定による保険料の払込の免除については、会社は、悪性新生物責任開始日から保険契約上の責任を負うものとし、悪性新生物責任開始日はつぎのとおりとします。

- (1) 保険契約の締結に際しては、第9条に規定する責任開始日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
- (2) 復活が行なわれた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始日。ただし、その最後の復活の際

の責任開始日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

第50条（悪性新生物責任開始日前に悪性新生物と診断確定された場合の取扱）

被保険者が、悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表8）と診断確定された場合は、つぎの各号により取り扱います。

- (1) 保険契約締結の際の悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表8）と診断確定された場合で、その診断確定の日（この場合、第48条第5項に定める悪性新生物と診断確定されたとみなされる検査の実施日ではなく、実際に診断確定された日をいいます。）からその日を含めて6か月以内に保険契約者から申出があったときは、この特則を無効とし、すでに払い込まれた保険料のうち、この特則部分にかかる保険料相当分を保険契約者に払い戻します。
 - (2) 保険契約復活の際の悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表8）と診断確定された場合で、その診断確定の日（この場合、第48条第5項に定める悪性新生物と診断確定されたとみなされる検査の実施日ではなく、実際に診断確定された日をいいます。）からその日を含めて6か月以内に保険契約者から申出（保険料払込期間満了前の申出に限ります。）があったときは、この特則部分の復活を無効とし、復活の際に払い込んだ未払込保険料および復活以後払い込まれた保険料のうち、この特則部分にかかる金額を保険契約者に払い戻します。この場合、この特則部分は復活前に取り消されたものとして取り扱います。
- 2 前項の規定にかかわらず、第30条（告知義務違反による解除）または第32条（重大事由による解除）の規定によって、保険契約が解除される場合は、本条の取扱は行いません。
- 3 本条の規定によりこの特則が無効となる場合は、この保険契約の保険料未経過金のうち、この特則部分にかかる保険料未経過金の払戻はありません。

第51条（法令等の改正に伴う保険料払込免除事由の変更）

会社は、この特則の保険料払込免除事由にかかる法令等の改正による公的医療保険制度、身体障害者福祉法、公的介護保険制度等の改正があり、その改正がこの特則の保険料払込免除事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、主務官庁の認可を得た方法により、この特則の保険料払込免除事由を変更することができます。

- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「保険料払込免除事由の変更日」といいます。）から将来に向かって保険料払込免除事由を変更します。
- 3 本条の規定によりこの特則の保険料払込免除事由を変更する場合には、保険料払込免除事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、保険料払込免除事由の変更日前に通知します。

2. 米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったとき、悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞もしくは脳卒中に罹患して所定の事由に該当したとき、特定障害状態に該当したとき、または所定の要介護状態に該当したときに、一定額の米国ドル建による保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1 通貨

第1条 通貨

2 この特約の給付に関する規定

第2条 特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金および特約介護保険金の支払

第3条 特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定障害保険金および特約介護保険金の削減支払

第4条 保険金の据置支払

第5条 特約の保険料の払込の免除

3 この特約の取扱に関する規定

第6条 特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金の請求、支払時期および支払場所

第7条 特約の締結および責任開始

第8条 特約の悪性新生物責任開始日

第9条 特約の保険料払込方法（回数）

第10条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込

第11条 特約の失効

第12条 特約の保険料の自動振替貸付

第13条 特約の復活

第14条 特約の悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物と診断確定された場合の取扱

第15条 詐欺による取消

第16条 不法取得目的による無効

第17条 告知義務

第18条 重大事由による解除

第19条 特約の消滅

第20条 特約の解約

第21条 特約の払戻金

第22条 特約の保険金額の減額

第23条 契約者配当

第24条 契約内容の登録

第25条 管轄裁判所

第26条 主約款の規定の準用

第27条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第28条 主契約に特定疾病保険料払込免除特則が適用された場合の特則

第29条 主契約に特定疾病障害介護保険料払込免除特則が適用された場合の特則

約款

2

米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）

1 通貨

第1条（通貨）

この特約における通貨は、アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます。）とします。

2 保険料の払込または保険金の支払等、この特約に係る金銭の授受は、全て米国ドルをもって行ないます。

2 この特約の給付に関する規定

第2条（特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金および特約介護保険金の支払）

この特約の特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金および特約介護保険金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	特 約 内 容
(1) 特 約 死 亡 保 険 金	被保険者がこの特約の責任開始（復活が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始とします。以下、同じとします。）の時以後に死亡したとき	主契約の死亡保険金受取額	被保険者がつぎのいずれかにより死亡したとき I) この特約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺 II) 保険契約者の故意 III) 死亡保険金受取人の故意	特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定障害保険金、特約介護保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）

名称	支 払 事 由	支 払 額 受 取 人	特 約 死 亡 保 険 金、特 約 高 度 障 害 保 険 金、特 約 特 定 障 害 保 険 金、特 約 介 護 保 険 金を 支 払 わ な い 場 合(以下、「免責事由」とい い ま す。)
(2) 特 約 高 度 障 害 保 険 金	被保険者がこの特約の責任開始時以後の傷害または疾 病を原因として高度障害状態(別表3)に該当したとき。 この場合、責任開始時前にすでにあった障害状態に責任 開始時以後の傷害または疾病(責任開始時前にすでにあつた障害状態の原因となつた傷害または疾病と因果関 係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする障 害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを 含みます。		被保険者がつぎのいずれかにより高度障 害状態(別表3)に該当したとき I) 保険契約者の故意 II) 被保険者の故意
(3) 特 約 特 定 疾 病 保 険 金	つぎの①または②のいずれかに該当したとき ①被保険者が第8条に規定するこの特約の悪性新生物責 任開始日(復活が行なわれた場合は最後の復活の際の 悪性新生物責任開始日とします。以下、同じとしま す。)前に悪性新生物(別表8)と診断確定されたこ とがなく、この特約の悪性新生物責任開始日以後に、 初めて悪性新生物(別表8)に罹患したと診断確定さ れたとき ②被保険者がこの特約の責任開始時以後の疾病を原因と して、つぎのいずれかの事由に該当したとき I) 急性心筋梗塞(別表8)を発病し、その疾病によつて 初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事 等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の 活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師 によって診断されたとき II) 急性心筋梗塞(別表8)を発病し、その疾病的治 療を直接の目的とした手術(別表10)を受けたとき III) 脳卒中(別表8)を発病し、その疾病により初め て医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以 上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学 的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき IV) 脳卒中(別表8)を発病し、その疾病的治療を直 接の目的とした手術(別表10)を受けたとき	主 契 約 の 高 度 障 害 保 険 金 受 取 人 保 险 金 額	—
(4) 特 約 特 定 障 害 保 険 金	被保険者が特定障害状態(つぎの①および②をともに 満たしたときの被保険者の状態をいいます。以下、同じとします。)に該当したとき ①この特約の責任開始時以後の傷害または疾病を原因と して、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、 2級または3級の障害に該当したこと(この特約の責 任開始時前にすでにあった障害に責任開始時以後の傷 害または疾病(責任開始時前にすでにあった障害の原 因となつた傷害または疾病と因果関係のない傷害または 疾病に限ります。)を原因とする障害が新たに加わつて、 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当したときを含みます。) ②①に定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級 別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交 付があつたこと	被保険者がつぎのいずれかにより、特約 特定障害保険金の支払事由に該当したとき I) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 II) 被保険者の犯罪行為 III) 被保険者の精神障害の状態にあること を原因とする事故 IV) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事 故 V) 被保険者が法令に定める運転資格を持 たないで運転している間に生じた事故 VI) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転 またはこれに相当する運転をしている間 に生じた事故 VII) 被保険者の薬物依存	被保険者がつぎのいずれかにより、特約 特定障害保険金の支払事由に該当したとき I) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 II) 被保険者の犯罪行為 III) 被保険者の精神障害の状態にあること を原因とする事故 IV) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事 故 V) 被保険者が法令に定める運転資格を持 たないで運転している間に生じた事故 VI) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転 またはこれに相当する運転をしている間 に生じた事故 VII) 被保険者の薬物依存

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	特 約 死 亡 保 险 金、特 约 高 度 障 害 保 险 金、特 约 特 定 障 害 保 险 金、特 约 介 護 保 险 金を 支 払 わ な い 場 合(以下、「免責事由」とい い ま す。)
(5)特約介護保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後の傷害または疾 病を原因としてつぎの①または②のいずれかに該当した とき ①満65歳未満の被保険者について、別表15に定める要介 護状態(以下「会社所定の要介護状態」とい い ま す。) に該当し、その状態が、該当した日からその日を含め て180日以上継続したと医師によって診断確定された こと ②公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新 認定を受け、別表16に定める要介護2以上の状態に該 当すると認定されたこと	保 险 金 額	主 契 約 の 高 度 障 害 保 险 金 受 取 人	被保険者がつぎのいずれかにより、特約 介護保険金の支払事由に該当したとき I) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 II) 被保険者の犯罪行為 III) 被保険者の精神障害の状態にあること を原因とする事故 IV) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事 故 V) 被保険者が法令に定める運転資格を持 たないで運転している間に生じた事故 VI) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転 またはこれに相当する運転をしている間 に生じた事故 VII) 被保険者の薬物依存

2 特約高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態(別表3)に該当した時から、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金が支払われた場合には、被保険者が前項第3号から第5号に定める特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金の支払事由に該当した時から、この特約は消滅したものとします。

3 主契約の死亡保険金の受取人が2人以上いる場合の特約死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。

4 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。

5 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金の支払請求を受けても、会社は、これらを支払いません。

6 特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金の請求を受けても、会社は、これらを支払いません。

7 特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金および特約介護保険金の受取人を、第1項に定める受取人以外の者に変更することはできません。

8 特約死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の特約死亡保険金の受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金(会社の定めるところによって計算される保険契約に対する責任準備金のこと)を保険契約者に支払います。

9 悪性新生物の診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者(日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます。)によってなされることを要します。

10 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検を含みます。以下、同じとします。)によりなされることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われていない場合であっても、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見、手術所見その他の所見による診断確定も悪性新生物の診断確定と認めることができます。また、病理組織学的検査が行われた場合であっても、それより前の時点での細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見、手術所見その他の所見による診断確定があるときは、その時点で診断確定があつたものと認めることができます。

11 前項で定まる診断確定の根拠となった検査(検査が複数のときは、診断確定の判断に至った際の検査)の実施日をもって、悪性新生物と診断確定されたものとみなします。

12 この特約の解約、減額、解除、失効または免責事由該当によりすでに解約払戻金または責任準備金を支払った後に、第11項の規定によりこの特約の解約、減額、解除、失効または免責事由該当の前の時点で第1項第3号支払事由①に該当することが明らかになった場合には、特約特定疾病保険金額からすでに支払った金額を差し引いた金額を支払います。

13 この特約の減額後に特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金を支払った後に、第11項の規定により減額前の時点で第1項第3号支払事由①に該当することが明らかになった場合には、第5項の規定にかかわらず、減額前の特約特定疾病保険金額からすでに支払った金額を差し引いた金額を支払います。

14 主契約の払済保険への変更の際に解約払戻金の残額の払い戻しがあった場合で、その後、第11項の規定により払済保険への変更前の時点で第1項第3号支払事由①に該当することが明らかになった場合には、払済保険への変更前の特約特定疾病保険金額からすでに払い戻した金額を差し引いた金額を支払います。

- 15 主契約の払済保険への変更後に死亡保険金または高度障害保険金を支払った後に、第11項の規定により払済保険への変更前の時点で第1項第3号支払事由①に該当することが明らかになった場合には、払済保険への変更前の特約特定疾病保険金額から、すでに支払った死亡保険金または高度障害保険金の金額と特約特定疾病保険金を支払うことにより再計算で求められる払済保険の保険金額との差額を差し引いた金額を支払います。
- 16 第1項第4号①に規定する身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害には、被保険者がこの特約の責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害（以下、「複数障害」といいます。）に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級、2級または3級の障害に該当した場合も含めて取り扱います。
- 17 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が免責事由により生じた障害であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 免責事由により生じた障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当する場合は、その障害については、本条および次条の規定を適用します。
- (2) 免責事由により生じた障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級以下の障害に該当する場合は、会社は、特約特定障害保険金を支払いません。
- 18 被保険者が、責任開始時前に生じた傷害または疾病を原因として、責任開始時以後に高度障害状態（別表3）、第1項第3号②の事由、特定障害状態、会社所定の要介護状態（別表15）または要介護2以上の状態（別表16）に該当したときは、つぎに定めるところによります。
- (1) この特約の締結の際（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。）に、会社が、告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。
- (2) その傷害または疾病について、責任開始時前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その傷害または疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 19 前18項のほか、主契約の死亡保険金の支払に関する規定を準用します。

第3条（特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定障害保険金および特約介護保険金の削減支払）

前条の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡しました高度障害状態（別表3）、前条第1項第4号もしくは第5号の支払事由に該当した場合で、その原因により死亡しました高度障害状態（別表3）、前条第1項第4号もしくは第5号の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下まわることはありません。

第4条（保険金の据置支払）

保険契約者は保険金の支払事由発生前、保険金の受取人は保険金の支払事由発生後、保険金の据置支払を請求することができます。

2 据置期間は、会社所定の期間を限度とし、据置期間中は、会社所定の利率による利息をつけるものとします。

第5条（特約の保険料の払込の免除）

主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、この特約の将来の保険料の払込を免除します。

2 本条の特約の保険料の払込の免除は、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

3 保険料払込期間経過後の場合は、本条の規定は適用しません。

3 この特約の取扱に関する規定

第6条（特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金の請求、支払時期および支払場所）

特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金（以下、本条において「保険金」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。

2 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、保険金を請求して下さい。

3 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および特約死亡保険金受取人として、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約死亡保険金および特約高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上あるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとしま

す。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

4 この特約の保険金の支払時期および支払場所については、主約款の（保険金等の請求、支払時期および支払場所）に関する規定を準用します。

第7条（特約の締結および責任開始）

この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出があり、かつ会社が承諾した場合に、会社が定める主契約に付加して締結します。

2 この特約の責任開始は、主契約の責任開始と同一とします。

第8条（特約の悪性新生物責任開始日）

第2条（特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金および特約介護保険金の支払）第1項第3号の①に規定する悪性新生物罹患の診断確定による特約特定疾病保険金の支払については、会社は、悪性新生物責任開始日からこの特約上の責任を負うものとし、悪性新生物責任開始日はつぎのとおりとします。

- (1) 第7条（特約の締結および責任開始）に規定する責任開始日よりその日を含めて、90日を経過した日の翌日
- (2) この特約の復活に際しては、最後のこの特約の復活の責任開始日。ただし、その最後のこの特約の復活の責任開始日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日。

第9条（特約の保険料払込方法（回数））

この特約の保険料払込方法（回数）は主契約と同一とします。

第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

この特約の保険期間は終身とし、保険料払込期間は主契約の保険料払込期間と同一とします。

- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間（以下、「猶予期間」といいます。）満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 保険料払込期間経過後の場合は、前2項の規定は適用しません。
- 5 この特約の特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金（以下、本条において「保険金」といいます。）を支払う場合で、保険料期間の前日までに払い込まれた第2回以後の保険料を払い戻すときは、主約款の規定に準じ、その払い戻す金額をこの特約の保険金とともに保険金の受取人に支払います。
- 6 この特約の保険金を支払う場合で、保険料前納金の残額または保険料未経過金を払い戻すときは、主約款の規定に準じ、この特約の保険金の支払事由発生のときまでに保険契約者から特に申出があった場合を除き、その払い戻す金額をこの特約の保険金とともに保険金の受取人に支払います。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の解約払戻金を請求することができます。

第12条（特約の保険料の自動振替貸付）

主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

2 保険料払込期間経過後の場合は、前項の規定は適用しません。

第13条（特約の復活）

主契約の復活の請求の際に、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第14条（特約の悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物と診断確定された場合の取扱）

被保険者が、この特約の悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表8）と診断確定された場合は、つぎの各号により取り扱います。

- (1) この特約の締結の際の悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表8）と診断確定された場合で、その診断確定の日（この場合、第2条第11項に定める悪性新生物と診断確定されたとみなされる検査の実施日ではなく、実際に診断確定された日をいいます。）からその日を含めて6か月以内に保険契約者から申出があつ

たときは、この特約の締結を無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。

- (2) この特約の復活の際の悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物（別表8）と診断確定された場合で、その診断確定の日（この場合、第2条第11項に定める悪性新生物と診断確定されたとみなされる検査の実施日ではなく、実際に診断確定された日をいいます。）からその日を含めて6か月以内に保険契約者から申出があったときは、この特約の復活を無効とし、この特約の復活の際に払い込んだ未払込保険料および復活以後払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、この特約は復活前に解約されたものとして取り扱います。
- 2 前項の規定にかかわらず、告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によって、この特約が解除される場合は、本条の取扱は行いません。
- 3 本条の規定によりこの特約が無効となる場合は、主約款中に保険料未経過金の規定がある場合でも、この特約の保険料未経過金の払戻はありません。

第15条（詐欺による取消）

この特約の締結または復活の際の詐欺による取消については主約款の（詐欺による取消）に関する規定を準用します。

第16条（不法取得目的による無効）

この特約の締結または復活の際の不法取得目的による無効については、主約款の（不法取得目的による無効）に関する規定を準用します。

第17条（告知義務）

この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

- 2 保険契約者または被保険者が前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 3 特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金（以下、本条において「保険金」といいます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに保険金の支払を行なっていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めるることができます。
- 4 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 5 この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- 6 第2項から第5項の規定によりこの特約が解除された場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 7 会社は、つきのいずれかの場合には、第2項から第6項の規定によるこの特約の解除をできません。
- (1) 会社がこの特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかつた場合
- (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めた場合
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過した場合
- (5) この特約の責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合。ただし、この特約の責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合（この特約の責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）を除きます。
- 8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第18条（重大事由による解除）

会社は、つきのいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金もしくは特約介護保険金（以下、本条において「保険金」といいます。）の受取人がこの特約の保険金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の保険金の請求に関し、その保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由がある場合
- 2 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約死亡保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が特約死亡保険金の受取人のみであり、その特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下、本号について同じとします。）、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金を支払いません。また、すでにその支払事由により特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金を支払っていたときでも、会社は、その返還を請求します。
 - (2) 前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。また、すでにその保険料の払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときでも、会社は、その保険料の払込を求めるることができます。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 この特約を解除した場合は、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

第19条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が払済保険に変更されたこと
- (2) 主契約が消滅したこと

2 前項第1号の場合には、会社は、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて取り扱います。

3 第1項第2号の場合には、会社は、主契約の解約払戻金が支払われるときまたは告知義務違反により解除されたときはこの特約の解約払戻金を保険契約者に支払い、その他のとき（主契約の保険金を支払うときを除きます。）はこの特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

第20条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第21条（特約の払戻金）

この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込期間経過後の場合にはその経過した年月数により計算します。

2 前項の規定にかかわらず、低解約払戻期間（保険料払込期間と同一とします。以下、同じとします。）内のこの特約の解約払戻金額は、解約払戻金を削減しない場合の金額に解約払戻金支払割合を乗じて得た金額とします。

3 解約払戻金支払割合は、7割とします。

4 低解約払戻期間経過後の場合でも、低解約払戻期間に属する保険年度の保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約払戻金支払割合を用いて第2項の計算を行なうものとします。

5 この特約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込期間経過後の場合にはその経過した年月数により計算します。

6 本条の払戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金等の請求、支払時期および支払場所に關

する規定を準用します。

第22条（特約の保険金額の減額）

保険契約者は、特約の保険金額の減額を請求することができます。

- 2 保険契約者が、前項の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 第1項の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 4 減額後の特約の保険金額が会社の定める限度を下まわる場合は、会社は、第1項の減額を取り扱いません。
- 5 会社が本条の減額を承認したときは、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来払い込むべき保険料があればこれを改めます。

第23条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第24条（契約内容の登録）

会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 特約死亡保険金の金額（会社の定めるところにより円に換算した金額）
- (3) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。）
- (4) 当会社名

- 2 前項のほか、主約款の（契約内容の登録）に関する規定を準用します。

第25条（管轄裁判所）

この特約における保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第27条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

会社は、この特約の支払事由にかかる法令等の改正による公的医療保険制度、身体障害者福祉法、公的介護保険制度等の改正があり、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、主務官庁の認可を得た方法により、この特約の支払事由を変更することができます。

- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を変更します。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、支払事由の変更日前に通知します。

第28条（主契約に特定疾病保険料払込免除特則が適用された場合の特則）

主契約に特定疾病保険料払込免除特則が適用された場合、特約特定疾病保険金を支払うときで、保険料期間の前日までに払い込まれた第2回以後の保険料を払い戻すときは、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定にかかわらず、その払い戻す金額は保険契約者に支払います。

- 2 主契約に特定疾病保険料払込免除特則が適用された場合、特約特定疾病保険金を支払うときで、保険料前納金の残額または保険料未経過金を払い戻すときは、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定にかかわらず、その払い戻す金額は保険契約者に支払います。
- 3 主契約に特定疾病保険料払込免除特則が適用された場合、第2条（特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金および特約介護保険金の支払）第14項および第15項の規定は適用しません。

第29条（主契約に特定疾病障害介護保険料払込免除特則が適用された場合の特則）

主契約に特定疾病障害介護保険料払込免除特則が適用された場合、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金を支払うときで、保険料期間の前日までに払い込まれた第2回以後の保険料を払い戻すときは、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定にかかわらず、その払い戻す金額は保険契約者に支払います。

- 2 主契約に特定疾病障害介護保険料払込免除特則が適用された場合、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金または特約介護保険金を支払うときで、保険料前納金の残額または保険料未経過金を払い戻すときは、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定にかかわらず、その払い戻す金額は保険契約者に支払います。
- 3 主契約に特定疾病障害介護保険料払込免除特則が適用された場合、第2条（特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約特定障害保険金および特約介護保険金の支払）第14項および第15項の規定は適用しません。

3. 年金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険金等を年金の方法により支払うことを主な内容とするものです。

この特約条項中、基本年金額とは毎年の年金額の基本になる金額をいいます。

第1条 特約の締結	第13条 基本年金額の減額
第2条 年金基金の設定	第14条 年金受取人に対する貸付
第3条 年金受取人	第15条 年金受取人の変更
第4条 年金の種類、型の選択	第16条 年金の変更
第5条 基本年金額の計算	第17条 契約者配当
第6条 年金支払日	第18条 特約の更新
第7条 年金の支払内容	第19条 時効
第8条 年金の分割支払	第20条 管轄裁判所
第9条 年金の一括支払	第21条 必要書類
第10条 年金等の請求、支払時期および支払場所	第22条 主約款の規定の準用
第11条 法定相続人の代表者	第23条 保険契約者以外の者による解約の効力等
第12条 解約	

3

年
金
支
払
特
約

第1条（特約の締結）

この特約は、会社の定める保険契約の申込の際または継続中においては、保険契約者の申出によって、また、保険金、障害給付金（第1級の障害状態に該当したときに限ります。）または保険期間満了時の生存給付金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由発生後は、その受取人（以下、「受取人」といいます。）の申出によって締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。

- 2 保険契約者の申出によってこの特約を締結したときは、保険証券に表示（継続中の申出の場合には、新たに保険証券を発行しません。）します。
- 3 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人ごとにこの特約を締結するものとします。

第2条（年金基金の設定）

保険金等の支払事由が発生したときは、保険金等（保険金等とともに支払われる金銭を含みます。）の全部または一部を年金基金に充当します。

- 2 保険金等の受取人は、会社の定める範囲内で年金基金を追加することができます。
- 3 年金基金が設定されたときは、会社は、年金受取人に年金証書を交付します。

第3条（年金受取人）

年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。

第4条（年金の種類、型の選択）

この特約の年金の種類は確定年金とします。

- 2 保険契約者または保険金等の受取人は特約締結の際、年金支払期間について、会社の定める範囲内で選択するものとします。
- 3 保険契約者または保険金等の受取人は、特約の締結の際、年金の型についてつきのいずれかを選択するものとします。
 - (1) 定額型
毎年の年金額は、基本年金額と同額とします。
 - (2) 適増型
保険契約者または保険金等の受取人は、年金の型の選択の際、会社の定める範囲内で、適増率を選択するものとします。毎年の年金額は、基本年金額に、別表(年金乗率例表)に記載の乗率を乗じて得た金額とします。

第5条（基本年金額の計算）

基本年金額は、年金基金の設定時における会社の定める方法により計算します。

- 2 基本年金額が会社の定める金額に満たない場合は、年金支払の取扱は行なわないものとします。

第6条（年金支払日）

第1回の年金支払日は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で任意に定めることができます。

2 第2回以後の年金支払日は、第1回年金支払日の年単位の応当日とします。

第7条（年金の支払内容）

年金の給付内容はつぎのとおりとします。

- (1) 年金支払期間中の年金支払日に年金受取人が生存している場合、年金受取人に年金を支払います。
- (2) 年金受取人が、第1回年金支払日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、年金支払期間の残存期間に対する未払年金現価を死亡一時金として年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 2 年金受取人が、第1回年金支払日前に死亡したときは、死亡時における年金基金の価額を死亡一時金として年金受取人の死亡時における法定相続人に支払います。
- 3 第1項第2号および前項の規定により死亡一時金の受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合はそれぞれの法定相続割合とします。

第8条（年金の分割支払）

年金受取人の請求があったときは、会社の定める範囲内で、1年分の年金額を等分して支払います。この場合には、会社所定の利率で計算した利息を支払います。

- 2 前項において、年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金の未支払分があるときは、これを一括して年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 3 分割後の年金額が会社の定める限度を下まわる場合は、会社は、本条の分割を取り扱いません。

第9条（年金の一括支払）

年金受取人は、将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額の一括支払を請求することができます。この場合、年金は消滅します。

第10条（年金等の請求、支払時期および支払場所）

年金、死亡一時金、その他この特約の諸支払金（以下、「年金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、年金等の受取人は、すみやかに必要書類を会社に提出して、その年金等を請求して下さい。

- 2 主約款に定める保険金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による年金等の支払の場合に準用します。

第11条（法定相続人の代表者）

法定相続人が2人以上あるときは、代表者を1人定めて下さい。この場合、その代表者は他の法定相続人を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が法定相続人の1人に対してした行為は、他の法定相続人に対しても効力を生じます。

第12条（解約）

保険契約者は、保険契約継続中であれば、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

- 2 年金受取人は、年金支払開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。

3 前項の場合、会社は、解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

4 本条の解約を請求するときは、必要書類を会社に提出して下さい。

- 5 本条の年金基金の価額の支払時期および支払場所については、主約款の給付金、保険金または年金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第13条（基本年金額の減額）

年金受取人は、年金支払開始日前であれば、将来に向かってこの特約の基本年金額を減額することができます。ただし、減額後の基本年金額が会社の定める限度を下まわることはできません。

2 本条の変更を請求するときは、必要書類を会社に提出して下さい。

- 3 本条の場合、会社は、基本年金額の減額分に相当する年金基金の減額時における価額を年金受取人に支払います。

第14条（年金受取人に対する貸付）

年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

第15条（年金受取人の変更）

年金受取人は、変更することができません。

第16条（年金の変更）

保険契約者は保険金等の支払事由の発生時前であれば、また、年金受取人はあらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り年金支払開始日前であれば、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、年金支払の内容を変更す

ることができます。

2 本条の変更を請求するときは、必要書類を会社に提出して下さい。

第17条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第18条（特約の更新）

主契約が更新されたときは、この特約も更新されるものとします。

第19条（時効）

年金、死亡一時金、その他この特約にもとづく諸支払金を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

第20条（管轄裁判所）

年金、死亡一時金、その他この特約にもとづく諸支払金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または請求者（請求者が2人以上あるときはその代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

第21条（必要書類）

この特約にもとづく支払および変更は、会社所定の請求書およびつぎの表の書類を年金証書とともに提出して請求して下さい。

(1) 支払請求書類

項目	必要書類
年金	(1) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
死亡一時金	(1) 年金受取人の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (2) 死亡一時金を受け取る者の戸籍抄本および印鑑証明書
年金の一括支払	(1) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
年金の分割支払	(1) 年金受取人の印鑑証明書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。	

(2) その他の請求書類

項目	必要書類
解約	(1) 年金受取人（保険金支払前は保険契約者）の印鑑証明書 (2) 保険証券（保険金支払前の場合）
基本年金額の減額	(1) 年金受取人の印鑑証明書
年金の変更	(1) 年金受取人（保険金支払前は保険契約者）の印鑑証明書 (2) 保険証券（保険金支払前の場合）
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。	

第22条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款の規定を準用します。ただし、主約款に定める重大事由による解除に関する規定を準用し、年金を支払わないときは、会社は、解除の時期に応じてつぎの金額を年金受取人に支払います。

- (1) 年金基金設定日以後第1回年金支払日前
解除時における年金基金の価額
- (2) 第1回年金支払日以後年金支払期間中の最後の年金支払日前
年金支払期間の残存期間に対する未払年金現価

2 年金の分割支払により1年分の年金額を等分して支払う場合で、この特約を解除した年度の年金に未支払分があるときは、これを前項第2号の金額に含めます。

第23条（保険契約者以外の者による解約の効力等）

主約款に定める「保険契約者以外の者による解約の効力等」の規定に関し、債権者等による解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは「保険契約者以外の者による解約の効力等」の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の年金基金を設定する事由が生じた場合は、この特約による年金基金への保険金等の充当は取り扱いません。その他「保険契約者以外の者による解約の効力等」については主約款の規定に準じます。

別表（年金支払特約 年金乗率例表）

年金支払特約を締結した場合において、年金の型が通増型の場合、基本年金額に乘じる率は、支払年度および通増率に応じてつぎのとおりとします。

支払年度	通増率		支払年度	通増率	
	3 %	5 %		3 %	5 %
第1回	1.000	1.000	第16回	1.558	2.079
第2回	1.030	1.050	第17回	1.605	2.183
第3回	1.061	1.103	第18回	1.653	2.292
第4回	1.093	1.158	第19回	1.702	2.407
第5回	1.126	1.216	第20回	1.754	2.527
第6回	1.159	1.276	第21回	1.806	2.653
第7回	1.194	1.340	第22回	1.860	2.786
第8回	1.230	1.407	第23回	1.916	2.925
第9回	1.267	1.477	第24回	1.974	3.072
第10回	1.305	1.551	第25回	2.033	3.225
第11回	1.344	1.629	第26回	2.094	3.386
第12回	1.384	1.710	第27回	2.157	3.556
第13回	1.426	1.796	第28回	2.221	3.733
第14回	1.469	1.886	第29回	2.288	3.920
第15回	1.513	1.980	第30回	2.357	4.116

4. リビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、会社の定めるところにより、主契約の死亡保険金額の全部または一部に相当する金額（以下、本特約条項において「リビング・ニーズ保険金」といいます。）を支払うことを主な内容とするものです。

1 この特約の給付に関する規定

- 第1条 リビング・ニーズ保険金の支払
 - 第2条 リビング・ニーズ保険金を支払わない場合
 - 第3条 リビング・ニーズ保険金の請求
 - 第4条 リビング・ニーズ保険金の支払時期、支払場所
 - 第5条 保険契約者が法人の場合の特則
- 2 この特約の取扱に関する規定
- 第6条 特約の締結および責任開始
 - 第7条 特約の失効および復活
 - 第8条 詐欺による取消
 - 第9条 不法取得目的による無効
 - 第10条 告知義務および告知義務違反
 - 第11条 重大事由による解除
 - 第12条 特約の消滅
 - 第13条 特約の解約

- 第14条 特約の払戻金
- 第15条 契約者配当
- 第16条 特別条件付保険特約が付加されている保険契約の場合の特則
- 第17条 主契約に質権が設定される場合の特則
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 主約款の規定の準用
- 第20条 必要書類
- 第21条 主契約が指定通貨建特別終身保険（低解約払戻金型）の場合の特則
- 第22条 主契約が指定通貨建遙増終身保険（低解約払戻金型）の場合の特則
- 第23条 主契約に付加された米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の取扱

1 この特約の給付に関する規定

第1条（リビング・ニーズ保険金の支払）

- 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。ただし、第3条に定める請求書類が会社に到達しないかぎり、会社はリビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 2 被保険者は、リビング・ニーズ保険金の請求に際して、会社の定める範囲内で、主契約の死亡保険金のうち本条を適用する保険金額を指定する（以下、「指定保険金額」といいます。）ものとします。
- 3 リビング・ニーズ保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日（第3条に定める請求書類のすべてが会社に到達した日をいいます。以下、同じとします。）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- 4 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、保険契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
- 5 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、減額分については、主契約に適用される普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。
- 6 会社は、主約款に定める保険金を支払った場合または支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 7 リビング・ニーズ保険金を支払う前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求がなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。
- 8 主約款に規定する貸付金があるときは、支払うべき金額から、その元利合計額を差し引きます。

第2条（リビング・ニーズ保険金を支払わない場合）

つぎのいずれかの事由によって、被保険者が第1条第1項の規定に該当した場合には、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意
- (2) 戦争その他の変乱（ただし、戦争その他の変乱により第1条第1項の規定に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、リビング・ニーズ保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。）

第3条（リビング・ニーズ保険金の請求）

- 被保険者は、第20条（必要書類）に定める書類を提出して、リビング・ニーズ保険金を請求して下さい。
- 2 会社は、被保険者について会社指定の医師の診断を求めることがあります。
- 3 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者およびリビング・ニーズ保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、リビング・ニーズ保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上あるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

第4条（リビング・ニーズ保険金の支払時期、支払場所）

リビング・ニーズ保険金の支払時期および支払場所については、主約款に定める保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第5条（保険契約者が法人の場合の特則）

主契約の保険契約者が法人の場合において、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1条および第3条の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の請求者および受取人は保険契約者とします。

- 2 前項に定める場合を除き、リビング・ニーズ保険金の請求者および受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

2 この特約の取扱に関する規定

第6条（特約の締結および責任開始）

- この特約は、被保険者の同意を得た保険契約者の申出によって、会社が定める主契約に付加して締結します。
- 2 主契約締結の際に付加する場合の、この特約の責任開始は、主契約の責任開始と同一とします。
- 3 主契約締結後に付加する場合の、この特約の責任開始は、会社がこの特約の付加を承諾した日とします。
- 4 前項の場合には、新たに保険証券を発行しません。

第7条（特約の失効および復活）

- 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
- 2 主契約の復活の請求の際に、別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 3 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第8条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者またはリビング・ニーズ保険金の受取人の詐欺によりこの特約の締結または復活が行なわれたときは、会社は、これを取り消すことができます。

第9条（不法取得目的による無効）

この特約の締結または復活の際の不法取得目的による無効については、主約款の不法取得目的による無効に関する規定を準用します。

第10条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

- 2 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかっかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 3 リビング・ニーズ保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。また、すでにリビング・ニーズ保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 4 前項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、リビング・ニーズ保険金を支払います。
- 5 この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に解除の通知をします。
- 6 第2項から前項までの規定によりこの特約が解除された場合でも、解約払戻金の支払はありません。
- 7 会社は、つきのいずれかの場合には、第2項から前項までの規定によるこの特約の解除をすることができませ

ん。

- (1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始。以下、本号において同じとします。）の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合。ただし、この特約の責任開始の日からその日を含めて2年以内にリビング・ニーズ保険金の支払事由が生じたとき（この特約の責任開始時前に原因が生じていたことにより、リビング・ニーズ保険金の支払が行なわれない場合を含みます。）を除きます。
- 8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求める事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第11条（重大事由による解除）

会社は、つぎのいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者またはリビング・ニーズ保険金の受取人が、この特約のリビング・ニーズ保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約のリビング・ニーズ保険金の請求に関し、そのリビング・ニーズ保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者またはリビング・ニーズ保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者またはリビング・ニーズ保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくはリビング・ニーズ保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者またはリビング・ニーズ保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由がある場合
- 2 第1条（リビング・ニーズ保険金の支払）第1項の規定に該当した後でも、会社は、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に第1条（リビング・ニーズ保険金の支払）第1項の規定に該当したことによるリビング・ニーズ保険金の支払を行ないません。また、すでにリビング・ニーズ保険金を支払っていたときでも、会社は、その返還を請求します。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。
- 4 この特約を解除した場合でも、解約払戻金の支払はありません。

第12条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) リビング・ニーズ保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第13条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第14条（特約の払戻金）

この特約には解約払戻金がありません。

第15条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第16条（特別条件付保険特約が付加されている保険契約の場合の特則）

主契約に特別条件付保険特約が付加され保険金削減支払法が条件とされている場合において、保険金の削減支払期間中にリビング・ニーズ保険金の請求があったときには、第1条（リビング・ニーズ保険金の支払）の適用に際

しては、第3項をつぎのとおり読み替えるものとします。

3 リビング・ニーズ保険金の支払に際しては、つぎの1号に定める金額から2号に定める金額を差し引いた金額を支払います。

- (1) 指定保険金額から、会社の定める方法によりリビング・ニーズ保険金の請求日（第3条に定める請求書類のすべてが会社に到達した日をいいます。以下、同じとします。）から6か月間の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額に、リビング・ニーズ保険金の請求日における特別条件付保険特約に定める所定の割合を乗じた金額
- (2) リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する保険料相当額

第17条（主契約に質権が設定される場合の特則）

主契約に質権が設定される場合には、本特約は締結することができないものとします。

2 本特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、本特約は消滅するものとします。

第18条（管轄裁判所）

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主契約の規定を準用します。

第20条（必要書類）

この特約にもとづく支払および変更等についての必要書類は、会社所定の請求書および保険証券のほか、つぎのとおりとします。

請求項目	必要書類
リビング・ニーズ 保険金の請求	(1) 会社所定の様式による医師の診断書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 被保険者の印鑑証明書
特約の解約	(1) 保険契約者の印鑑証明書

（注）会社は上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。

第21条（主契約が指定通貨建特別終身保険（低解約払戻金型）の場合の特則）

この特約を指定通貨建特別終身保険（低解約払戻金型）に付加した場合には、この特約のリビング・ニーズ保険金の請求日が主契約の保険料払込期間中のときは、主契約の死亡保険金額は指定保険金額の対象となりません。

第22条（主契約が指定通貨建通増終身保険（低解約払戻金型）の場合の特則）

この特約を指定通貨建通増終身保険（低解約払戻金型）に付加した場合には、第1条（リビング・ニーズ保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金の金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における死亡保険金額とします。また、同条第5項に定める減額が行なわれる場合は、減額された死亡保険金額に対応する基本保険金額を減額したものとして取り扱います。

第23条（主契約に付加された米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の取扱）

米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の特約死亡保険金については、リビング・ニーズ保険金の支払を取り扱いません。

2 主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニーズ保険金として支払われた場合には、主契約に付加されている米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）も同時に消滅するものとします。この場合、米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）については、リビング・ニーズ保険金の請求日に当該特約の解約の申出があったものとして取り扱います。

5. 介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者が所定の要介護状態となった場合に、会社の定めるところにより、主契約の死亡保険金額の全部または一部に相当する金額（以下、本特約条項において「介護前払保険金」といいます。）を支払うことを主な内容とするものです。

1 この特約の給付に関する規定

第1条 介護前払保険金の支払

第2条 介護前払保険金を支払わない場合

第3条 介護前払保険金の請求

第4条 介護前払保険金の支払時期、支払場所

第5条 保険契約者が法人の場合の特則

2 この特約の取扱に関する規定

第6条 特約の締結および責任開始

第7条 特約の失効および復活

第8条 詐欺による取消

第9条 不法取得目的による無効

第10条 告知義務および告知義務違反

第11条 重大事由による解除

第12条 特約の消滅

第13条 特約の解約

第14条 特約の払戻金

第15条 契約者配当

第16条 特別条件付保険特約が付加されている保険契約の場合の特則

第17条 リビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）とあわせて主契約に付加する場合の特則

第18条 主契約に質権が設定される場合の特則

第19条 管轄裁判所

第20条 主約款の規定の準用

第21条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第22条 対象となる要介護4または5の状態

第23条 必要書類

第24条 主契約に付加された米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の取扱

備考

1 この特約の給付に関する規定

第1条（介護前払保険金の支払）

この特約の責任開始時以後、つぎの各号のいずれにも該当する場合に、会社は介護前払保険金を被保険者に支払います。

(1) 介護前払保険金の請求日（第3条（介護前払保険金の請求）に定める請求書類のすべてが会社に到達した日をいいます。以下、同じとします。）が主契約の保険料払込期間経過後であること

(2) 介護前払保険金の請求日における被保険者の年齢が満65歳以上であること

(3) 介護前払保険金の請求日において、被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、第22条（対象となる要介護4または5の状態）に定める要介護4または5の状態に該当すると認定されていること

2 前項の介護前払保険金の支払額は、主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、請求日における会社所定の基礎率にもとづき死亡保険金の前払となる期間相当の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額とします。なお、支払額は請求日における指定保険金額に対応する解約払戻金額を下回りません。

3 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、介護前払保険金が支払われた場合には、保険契約は、介護前払保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。

4 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、介護前払保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ介護前払保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、減額分については、主契約に適用される普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。

5 会社は、主約款に定める保険金を支払った場合または支払うこととした場合には、介護前払保険金の支払事由が発生していたことによりその後に介護前払保険金の請求を受けても、これを支払いません。

6 介護前払保険金を支払う前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、介護前払保険金の請求がなかつたものとして取り扱い、介護前払保険金は支払いません。

7 主約款に規定する貸付金があるときは、支払うべき金額から、その元利合計額を差し引きます。

第2条（介護前払保険金を支払わない場合）

つぎのいずれかの事由によって、被保険者が第1条（介護前払保険金の支払）第1項の規定に該当した場合には、介護前払保険金を支払いません。

(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

- (3) 被保険者の薬物依存
(4) 戦争その他の変乱（ただし、戦争その他の変乱により第1条（介護前払保険金の支払）第1項の規定に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、介護前払保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。）

第3条（介護前払保険金の請求）

- 被保険者は、第23条（必要書類）に定める書類を提出して、介護前払保険金を請求して下さい。
- 2 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および介護前払保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、介護前払保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上あるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
(2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

第4条（介護前払保険金の支払時期、支払場所）

介護前払保険金の支払時期および支払場所については、主約款に定める保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第5条（保険契約者が法人の場合の特則）

主契約の保険契約者が法人の場合において、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1条（介護前払保険金の支払）および第3条（介護前払保険金の請求）の規定にかかわらず、介護前払保険金の請求者および受取人は保険契約者とします。

- 2 前項に定める場合を除き、介護前払保険金の請求者および受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

2 この特約の取扱に関する規定

第6条（特約の締結および責任開始）

この特約は、被保険者の同意を得た保険契約者の申出によって、会社が定める主契約に付加して締結します。

- 2 主契約締結の際に付加する場合の、この特約の責任開始は、主契約の責任開始と同一とします。
3 主契約締結後に付加する場合の、この特約の責任開始は、会社がこの特約の付加を承諾した日とします。
4 前項の場合には、新たに保険証券を発行しません。

第7条（特約の失効および復活）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

- 2 主契約の復活の請求の際に、別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
3 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第8条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または介護前払保険金の受取人の詐欺によりこの特約の締結または復活が行なわれたときは、会社は、これを取り消すことができます。

第9条（不法取得目的による無効）

この特約の締結または復活の際の不法取得目的による無効については、主約款の不法取得目的による無効に関する規定を準用します。

第10条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

- 2 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
3 介護前払保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、介護前払保険金を支払いません。また、すでに介護前払保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
4 前項の規定にかかわらず、介護前払保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、介護前払保険金を支払います。

- 5 この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に解除の通知をします。
- 6 第2項から前項までの規定によりこの特約が解除された場合でも、解約払戻金の支払はありません。
- 7 会社は、つぎのいずれかの場合には、第2項から前項までの規定によるこの特約の解除をすることができません。
- (1) 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始。以下、本号において同じとします。）の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始の日からその日を含めて2年以内に介護前払保険金の支払事由が生じたとき（この特約の責任開始時前に原因が生じていたことにより、介護前払保険金の支払が行なわれない場合を含みます。）を除きます。
- 8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第11条（重大事由による解除）

会社は、つぎのいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または介護前払保険金の受取人が、この特約の介護前払保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の介護前払保険金の請求に関し、その介護前払保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または介護前払保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または介護前払保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは介護前払保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または介護前払保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由がある場合
- 2 第1条（介護前払保険金の支払）第1項の規定に該当した後でも、会社は、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に第1条（介護前払保険金の支払）第1項の規定に該当したことによる介護前払保険金の支払を行ないません。また、すでに介護前払保険金を支払っていたときでも、会社は、その返還を請求します。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。
- 4 この特約を解除した場合でも、解約払戻金の支払はありません。

第12条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) リビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）条項に規定するリビング・ニーズ保険金を支払ったとき
- (3) 第1条（介護前払保険金の支払）第2項に定める指定保険金額の合計額が会社の定める限度に達したとき

第13条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第14条（特約の払戻金）

この特約には解約払戻金がありません。

第15条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第16条（特別条件付保険特約が付加されている保険契約の場合の特則）

主契約に特別条件付保険特約が付加され保険金削減支払法が条件とされている場合において、保険金の削減支払期間中に介護前払保険金の請求があったときには、介護前払保険金を支払いません。この場合、介護前払保険金の請求がなかったものとして取り扱います。

第17条（リビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）とあわせて主契約に付加する場合の特則）

この特約をリビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）とあわせて主契約に付加する場合、リビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）のリビング・ニーズ保険金の請求とこの特約の介護前払保険金の請求を重ねて受けたときには、この特約の介護前払保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の介護前払保険金は支払いません。

第18条（主契約に質権が設定される場合の特則）

主契約に質権が設定される場合には、本特約は締結することができないものとします。

2 本特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、本特約は消滅するものとします。

第19条（管轄裁判所）

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第21条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

会社は、この特約の支払事由にかかる法令等の改正による公的介護保険制度等の改正があり、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、主務官庁の認可を得た方法により、この特約の支払事由を変更することができます。

2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を変更します。

3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、支払事由の変更日前に通知します。

第22条（対象となる要介護4または5の状態）

対象となる要介護4または5の状態とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）」第1条第1項に規定するつぎの状態をいいます。

要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

第23条（必要書類）

この特約にもとづく支払等についての必要書類は、会社所定の請求書および保険証券のほか、つぎのとおりとします。

請求項目	必要書類
介護前払保険金の請求	(1) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 被保険者の印鑑証明書
特約の解約	(1) 保険契約者の印鑑証明書

（注）会社は上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。

第24条（主契約に付加された米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の取扱）

米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の特約死亡保険金については、介護前払保険金の支払を取り扱いません。

2 主契約の死亡保険金額の全部が介護前払保険金として支払われた場合には、主契約に付加されている米国ドル

建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）も同時に消滅するものとします。この場合、米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）については、介護前払保険金の請求日に当該特約の解約の申出があったものとして取り扱います。

備考

1. 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

2. 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第19条に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分についての市町村の認定をいいます。

3. 要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第28条第2項に定義される要介護認定の更新をいいます。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

6. 指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、この特約の対象となる保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等の受取人に代わって、請求を行なうこと等を可能とする特約です。

第1条 特約の締結

第2条 特約の対象となる保険金等

第3条 指定代理請求人の指定

第4条 指定代理請求人による保険金等の請求

第5条 指定代理請求人の変更

第6条 告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知

第7条 指定代理請求人が保険金等を請求できない場合の取扱い

第8条 特約の消滅

第9条 特約の解約

第10条 主契約または主契約に付加されている特約における代理請求に関する規定がある場合の取扱い

第11条 主契約が更新される場合

第12条 保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱い

第13条 被保険者の型がある契約の場合の読み替え

第14条 主契約の規定の準用

第15条 必要書類

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）締結の際または主契約締結後、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

この特約は、この特約が付加された主契約およびその主契約に付加されている特約の保険金、給付金または年金（保険料の払込の免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）のうち、つぎの各号のいずれかに該当するものを対象とします。

- (1) 被保険者が受取人となる保険金等
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除
- (3) その他、会社が定める保険金等

第3条 (指定代理請求人の指定)

この特約を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定するものとします（指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとします。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の3親等内の親族

第4条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎのいずれかの事情があるとき、指定代理請求人が、第15条（必要書類）に定める書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人に代わって保険金等の請求をすることができます。

- (1) 傷病により、保険金等を請求する意思表示が困難であるとき
- (2) がん等に罹患した事実を知らないとき
- (3) その他、前2号に準じる状態であるとき

2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条の各号に定める範囲外にある場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。

3 第1項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その支払後に重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

4 本条の規定にかかわらず、故意または重大な過失により保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者、もしくは故意または重大な過失により保険金等の受取人を第1項の各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

第5条 (指定代理請求人の変更)

保険契約者は、指定代理請求人を変更することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本条の変更をするときは、第15条（必要書類）に定める書類を会社に提出してください。
- (2) 新たに指定する指定代理請求人は第3条（指定代理請求人の指定）の定める範囲内とします。
- (3) 指定代理請求人を変更し、新たに指定する場合は、被保険者の同意を要します。
- (4) 第1号に定めた書類が会社に届いたときに、本条の変更がなされたものとします。会社は変更処理が完了した旨を保険契約者に通知します。

第6条（告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知）

この特約を付加した場合は、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知することができます。

第7条（指定代理請求人が保険金等を請求できない場合の取扱い）

保険金等の支払事由が生じた場合、その保険金等の請求時に、保険金等の受取人が第4条第1項に定める事情があり、かつ指定代理請求人がつぎの各号のいずれかに該当するときは、第2項で定める者（以下、「代理請求人」といいます。）が、書面でその事情を会社に申し出て、会社の承諾を得て、保険金等の受取人に代わって保険金等の請求することができます。

- (1) 指定代理請求人が死亡しているとき
- (2) 指定代理請求人が第3条の各号に定める範囲外であるとき
- (3) 指定代理請求人が、傷病により、保険金等を請求する意思表示が困難であるとき
- (4) 指定代理請求人が、保険金等の受取人ががん等に罹患した事実を知らないとき
- (5) その他、指定代理請求人が、前4号に準じる状態であるとき
- (6) 指定代理請求人が指定されていないとき
- (7) 第4条第4項に該当するとき

2 つぎによる者を代理請求人とします。

- (1) 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がないときまたは前号に該当する者が本条の請求をすることができない前項に定める事情があるときは、保険金等の受取人の親または子
 - (3) 前2号に該当する者がないときまたは前2号に該当する者が本条の請求をすることができない前項に定める事情があるときは、保険金等の受取人の兄弟姉妹
- 3 第1項の規定により、会社が保険金等を代理請求人に支払った場合には、その支払後に重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 本条の規定にかかわらず、故意または重大な過失により、保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者、もしくは故意または重大な過失により保険金等の受取人を第4条第1項の各号に定める状態に該当させた者は、代理請求人としての取扱いを受けることができません。

第8条（特約の消滅）

主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

第9条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

第10条（主契約または主契約に付加されている特約に代理請求に関する規定がある場合の取扱い）

この特約を付加している場合、主契約またはこの主契約に付加されている特約に、保険金等の受取人に代わる保険金等の請求（保険料の払込の免除の請求を含みます。）に関する規定がある場合でも、これを適用せず、この特約の規定により取り扱います。

第11条（主契約が更新される場合）

この特約が付加されている主契約が更新される場合は、この特約も更新されます。

2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、更新日に会社の定める他の特約または保険契約に変更して更新されることがあります。

第12条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱い）

保険金等の受取人が法人に変更される場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとして取り扱います。

第13条（被保険者の型がある契約の場合の読み替え）

主契約または主契約に付加されている特約に被保険者の範囲に関する型の規定がある場合は、被保険者を「主たる被保険者」と読み替えます。

第14条（主契約の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第15条（必要書類）

この特約にもとづく請求および変更等についての必要書類は、つぎのとおりとします。

	請求項目	必 要 書 類
1	保険金等の代理請求	(1) 代理請求する保険金等の必要書類（ただし、受取人の印鑑証明書は除きます。） (2) 指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 会社所定の事情書
2	指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
3	指定代理請求特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書

（注）1. 上記の書類は、会社に提出してください。

2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2 第7条（指定代理請求人が保険金等を請求できない場合の取扱い）により代理請求人が保険金等を請求する場合には、本条の「指定代理請求人」を「代理請求人」に読み替えます。

7. 特定障害不担保特約

第1条（特約の適用）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結、復活または復旧の際、被保険者となるべき者または被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときに、主契約および主契約に付加されているつぎの各号の特約について適用します。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 定期保険特約 | (5) 通増終身保険特約 |
| (2) 養老保険特約 | (6) 災害割増特約 |
| (3) 通増定期保険特約 | (7) 傷害特約 |
| (4) 初期低解約払戻金型通増定期保険特約 | (8) 年金月額上乗特約 |

第2条（不担保とする特定障害）

この特約により不担保とする特定障害は、視力障害および聴力障害とし、それぞれつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 視力障害

被保険者が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または第1条各号の特約に定める高度障害状態、身体障害の状態または障害の状態（これらの状態を以下「身体の障害状態」といいます。）のうち、つぎのいずれかの状態に該当し、主約款もしくは第1条各号の特約に定める高度障害保険金、高度障害年金、特約高度障害保険金、障害給付金、特約高度障害年金、災害高度障害保険金、がん高度障害保険金もしくは特約がん高度障害保険金（以下「高度障害保険金等」といいます。）の支払事由が生じた場合、または主約款に定める保険料の払込の免除の事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金等を支払わず、または保険料の払込の免除を行いません。

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ③両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの

(2) 聴力障害

被保険者が身体の障害状態のうち、つぎのいずれかの状態に該当し、主約款または傷害特約に定める障害給付金の支払事由が生じた場合、または主約款に定める保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、障害給付金を支払わず、または保険料の払込の免除を行いません。

- ①両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ②両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの
- ③1耳の聴力を全く永久に失ったもの

第3条（保険契約内容の変更制限等）

この特約を付加した場合、つぎの各号のとおりとします。

- (1) この特約のみの解約は取り扱いません。
- (2) 主契約または第1条各号の特約において、更新が行なわれたときは、更新後の主契約または第1条各号の特約にもこの特約は適用されます。
- (3) 主契約において、払済保険への変更または延長保険への変更が行なわれたときは、変更後の主契約にもこの特約は適用されます。
- (4) 主約款または第1条各号の特約の規定にかかわらず、他の個人保険加入の取扱は行いません。
- (5) 第1条各号の特約において、特約の種類の変更が行なわれたときは、変更後の特約にもこの特約は適用されます。

第4条（主契約または主契約に付加されている特約に被保険者の範囲に関する型の規定がある場合の特則）

主契約または当該主契約に付加されている特約（以下「付加特約」といいます。）に被保険者の範囲に関する型の規定がある場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主約款または付加特約の規定にかかわらず、被保険者の範囲に関する型が「本人型」の場合のみこの特約の付加を取り扱います。
- (2) 主約款または付加特約の規定にかかわらず、「本人型」から「本人型」以外の型への変更は取り扱いません。

8. 情報端末による保険契約申込に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者（保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同じとします。）または被保険者が保険契約の申込の手続の際に、保険契約申込書または告知書の提出に代えて、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下、「情報端末」といいます。）を利用することにより、保険契約の申込手続を行なうことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

保険契約者から、情報端末を利用することにより、保険契約の申込があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。

第2条（保険契約の申込に関する事項）

保険契約の締結の際、会社は、保険契約の申込に係る事項を情報端末に表示しますので、保険契約者は、情報端末に表示された保険契約の申込画面に所要事項を入力のうえで会社に送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

第3条（情報端末の利用による告知）

主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の告知義務の規定にかかわらず、保険契約（特約を含みます。）の締結の際、会社所定の書面に代えて会社が情報端末に表示した告知に係る事項について、保険契約者または被保険者は、情報端末に表示された告知画面に所要事項を入力のうえで会社に送信することによって、告知することができるものとします。

第4条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款および特約条項の規定を準用します。

第5条（主約款等の読み替え）

この特約を適用した場合、主約款および特約条項の契約年齢または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを「情報端末による保険契約申込に関する特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示された」と読み替えます。

9. 責任開始に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、同じとします。）の払込を責任開始の要件とせず、会社が保険契約の申込を受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。

2 この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

第2条（責任開始）

この特約が適用された場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）

保険契約者は、第1回保険料を払込期間内に会社に払い込んで下さい。

2 第1回保険料の払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとします。

3 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

4 保険料払込方法（回数）が月払の保険契約の場合で、責任開始日を契約日とするときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了日までとします。

第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、年金、給付金または一時金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

2 前項の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（前項ただし書きの未払込保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（前項ただし書きの未払込保険料を含みます。以下、本項において同じとします。）を払い込んで下さい。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。

3 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（主約款または特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下、本項において同じとします。）を払い込んで下さい。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第5条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約および主契約に付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。

2 本条の規定によって主契約および主契約に付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の払戻金はありません。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、主契約と同時になければ、この特約を解約することはできません。

第7条（第1回保険料の払込前の保険契約の解約払戻金）

第1回保険料の払込前の主契約および主契約に付加された特約には解約払戻金はありません。

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

10. 円入金特約

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、保険料等の払込について、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および特約条項に定める外国通貨（以下、「外国通貨」といいます。）を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約は、主契約の締結後、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（換算基準日）

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日がこの特約に関して会社が主として取引する銀行（以下、「取引銀行」といいます。）の休業日に当たるときは、その直前の取引銀行の営業日とします。

第3条（為替レート）

主約款または特約条項の規定にかかわらず、この特約を主契約に付加した場合には、会社は、外国通貨で定められた金額を、換算基準日における会社所定の為替レートにより円に換算して、主約款または特約条項に定める取扱を行ないます。

- 2 前項に定める会社所定の為替レートは、換算基準日における取引銀行の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上まわることはできません。

第4条（保険料に関する取扱）

保険契約者が会社に払い込む第1回保険料または第1回保険料相当額の換算基準日は、会社が受領する日の前日とします。

- 2 保険契約者が会社に払い込む第2回以後の保険料の換算基準日は、会社が受領する日の属する月の前月末日とします。
- 3 会社は、保険契約者から請求を受けた場合には、本条に定める方法で円に換算した第2回以後の保険料を、遅滞なく保険契約者に通知します。

第5条（保険料の前納に関する取扱）

保険契約者は、会社所定の取扱範囲内で、将来の保険料の全部または一部を円に換算して前納することができます。この場合、保険契約者が会社に払い込む保険料前納金の換算基準日は、会社が受領する日の前日とします。

第6条（貸付金の返済に関する取扱）

保険契約者は、会社所定の取扱範囲内で、保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付の貸付金の元利金の全部または一部を円に換算して返済することができます。この場合、保険契約者が会社に返済する貸付金の元利金の換算基準日は、会社が受領する日の前日とします。

第7条（保険契約の復活に関する取扱）

主契約（主契約に付加されている特約を含みます。）を復活する場合、保険契約者が会社に払い込む未払込保険料の換算基準日は、会社が受領する日の前日とします。

第8条（特約の復活）

主契約の復活の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

第9条（特約の解約）

この特約のみの解約は取扱いません。

第10条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由により消滅したときは、この特約は消滅します。

第11条（契約年齢または性別の誤りの処理の場合の特則）

第4条（保険料に関する取扱）の規定にかかわらず、契約年齢または性別の誤りの処理にあたって、保険契約者が会社に保険料を払い込む場合、保険料の換算基準日は、会社が受領する日の前日とします。

第12条（主契約に口座振替特約が付加された場合の特則）

第4条（保険料に関する取扱）第1項および第14条（主契約に責任開始に関する特約が付加された場合の特則）の規定にかかわらず、この特約が付加されている主契約に口座振替特約が付加された場合で、第1回保険料（第1

回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。) から口座振替を行なうときの換算基準日は、口座振替特約に定める第1回保険料の振替日の属する月の前月末日とします。

2 前項および第4条第2項の規定にかかわらず、口座振替特約に定める会社の定めた日が口座振替特約に定める
提携金融機関等の休業日で、かつ、翌月の最初の営業日を振替日とするときの換算基準日は、その振替日の属す
る月の前々月末日とします。

第13条（主契約にクレジットカード払特約が付加された場合の特則）

第4条（保険料に関する取扱）第1項および第14条（主契約に責任開始に関する特約が付加された場合の特則）
の規定にかかわらず、この特約が付加されている主契約にクレジットカード払特約が付加された場合で、第1回保
険料をクレジットカードにより払い込むときの換算基準日は、保険契約の申込を受けた日の前日とします。

第14条（主契約に責任開始に関する特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に責任開始に関する特約が付加された場合には、第4条（保険料に関する取扱）
第1項中、「会社が受領する日の前日」は、「会社が受領する日の属する月の前月末日」と読み替えます。

11. 円支払特約

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、保険金、年金または解約払戻金等の支払に関して、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および特約条項に定める外國通貨（以下、「外國通貨」といいます。）を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、保険金もしくは年金等（以下、「保険金等」といいます。）または解約払戻金等を支払う場合で、保険契約者（保険金等の支払の場合は、その保険金等の受取人とします。）から申出があったときに主契約に付加して締結します。

第2条（換算基準日）

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日がこの特約に関して会社が主として取引する銀行（以下、「取引銀行」といいます。）の休業日に当たるときは、その直前の取引銀行の営業日とします。

第3条（為替レート）

主約款または特約条項の規定にかかわらず、この特約を主契約に付加した場合には、会社は、外國通貨で定められた金額を、換算基準日における会社所定の為替レートにより円に換算して、主約款または特約条項に定める取扱を行ないます。

- 2 前項に定める会社所定の為替レートは、換算基準日における取引銀行の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下まわることはできません。

第4条（保険金の支払に関する取扱）

会社が保険金受取人に支払う保険金の換算基準日は、必要な書類が会社に到着した日（以下、「書類到着日」といいます。）の前日とします。

第5条（保険契約者に対する貸付に関する取扱）

会社が保険契約者に対して行なう貸付金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第6条（保険料の前納等に関する取扱）

保険料前納金の残額が払い戻される場合、会社が保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻す保険料前納金の残額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。ただし、第13条（免責に関する取扱）または第14条（解除に関する取扱）に規定する責任準備金または解約払戻金と同時に支払われる場合は、それぞれの換算基準日を適用します。

- 2 保険料未経過金が払い戻される場合、前項の規定を準用します。
3 その他保険料が払い戻される場合、第1項の規定を準用します。

第7条（払済保険への変更に関する取扱）

払済保険への変更に際して払い戻す解約払戻金の残額がある場合、会社が保険契約者に支払う解約払戻金の残額の換算基準日は、払済保険への変更に関する書類到着日の前日とします。

第8条（契約年齢または性別の誤りの処理に関する取扱）

契約年齢または性別の誤りの処理で会社が保険契約者に保険料を払い戻す場合、会社が保険契約者に払い戻す保険料の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第9条（解約に関する取扱）

主契約（主契約に付加されている特約を含みます。）を解約する場合、会社が保険契約者に支払う解約払戻金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第10条（保険金額の減額に関する取扱）

主契約（主契約に付加されている特約を含みます。）の保険金額を減額する場合、会社が保険契約者に支払う保険金額の減額部分の解約払戻金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第11条（特約の消滅）

この特約の規定により、円に換算された金額を支払ったときは、この特約は消滅します。

第12条（保険金の据置支払に関する取扱）

主約款または特約条項の規定により、保険金の据置支払をしたときは、据置期間満了まで据え置かれた保険金の換算基準日は、会社所定の据置期間の満了日とします。ただし、据置期間中に据え置かれた保険金の請求に必要な

書類が会社に到着したときは、換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第13条（免責に関する取扱）

被保険者の死亡が免責事由に該当したことにより死亡保険金を支払わない場合、会社が保険契約者に支払う責任準備金または解約払戻金の換算基準日は、会社が支払決定を行なった日の前日とします。

第14条（解除に関する取扱）

保険契約（特約を含みます。）を解除した場合、会社が保険契約者に支払う解約払戻金の換算基準日は、会社が支払決定を行なった日の前日とします。

第15条（主契約にリビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）または介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）が付加された場合の特則）

主契約にリビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）または介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）が付加された場合で、リビング・ニーズ特約（指定通貨建・外貨建用）のリビング・ニーズ保険金または介護前払特約（指定通貨建・外貨建用）の介護前払保険金（以下、本条において「リビング・ニーズ保険金等」といいます。）が支払われるときは、会社がリビング・ニーズ保険金等の受取人に支払うリビング・ニーズ保険金等の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第16条（主契約に特定疾病保険料払込免除特則または特定疾病障害介護保険料払込免除特則が適用された場合の特則）

主契約に特定疾病保険料払込免除特則または特定疾病障害介護保険料払込免除特則が適用された場合で、被保険者が悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物と診断確定され、特定疾病保険料払込免除特則または特定疾病障害介護保険料払込免除特則の特則部分にかかる保険料相当額が払い戻されるときは、その特則部分にかかる保険料相当額の換算基準日は、払い戻しに関して必要な書類到着日の前日とします。

第17条（主契約に年金支払特約が付加された場合の特則）

主契約に年金支払特約が付加された場合で、年金支払特約の年金が支払われるときは、年金基金を設定する日の前日における会社所定の為替レートを用いて年金基金に充当した金額を円に換算し、基本年金額は、会社の定める方法により計算します。

2 前項の規定を適用した場合、以後外国通貨による取扱を行いません。

第18条（主契約が指定通貨建特別終身保険（低解約払戻金型）または指定通貨建遞増終身保険（低解約払戻金型）の場合の特則）

この特約を指定通貨建特別終身保険（低解約払戻金型）または指定通貨建遞増終身保険（低解約払戻金型）に付加した場合には、第10条（保険金額の減額に関する取扱）中、「保険金額」は、「基本保険金額」と読み替えます。

第19条（主契約に米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）が付加された場合の特則）

主契約に米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）が付加された場合で、被保険者が悪性新生物責任開始日の前日以前に悪性新生物と診断確定され、米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約（低解約払戻金型）の保険料が払い戻されるときは、その保険料の換算基準日は、払い戻しに関して必要な書類到着日の前日とします。

12. 口座振替特約

第1条（特約の適用）

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2 この特約を適用するには、つきの条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

第2条（保険料の払込）

保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

2 前項により会社が振り替えられたことを確認した場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、会社は保険料を合算して口座振替を行ないます。

4 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

5 会社は、保険契約者に対し、口座振替による保険料の払込状況について定期的に通知します。

第3条（責任開始および契約日の特則）

この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日とします。

2 前項の場合、会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。

3 この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行なう場合、月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

4 第1項および第3項の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、第1項および第3項に規定する契約日を基準として計算します。

5 会社の責任開始の日から契約日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、第1項、第3項および前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

6 契約者より申出があり、かつ、会社がこれを承認したときに限り、第1項および第3項にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とすることができます。

第4条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。この場合、第3条第1項の規定は適用しません。

2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つきのとおり取り扱います。

- (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の金額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行ないます。

- (2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行ないます。

3 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第6条（諸変更）

保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出て下さい。

2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択して下さい。

- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択して下さい。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

- つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
- (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険契約が失効したとき
 - (3) 保険料の自動振替貸付が行なわれたとき
 - (4) 保険料の前納または一括払込が行なわれたとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (7) 第1条第2項に該当しなくなったとき
- 2 前項のうち、第2号ないし第4号の事由によりこの特約が消滅した場合、それ以後、つぎの事由に該当するときは、保険契約者から反対の申出がない限り、自動的に従前の口座振替手続による保険料の払込がなされることとします。
- (1) 保険契約が復活されたとき
 - (2) 保険料の自動振替貸付による貸付金が返済されたとき
 - (3) 保険料前納期間が終了したとき

第8条（解約払戻金等の支払方法）

会社は、保険契約者から反対の申出がない限り、解約払戻金、過払保険料等保険契約者に払い戻しまたは支払うべき金額がある場合には、その金額を指定口座に振り込みます。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（無配当がん医療給付定期保険契約に付加した場合の特則）

この特約を無配当がん医療給付定期保険契約に付加する場合には、第3条第1項、第3項、第5項および第6項中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金の支払および保険料払込免除に関する責任開始の日」と読み替えるものとします。

2 主約款第11条本文に定める責任開始の日の計算にあたっては、主約款第10条第1項に定める時を基準に計算するものとします。

第11条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険料の払込）を以下のとおり読み替えます。

第2条（保険料の払込）

保険料は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および責任開始に関する特約の規定にかかるわらず、主約款および責任開始に関する特約に定める払込期月（第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。）から口座振替を行なう場合の第1回保険料については、責任開始に関する特約に定める第1回保険料の払込期間とします。以下、同じとします。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

2 第3条第5項（第11条の規定により読み替えたものをいいます。）の規定が適用された月払保険契約で、かつ第1回保険料から口座振替を行なう場合の第1回保険料の振替日（第2回保険料の振替日と同日）については、第2回保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の金額に満たない場合には、第1回保険料の口座振替を行ないます。

- 3 前2項により会社が振り替えられたことを確認した場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 4 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、会社は保険料を合算して口座振替を行ないます。
- 5 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 6 会社は、保険契約者に対し、口座振替による保険料の払込状況について定期的に通知します。

(2) 第3条（責任開始および契約日の特則）を以下のとおり読み替えます。

第3条（契約日の特則）

この特約が適用された月払保険契約の場合の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- 2 第1回保険料から口座振替を行なう場合、会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。
- 3 保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、第1項に規定する契約日を基準として計算します。
- 4 会社の責任開始の日から契約日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、第1項および前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
- 5 契約者より申出があり、かつ、会社がこれを承認したときに限り、第1項にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とすることができます。

(3) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）を以下のとおり読み替えます。

第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

振替日に保険料の口座振替が不能となった場合には、つきのとおり取り扱います。

- (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の金額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行ないます。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行ないます。
- 2 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款または責任開始に関する特約に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。
- 3 第2条第2項（第11条の規定により読み替えたものをいいます。）の規定による第1回保険料および第2回保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款または責任開始に関する特約に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

13. クレジットカード払特約

第1条（特約の適用）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

- 2 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
- 3 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下、「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。
- 4 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行ないます。

第2条（保険料の払込）

第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。

- 2 前項の場合、会社が、保険契約の申し込みを承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
- 3 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
- 4 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 5 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できること
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
- 6 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第3条（契約日の特則）

月払保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が適用される月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢はその日を基準として計算します。
- (2) 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢はその日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
- 2 契約者より申出があり、かつ、会社がこれを承認したときに限り、前項第1号にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とすることができます。

第4条（他の保険料の払込方法（経路）への変更）

保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込を中止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。

第5条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第6条（特約の消滅）

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (3) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (4) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (5) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (6) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
- 2 前項第4号ないし第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保

險料の払込方法（経路）への変更を行なってください。

第7条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

14. 別表

別表1 請求書類

(I) 保険金および保険料の払込の免除の請求書類

項目	必要書類
1. 死亡保険金 特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本） (4) 保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
2. 高度障害保険金 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本） (4) 保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
3. 特約特定疾病保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書（手術を支払事由とする場合に限ります。） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本） (5) 保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
4. 特約特定障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の身体障害者手帳の写し (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本） (5) 保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
5. 特約介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本） (5) 保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
6. 保険料の払込の免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による所定の障害状態該当を払込免除事由とする場合に限ります。） (3) 被保険者の身体障害者手帳の写し（特定障害状態該当を払込免除事由とする場合に限ります。） (4) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証（会社所定の要介護状態または要介護2以上の状態該当を払込免除事由とする場合に限ります。） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書（手術を払込免除事由とする場合に限ります。） (7) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。
また2. 3. 4. 5. 6. の請求については、会社の指定した医師に診断を行なわせることができます。

(II) その他の請求書類

項目	必要書類
1. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書
2. 保険料払込方法(回数)の変更	(1) 会社所定の請求書
3. 減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4. 払済保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
5. 保険契約者に対する貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6. 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券
7. 遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書の写し (3) 相続人の戸籍謄本 (4) 相続人の印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書 (6) 保険証券
8. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
10. 第41条(保険契約者以外の者による解約の効力等)第3項に定める会社への通知	(1) 会社所定の請求書 (2) 受取人の戸籍謄本 (3) 受取人の印鑑証明書 (4) 保険契約者の印鑑証明書 (5) 受取人による債権者等への弁済の事実および金額を証明する書類 (6) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病的診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つきのいずれかの状態をいいます。

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 10手指の用を全く永久に失ったもの
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考 [別表3、4]**1. 常に介護を要するもの**

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

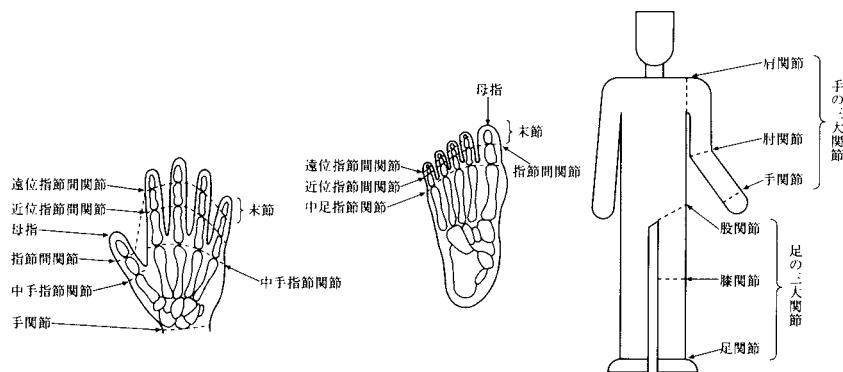
7. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはあります。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

<身体部位の名称図>



別表8 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

I. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義付けられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 2013年版準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病(ただし、上皮内新生物および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く)
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
	(2) 消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
	(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
	(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
	(5) 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物<腫瘍> (C43～C44) のうち、 ・皮膚の悪性黒色腫	C43
	(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
	(7) 乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
	(8) 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
	(9) 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
	(10) 腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
	(11) 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
	(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
	(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
	(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81～C96
	(15) 独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
	(16) 真正赤血球増加症<多血症>	D45
	(17) 骨髄異形成症候群	D46
	(18) リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物<腫瘍> (D47) のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患 (I20～I25) のうち、 ・急性心筋梗塞	I21
	・再発性心筋梗塞	I22
3. 脳卒中	脳血管疾患 (I60～I69) のうち、 ・くも膜下出血	I60
	・脳内出血	I61
	・脳梗塞	I63

II. 上記 I の表2において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが下記のものとします。

第5桁性状コード
／3悪性、原発部位
／6悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(注1) 上記 I の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記 I に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中に分類された疾病があるときには、その疾病を対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中に含めます。

(注2) 上記 II の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、あらたに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときには、その疾病を対象となる悪性新生物に含めます。

別表10 対象となる手術

対象となる手術とは、次のいずれも満たす手術とします。

1. 病院または診療所（別表11）（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における手術であること
2. 公的医療保険制度（別表12）にもとづく医科診療報酬点数表（別表13）（以下、「医科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている診療行為（公的医療保険制度（別表12）にもとづく歯科診療報酬点数表（別表14）（以下、「歯科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。）。

別表11 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表12 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 1 健康保険法
- 2 国民健康保険法
- 3 国家公務員共済組合法
- 4 地方公務員等共済組合法
- 5 私立学校教職員共済法
- 6 船員保険法
- 7 高齢者の医療の確保に関する法律

別表13 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表14 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表15 要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

1. 下表の①または②のいずれかが〔全部介助または一部介助の状態〕に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、〔1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態〕または〔3項目が全部介助または一部介助の状態〕に該当して他人の介護を要する状態
2. 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

項目	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
① 歩行	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・何かにつかまつても誰かに支えられても歩行できない。 ・必ず車椅子を使用している。 ・寝たきり状態。	つぎのいずれかの状態 ・杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ・誰かに支えられなければ歩行できない。
② 寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	・何かにつかまつても1人で寝返りができない。	・ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができる。
③ 入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ・洗身をすべて介助者が行っている。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 ・体の一部の洗身を介助者が行っている。

項目	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
④ 排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・常時オムツに依存している。 ・排せつにかかるすべてを介助者が行っている。	・排せつ後のふき取りが1人できなかったり、できても不十分なため、介助者が援助している。
⑤ 食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	・食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。
⑥ 衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	・一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

備考**1. 器質性認知症**

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
- ① 「器質性認知症」
「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック<Pick>病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F02.1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02.2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05) 中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの (G31) 中の 神経系のその他の明示された変性疾患 (レビー小体型認知症に限りません。)	G31.8

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版) 準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受け取って反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏睡(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁—意識の程度は動搖しやすいに加えて、錯覚・幻覚をともな

い不安、不穏、興奮などを示す状態) およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識がない。
- (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識がない。
- (3) 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識がない。

別表16 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

備考

1. 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

2. 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第19条に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分についての市町村の認定をいいます。

3. 要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第28条第2項に定義される要介護認定の更新をいいます。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

MEMO



MEMO



MEMO



MEMO



MEMO



MEMO



MEMO



ご契約内容に関するお手続きやお問合せ

カスタマーサービスセンター



0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)



10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

保険金・給付金に関するお問合せ

保険金・給付金お問合せ窓口



0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。

苦情の申出先および相談窓口

生命保険のお手続きや保険契約に関する苦情・ご相談につきましては、以下の窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口



0120-227-780

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始休み)

当社の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、保険契約にともなう大切なことを記載したものです。
必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願い
いたします。

保険契約の申込み承諾後にお送りする保険証券とあわせて大切
に保管してください。

ご契約内容に関するお手続きやお問合せ

カスタマー
サービスセンター

 **0120-506-094**

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

保険金・給付金に関するお問合せ

保険金・給付金
お問合せ窓口

 **0120-506-053**

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。

当社所定の為替レートについて

米ドル建の保険料・保険金額・解約払戻金額等を円に換算する際に適用される当社所定の為替レートについては、当社のウェブサイトでご確認いただけます。

オリックス生命 ウェブサイト  <https://www.orixlife.co.jp/>

お問合せは



オリックス生命保険株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ

TEL 03-6862-6300

<https://www.orixlife.co.jp/>